

2024年度供給計画届出書 記載についての参考資料

2023年12月
電力広域的運営推進機関

■ 2023年度からの変更点	P4	■ 32-2表	P32
□ 太陽光・風力・蓄電池・自流水水力・揚水式水力の供給力算定方法について	P5	□ 32-2表の「前年度」欄記載方法	P37
□ 調整係数を用いた供給力算定方法のイメージ(自流水の調整能力有無による違い・揚水に計画補修がない場合)	P6	□ 32-2表の「前年度」欄記載方法 卸電力取引所から調達(販売)がある場合の記載例	P38
□ 揚水式水力に計画補修がある場合の供給力算定方法のイメージ	P7	□ 32-2表「送電端電力量」の記載方法について	P39
□ ブラックスタート機能契約がある純揚水等の供給力算定方法のイメージ	P8	□ 32-2表の「非化石電源比率(%)」について	P40
□ 半月(前半・後半)の平均供給力の算定例	P9	□ 非化石電源比率算出の基本的な考え方	P41
□ (参考)供給力評価方法の見直しに係る経緯	P10	□ 32-2表 揚水発電及び揚水用動力の記載方法について	P42
□ (参考)調整係数の算定の考え方について	P11	□ 32-2表 蓄電用の電気工作物の放電及び蓄電の記載方法について	P43
□ (参考)調整係数について	P12	□ 32-2表 揚水発電・蓄電池に係る「送電端電力量」の記載と非化石電源比率について	P44
■ 当参考資料の読み方と全体共通の注意事項	P13	■ 32-3表	P45
■ 供給計画届出様式一覧	P15	■ 32-4表	P46
■ 32-1表・32-3表・33の3表等の記載断面について	P16	■ 32-1~4表補足	
■ (参考)供給計画における供給力の集計方法について	P17	□ 発電事業者の32-1表(32-3表)の「発電余力」の記載について	P47
■ (参考)一月あたりの取引が0.1GWh未満の場合の記載例	P18	□ 非電気事業者と電気の取引をした場合の注意点(32-1~4表)	P48
■ 32-1表	P19	□ 発電事業者における構内自家消費がある場合の記載例(32-1~4表)一例	P49
□ 小売電気事業者の32-1表(32-2~4表も同様)の記載イメージ	P24	□ 小売電気事業者における自者保有電源がある場合の記載例	P53
□ 発電事業者の32-1表(32-2~4表も同様)の記載イメージ	P25	■ 32-5表(32-7表)	P54
□ 特定卸供給事業者の32-1表(32-2~4表も同様)の記載イメージ	P26	■ 32-6-1表	P57
□ 配電事業者の32-1表(32-2~4表も同様)の記載イメージ	P27	■ 32-6-1表(記載例)	P59
□ 32-1表の「前年度」欄記載方法	P28	■ 32-6-2表	P60
□ 32-1表の「前年度」欄記載方法 卸電力取引所から調達(販売)がある場合の記載例	P29	■ 32-6-2表(記載例)	P61
□ 32-1表「年度末電源構成」の記載方法について	P30	■ 32-6-3表	P62
□ 別紙(石炭バイオマス混焼発電設備報告様式) 記載例	P31		

■ 32-8表(36表).....	P63	■ 33の3-1表	P93
□ 非電気事業者内訳表 記載例	P67	□ 出力変動幅等の考え方	P97
□ (参考)非電気事業者内訳表記載の経緯.....	P68	□ 計画補修がある場合の出力変動幅等の考え方	P99
□ グループ間の取引の記載例		□ 33の3-1表の「前年度」欄記載方法	P100
□ ①(32-8表記載例).....	P74	■ 33の3-2表	P101
□ ②(32-8表記載例).....	P75	□ 発電事業者の33の3-1表及び33の3-2表の保有電源欄の記載 について.....	P102
□ ①と②の併用(32-8表記載例).....	P76	■ 34表	P104
□ エリアを跨ぐ電気の取引の記載例(32-8表).....	P77	■ 34表(記載例)	P105
□ 自者間取引がある場合の受電・送電取引の記載例.....	P78	■ 35-1表	P106
□ 受電・送電取引帳票の備考欄(上中段)の記載について.....	P79	■ 35-2表	P107
□ 発電事業者の32-1及び32-3表、34表の記載について.....	P80	■ 35-3表	P108
□ 発電事業者の32-2及び32-4表の記載について.....	P82	■ 37表	P109
□ 発電事業者の32-1~32-4表、32-8送電表、36送電表 の記載方法		■ 38表(電力系統の状況)	P110
□ (1)新エネ電源(太陽光・風力)の記載について.....	P83	■ 38表(電力潮流の状況)	P112
□ (2)水力・火力・原子力・新エネ電源(地熱・バイオマス・廃棄 物・蓄電池)の記載について	P84	■ 38の2表	P113
□ (3)新エネ電源のFIT買取期間終了後の記載について.....	P85	■ 一般エリアと特定エリアの双方で事業を行う場合の供給計画の記載方法	P114
□ 特定卸供給事業者の記載例		■ 送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者における特記事項	P115
□ 特定卸供給事業者の受電取引の記載例	P86	■ 電力(電力量)記載上の発電端・送電端等の違いについて	
□ 特定卸供給事業者の送電取引の記載例	P87	□ (1)発電所側で構内自家消費がない場合	P116
□ 小売電気事業者の受電取引の記載例		□ (2)発電所側で構内自家消費がある場合	P117
□ (1)通常	P88	■ 計画補修がある場合の発電機の供給力(MW)算定方法について	P118
□ (2)受電取引における太陽光・風力の設備量が特定できる もの	P89	■ 半月(前半・後半)の平均供給力の算定例	P119
□ 32-8表(36表)の記載順を変更する場合の記載例(任意).....	P90	■ 再生可能エネルギー電気卸供給の記載方法	P120
■ 33表	P91	■ 特定地域立地電源の供給計画への計上について	P121
■ 33の2表	P92	■ 改定履歴	P122

- 蓄電池の供給力計上の扱いを明記した(P5,28)
- ブラックスタート機能契約した揚水発電所の供給力計上方法について明記した。(P5,8,93,121)
- 様式第33の3-1、33の3-2表を追加し、その記載方法を追加した。
(P15,16,93,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,115)
- 発動指令電源(再掲)欄を追加し、別紙(発動指令電源計上内訳)を削除した。(P19)
- 発電事業者の保有電源の供給電力および供給電力量、記載方法を変更した。(P20,33,80,81,82,84,104)
- 様式第32-1~4表の一般送配電事業者(補正)欄の計上内容を変更した。(P21,34)
- 送電端電力量にインバランスを含むという記載を削除した。(P39)
- 非化石電源比率算出方法について変更した。(P40,41)
- 揚水動力量及び蓄電用電力量の計上方法について、発電事業者側で計上する場合を記載した。(P42,43,44)
- 蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量の計上方法を記載した。(P43,44)
- 混焼設備における供給電力、供給電力量の記載例を追加した。(P51,52)
- 休止及び長期計画停止の場合等の変更供給計画届出の扱いを記載した。(P54)
- 10万kW以下の電源種別が新エネ以外の取引については電源種別一括として記載することに修正した。
(P63,65,79,88)
- 一般送配電事業者の太陽光・風力に関する計上内容を変更した。(P65)
- 電源 I' のデータ確認対象を沖縄エリアのみとした。(P72,73)
- 新エネ(地熱・バイオマス・廃棄物)の32-1~4表等への計上方法を変更した。(P80,81,82,84,104)
- 様式第34表の内訳欄の記載内容について記載した。(P104)
- 様式第38第2表の受給電力の内訳欄(送電分、受電分)の削除に伴う補足を追記した。(P113)

電源種別		2024年度供給計画	
太陽光	全量	設備量※1 × 調整係数	
	余剰	(設備量(発電端値) - 自家消費分) × 調整係数	
風力		設備量※1 × 調整係数	
自流式水力※2		設備量※1 × 調整係数 + 調整能力	
		調整池使用計画	
貯水池式水力		貯水池使用計画	
揚水式水力 ※3※4	純揚水	設備量※1 × 調整係数※6	
	混合揚水	潜在計算有り	設備量※1 × 調整係数※6※7
		潜在計算無し	貯水池式水力に準じる
蓄電池※5		設備量※1 × 調整係数※6	

- ※1 設備量は基本的には送電端値(太陽光(全量)・風力は発電端値 = 送電端値とみなす)
- ※2 調整係数を用いるかどうかは各社判断。調整係数を用いない場合は、調整池使用計画等により算出
- ※3 計画補修がある場合の供給力の算定方法はP7、8、9参照
- ※4 供給力評価にあたり、考慮すべきリスク(溢水回避のための裕度、有効水位減による発電出力減等)がある場合は、各発電事業者が考慮すべきリスクを踏まえて運転継続時間を選択する
- ※5 容量市場において発動指令電源として落札している場合は、それを踏まえた計上値とする
- ※6 補修、上池の水位制約やブラックスタート機能契約を考慮した運転継続時間にあった値を使用。なお、純揚水と混合揚水、蓄電池の調整係数は同一
- ※7 自流分は池容量に加算したうえで運転継続時間を算出
 (補足1) 電源 I 供給力については、発電事業者にて調整係数を用いて計上する。
 (補足2) 調整係数は基本停止電力が考慮されて算出されているが、揚水の調整係数は考慮されていないため、蓄電池、揚水式水力の算出においては、個別に停止電力の差し引きが必要。
 (補足3) 沖縄エリアにおいても、調整係数を使用し再エネ等の供給力を算出する。

<調整係数選択の考え方>

・基本的には発電設備の立地エリア※の調整係数を用い供給力を算定(全電源共通)

※発電設備が接続する送電線を所管する一般送配電事業者の供給エリア

例1: 発電立地場所が新潟県(東北エリア)にある電源が、東京電力PG送電線に接続している場合は、東京エリアの調整係数を使用

例2: 発電設備が接続しているエリアが東北であるが、相対契約にて東京エリアの小売電気事業者に販売する場合は、東北エリアの調整係数を使用

・接続する送電線を切り替えられる発電設備においては、常時系統のエリアの調整係数を使用

<供給力算定方法のイメージ>

○例1: 自流式水力(調整係数使用)

発電設備: 10MW(送電端値)

調整係数: 50%(広域機関が提示)

供給力: $10\text{MW} \times 50\% = 5.0\text{MW}$

○例2: 自流式水力(調整係数使用)、調整能力あり

発電設備: 10MW(送電端値)

調整係数: 50%(広域機関が提示)

調整能力: 2MW

供給力: $10\text{MW} \times 50\% + 2\text{MW} = 7.0\text{MW}$

○例3: 純揚水

発電設備: 100MW(送電端値)

運転継続時間: 8時間(各社にて設定)

調整係数: 6時間: 70%、8時間: 80%、10時間: 90%(広域機関が提示)

供給力: $100\text{MW} \times 80\% = 80\text{MW}$ (自社の運転継続時間にあった調整係数を使用)

揚水式水力に計画補修がある場合の供給力算定方法のイメージ 7

<基本的な考え方>

・月により前後半バランスを用いて供給力を算定する※

※前後半どちらかの場合においても、当該月の調整係数を用いて算定

○例1:揚水式水力に補修がある場合(供給力算定期間:月間)

発電設備:100MW(送電端値)×2台、池容量:1000MWh

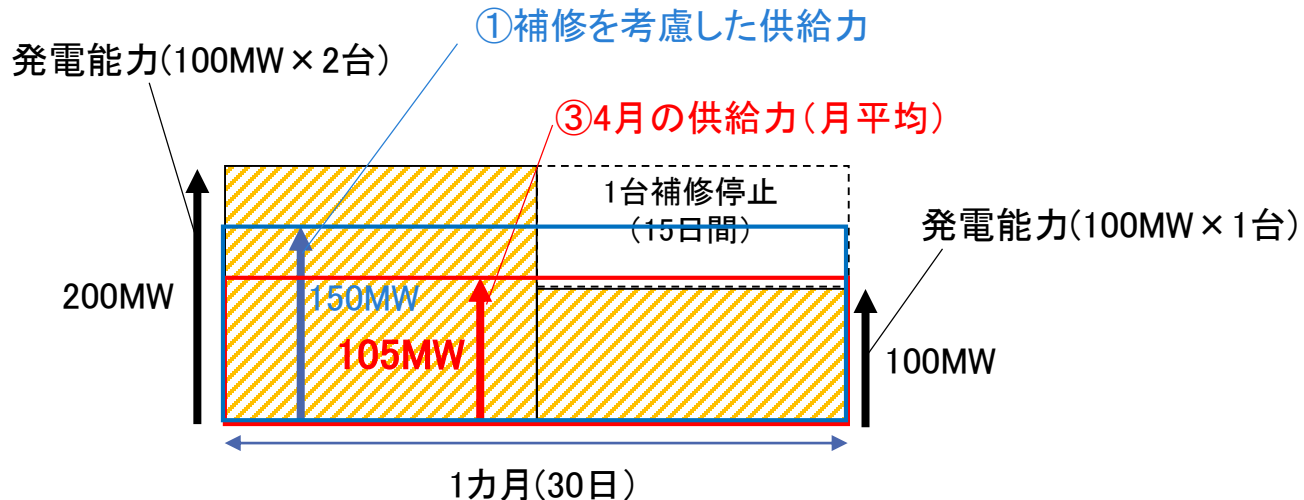
補修:4月16日~30日まで1台停止

補修を考慮した供給力①: $100\text{MW} \times 2\text{台} \times 15\text{日}/30\text{日} + 100\text{MW} \times 1\text{台} \times 15\text{日}/30\text{日} = 150\text{MW}$

運転継続時間: $1000\text{MWh} \div 150\text{MW} = 6.6\text{時間} = 6\text{時間}$ (小数点以下は切り捨て)

調整係数②:6時間は70%

4月の供給力:①×②= $150\text{MW} \times 70\% = 105\text{MW}$



ブラックスタート機能契約がある純揚水等※1の 供給力算定方法のイメージ

<基本的な考え方>

- ・月により前後半バランスを用いて供給力を算定する※2

○例1：揚水式水力に補修があり、当該揚水式水力にブラックスタート機能契約がある場合
(供給力算定期間: 月間)

発電設備: 100MW(送電端値) × 2台、池容量: 1000MWh、
ブラックスタート機能契約で一般送配電事業者から通知された機能提供に必要な電力量: 200MWh

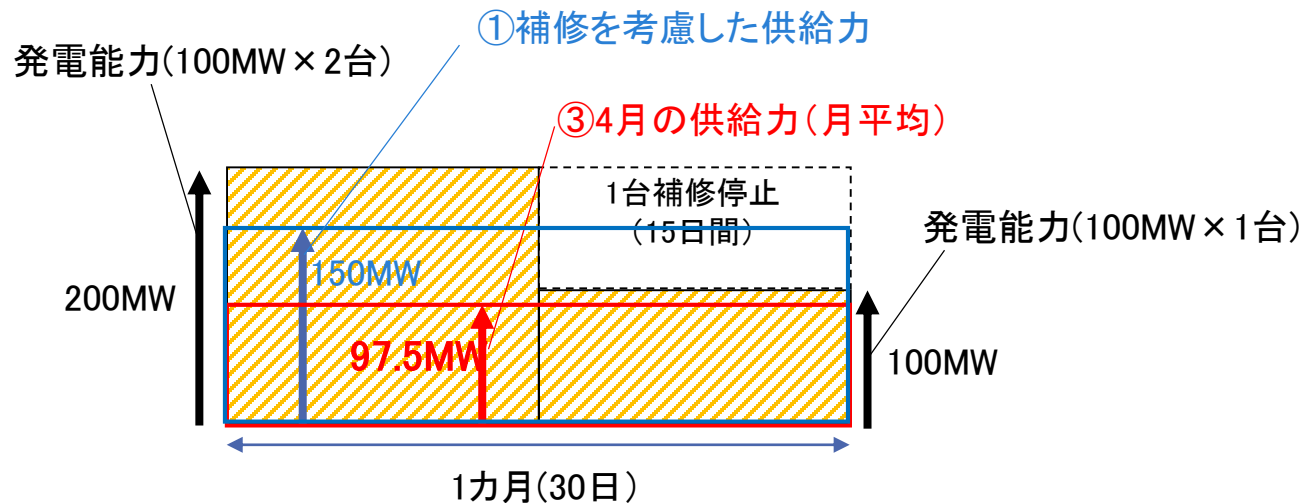
補修: 4月16日～30日まで1台停止

補修を考慮した供給力①: $100\text{MW} \times 2\text{台} \times 15\text{日} / 30\text{日} + 100\text{MW} \times 1\text{台} \times 15\text{日} / 30\text{日} = 150\text{MW}$

運転継続時間: $(1000\text{MWh} - 200\text{MWh}) \div 150\text{MW} \doteq 5.3\text{時間} = 5\text{時間}$ (小数点以下は切り捨て)

調整係数②: 5時間は65%

4月の供給力: ① × ② = $150\text{MW} \times 65\% = 97.5\text{MW}$



※1 純揚水式、自流分により必要kWhを確保できない混合揚水式、蓄電池

※2 前後半どちらかの場合においても、当該月の調整係数を用いて算定

○例2: 揚水式水力に補修がある場合(供給力算定期間: 後半)

発電設備: 100MW(送電端値) × 2台、池容量: 1000MWh

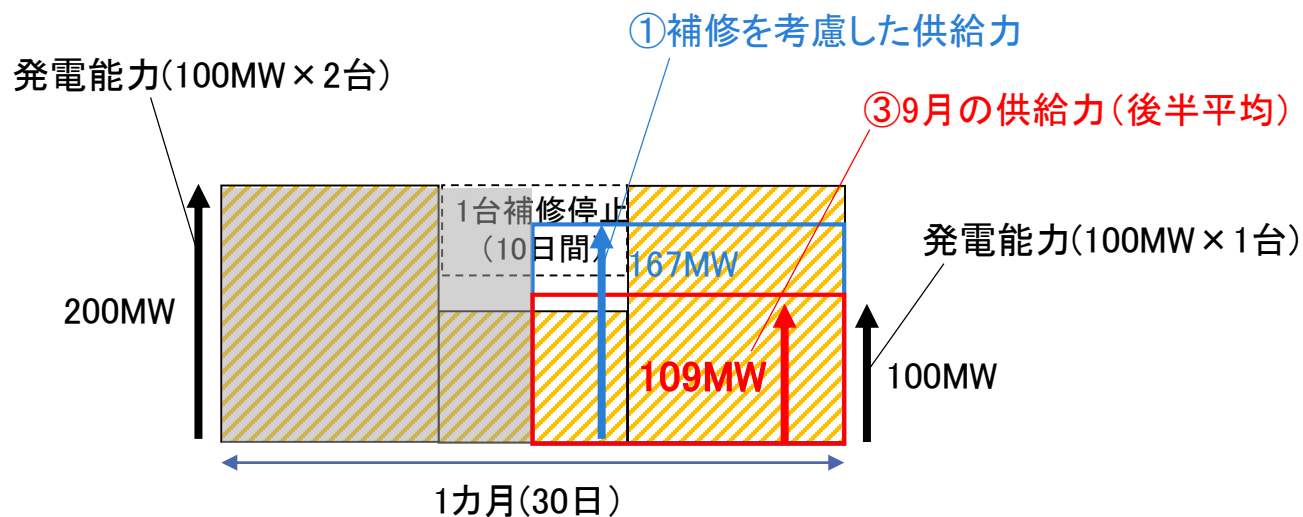
補修: 9月11日～20日まで1台停止

補修を考慮した供給力①: $100\text{MW} \times 2\text{台} \times 10\text{日} / 15\text{日} + 100\text{MW} \times 1\text{台} \times 5\text{日} / 15\text{日} = 167\text{MW}$

運転継続時間: $1000\text{MWh} \div 167\text{MW} = 5.9\text{時間} = 5\text{時間}$ (小数点以下は切り捨て)

調整係数②: 5時間は65%

9月の供給力: ① × ② = $167\text{MW} \times 65\% = 109\text{MW}$

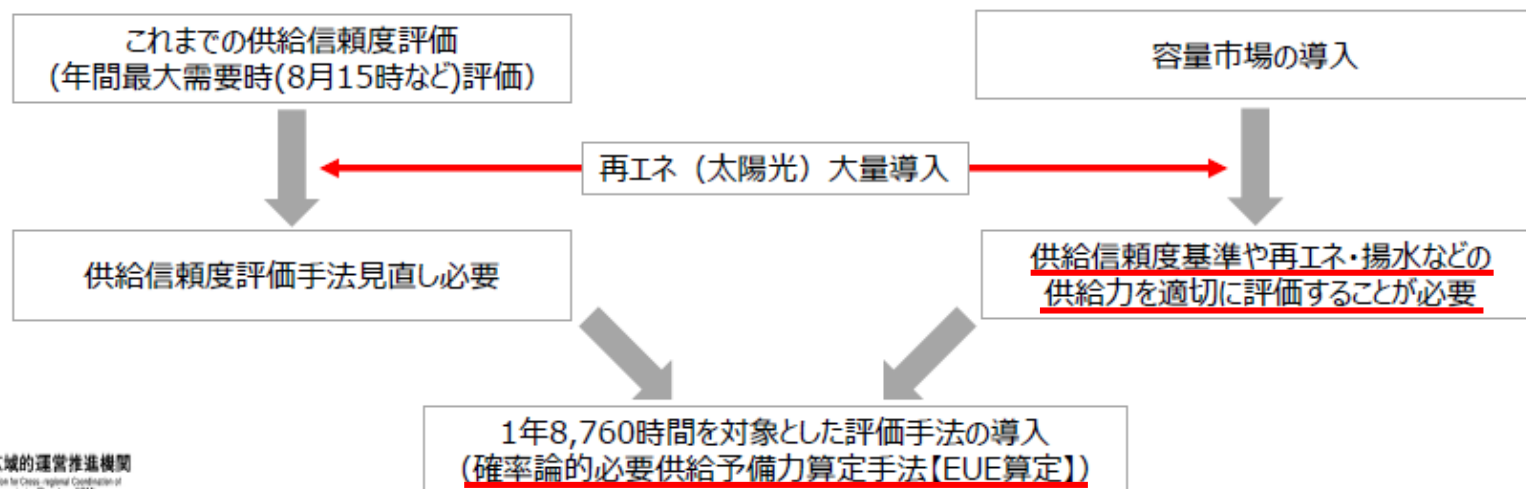


【出典】第43回「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2019.9.30)」資料2

(参考) 確率論的必要供給予備力算定手法 (EUE算定) について

3

- 供給信頼度評価としては、これまで（再エネ大量導入前まで）は、年間最大需要時（8月15時など）に必要供給力（H3需要の108%など）が確保されていることを評価していた。
- 再エネ、特に太陽光発電の大量導入に伴い、太陽光発電が高出力となる昼間帯（8月15時など）よりも太陽光発電出力が低出力（またはゼロ）となる夏季点灯帯や冬季最大需要時などに供給予備力が小さくなる傾向が見受けられた。
- このことから、これまでの年間最大需要時の供給力確保状況を評価するという供給信頼度評価手法を見直すことが必要となった。
- 一方で、容量市場の導入により、そのオークションにあたっては、供給信頼度基準から目標調達量（需要曲線）を設定することが必要となり、さらに、火力などの供給力に対して、再エネや揚水などの供給力を適切に評価し、容量市場の落札量や支払対価などを決定することが必要となった。
- これらを一定の手法にて評価するにあたり、1年8,760時間を対象とした確率論的必要供給予備力算定手法（EUE算定）を導入し、その検討条件等の整備を進めている。



【出典】第32回「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2018.9.7)」資料4

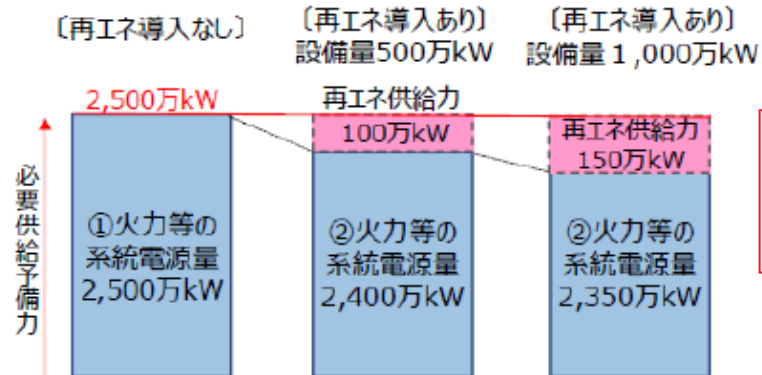
(参考) 再エネ供給力評価 (L5⇒火力代替価値)

21

- 確率論的必要供給予備力算定手法においては、再エネ供給力は、同じ供給信頼度基準（需要1kWあたりのEUE）を満たす条件において、再エネ導入によって減少することができる火力等の系統電源量と考えることができるのではないか。
- 具体的には、再エネ有無のケースで、同じ供給信頼度基準を満たすよう、確率計算で火力等の系統電源量を算定する。(①再エネ導入なしと②再エネ導入ありの差が再エネ供給力)
- その場合、再エネ導入量の変化によって、必要供給予備力が増えることはない。

【再エネ供給力の評価イメージ】

※供給信頼度基準は同一とする。



再エネ導入設備量1,000万kW
のときの調整係数
 $150\text{万kW}/1,000\text{万kW}=0.15$
=15%

(数値はイメージ)

再エネ500万kW導入時
再エネ供給力 = ① - ②
= 2,500 - 2,400 = 100万kW

再エネ1,000万kW導入時
再エネ供給力 = ① - ②
= 2,500 - 2,350 = 150万kW

【出典】第5回「容量市場の在り方等に関する検討会(2017.10.18)」資料4

(参考) 調整係数について

22

- 広域機関では、必要予備力の算定にあたり、需要側の変動要因だけでなく供給側の変動要因についても加味し、確率論的な評価を行っている。
- 広域機関では、供給計画を取りまとめるにあたり、発電事業者に対し、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（資源エネルギー庁）」に従って電源種別毎の特徴に応じた供給能力を算定するよう促している。

容量市場にて供給力を確保するにあたっては、上記との整合性に配慮し、以下の考え方により検討を進めることとどうか。

- 必要予備力の算定と同様、確率論的な考え方に基づき調達必要量を設定する。
- 供給計画への計上と同様、発電種別の特徴に応じた出力を積み上げる。

- 容量市場において落札電源に対価を支払うにあたっては、上記のとおり、電源毎の供給信頼度に関する特徴に配慮してkW価値を評価していく必要がある。
- 具体的には、電源等の最大出力（認可出力）に何らかの係数（0～1.0）を乗ずることで対価の支払い対象となるkW価値を算定することを想定している。以下、この際に乗ずる係数を「調整係数」と称することとする。

■ 電気事業者は電気事業法第29条により、電気事業法施行規則第46条で定めるところにより、供給計画を作成し経済産業大臣に届け出なければならない。これを受け、資源エネルギー庁及び広域機関は以下の資料を作成し公表している。

（なお、当資料では以下資料を【 】内の記載に略記する）

- 2024年度供給計画届出書の記載要領(2023年12月;資源エネルギー庁):【記載要領】
- 電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン(2023年12月;資源エネルギー庁):【ガイドライン】
- 2024年度供給計画届出書の運用要領(2023年12月;資源エネルギー庁):【運用要領】
- 2024年度供給計画で用いる太陽光・風力・自流式水力・揚水式水力のエリア別調整係数一覧表【調整係数一覧表】

■ 当資料は、電気事業者が2024年度供給計画届出書を記載するための参考資料であり、上記の資料を補足するためのものである。よって、供給計画を作成するにあたっては、上記の資料を十分確認した上で、当資料を補足的に活用していただきたい。

■ 一つの事業者が複数の電気事業ライセンスを保有する場合は、ライセンス毎に供給計画届出書を作成し、届出を行うこと。

■ 当資料で単にエリアという場合は、一般送配電事業者の供給区域(配電エリアを含む)を指す。

■ 当資料で送配電事業者という場合は、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者を指す。

■ 当資料では、供給計画の各様式を以下のように略記する。

- 様式第○ ⇒○表
- 様式第○ 第△表 ⇒○－△表
- 様式第○ 第△の□表 ⇒○－△－□表
- 様式第○の△ ⇒○の△表
- 様式第○の△ 第□表 ⇒○の△－□表

- 自者・他者という記載は、事業者を更にライセンス毎に区分したものであり、例えば、一つの会社が複数ライセンスを持つ場合に、自者と異なるライセンスを持つ者は他者として扱う。
- 供給電力・供給電力量欄の「保有電源」とは、各事業者がライセンス区分に応じて保有する電源を対象とし、同一会社が複数ライセンスを持つ場合は、他のライセンスが保有する電源は他者の電源と考える。よって、そのような電源を調達した場合は、供給電力の「調達」欄に記載し、また、他者との取引と考え、32-8表にも記載する。なお、事業者間取引については送受両方で値を確認の上記載すること。
- 時刻を表す場合に、例えば15時といった場合は14時～15時までの1時間とする。
- 事業開始前の記入欄は、入力不要とする。(「0」の入力も不要) エクセルシートへの数値入力は、シート上で表示される桁数での入力とすること(基本的に数値入力は小数点第1位まで入力(小数点第2位以下は切り捨て)とする)。手入力の場合、桁数超過した数値を入力するとエラー表示されるが、桁数超過した数値を他セルからコピー&ペーストして入力するとエラー表示されないため、注意が必要)。
- 供給計画届出書(PDFファイル変換後※)に表記されるものは、四捨五入処理により【記載要領】に記載の桁数に丸められる。※広域機関が実施(目次のページ数もPDF変換後に採番)
- 各事業者における記載対象でない欄(【記載要領】の事業者別記載列に○がついていない欄)、記載対象欄であっても記載する設備や契約がない欄(例えば、水力発電所を保有しない事業者の水力発電所保有電源欄、発電事業者との契約がない事業者の発電事業者からの調達欄等)は空白とする。記載対象となる設備や契約がある欄でその計画が0のもの(例えば、燃料に石炭を使用する発電設備がある発電所における石炭使用計画が0の場合等)は0と記載する。
- 燃料種別で「LNG」と記載するものは、35-1表、35-2表等の「液化天然ガス」「都市ガス」「天然ガス」をすべて含んだものとする。
- 廃棄物に係る発電所の区分は、廃棄物が「バイオマス※」か「その他の廃棄物」かに分けし、「バイオマス※」を燃焼するものは「バイオマス」発電に、「その他の廃棄物」を燃焼するものは「廃棄物」発電に分類する。混焼する場合は、主たる燃料側に一括記載することを基本とするが、32-1表の「年度末電源構成」と32-2表の「送電端電力量」欄を記載する場合のみ、燃料区分に応じて按分して記載する(考え方は石炭とバイオマス混焼なども同じ)。
 ※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第2条におけるバイオマスと同じとする。
 再エネ特措法第2条第4項第5号: バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))
- 容量市場の落札有無にかかわらず、ガイドラインに基づき、供給電力や供給電力量に計上すること。また、容量市場で落札した電源については、容量停止調整の結果を踏まえて記載すること。

供給計画届出書の記載状況等から、各事業者が記載する帳票を以下の分類で整理した。

◎:通常記載が必要な表 ○:対象となる計画を持つ場合に記載が必要となる表 △:特殊な計画を持つ場合のみ記載が必要となる表

帳票	帳票記載内容	発電	小売	登録特定送配電	特定送配電	送電	一般送配電	特定卸	配電
32-1表	最大電力のバランス(10年間の年別)	◎	◎	◎			◎	◎	◎
32-2表	電力量のバランス(10年間の年別)	◎	◎	◎			◎	◎	◎
32-3表	最大電力のバランス(第1、2年度の月別)	◎	◎	◎			◎	◎	◎
32-4表	電力量のバランス(第1年度の月別)	◎	◎	◎			◎	◎	◎
32-5表	発電等設備の開発計画(10年以内の運開分)	○							
32-6表	送変電設備の整備計画(32-6-1,32-6-2,32-6-3)			○	○	○	○		○
32-7表	発電等設備の開発計画(10年以降の運開分)	△							
32-8表	取引計画(10年間の年別) 受電表	△	◎	◎			◎	◎	◎
	取引計画(10年間の年別) 送電表	◎	○	△			◎	◎	◎
33表	エリア需要想定						◎		◎
33の2表	調整力確保計画書						○		○
33の3-1表	調整力に関する計画書(10年間の年別)	○	○	○			○	○	○
33の3-2表	調整力に関する計画書(第1、2年度の月別)	○	○	○			○	○	○
34表	主要発電機の補修計画(第1、2年度)	○							
35表	火力発電所の燃料計画(35-1, 35-2,35-3)	○							
36表	取引計画(第1、2年度の月別) 受電表	△	◎	◎			◎	◎	◎
	取引計画(第1、2年度の月別) 送電表	◎	○	△			◎	◎	◎
37表	電力品質の質的評価						◎		◎
38表	電力系統・潮流の状況 電力系統状況			◎	◎	◎	◎		◎
	電力系統・潮流の状況 電力潮流状況						◎		
38の2表	連系線運用容量等の計画						◎		

32-1表・32-3表・33の3表等の記載断面について 16

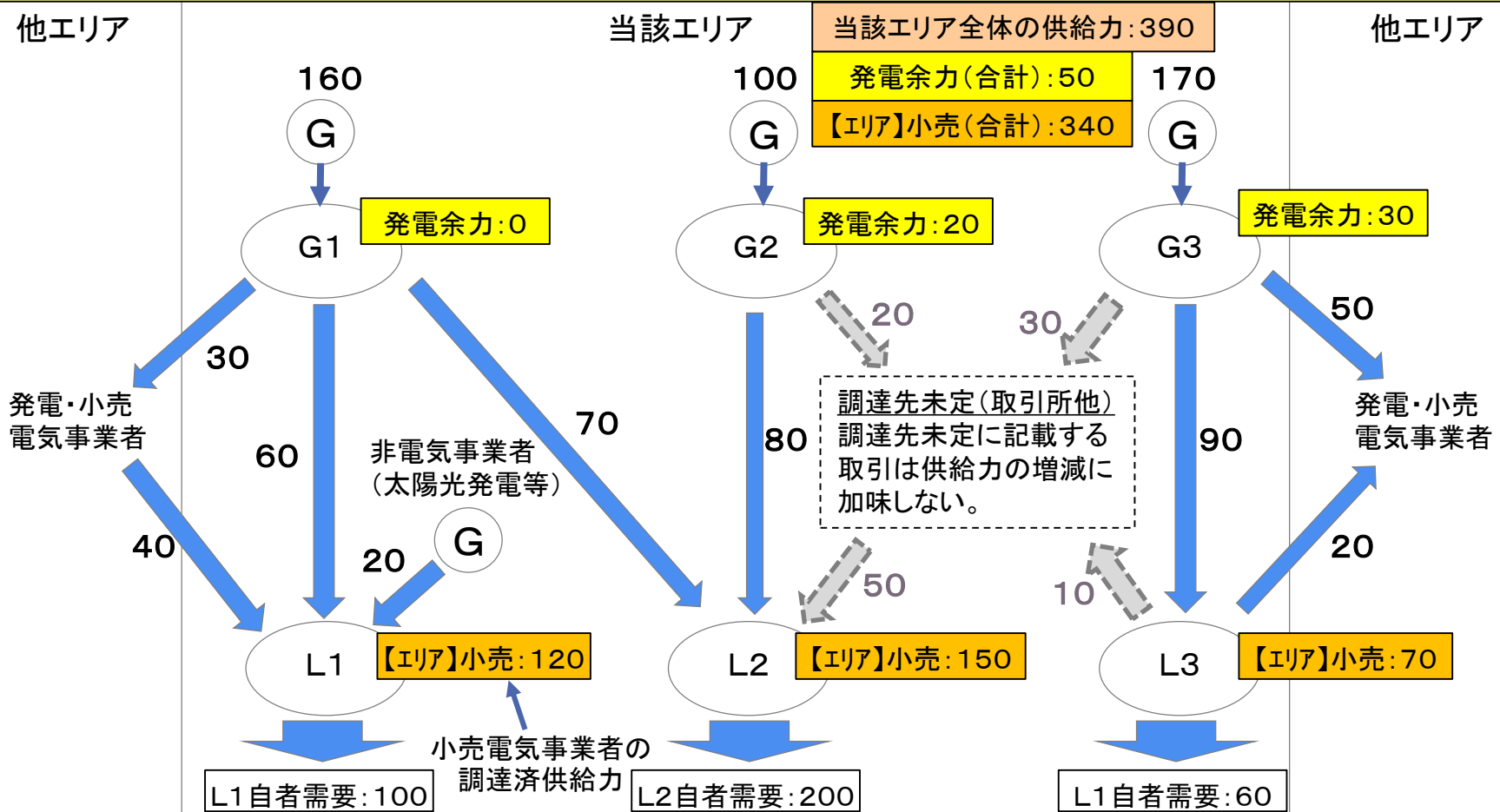
- 32-1表、32-3表は一般送配電事業者が指定するエリア指定月時の断面にて作成する。
- 各電気事業者は、32-1表・32-3表に合わせて他の記載表も記載断面を合わせて記載する必要がある。
- なお、33の3-1表については、沖縄エリアを除く各エリアは8月の平均値を記載し、北海道、東北、北陸エリアについては1月の平均値も記載すること。

事業者	32-1表の記載断面	32-1表と同様の記載断面月をもつ表	32-3表の記載断面	32-3表と同様の記載断面をもつ表	33の3-1表の記載断面
<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者 ・特定卸供給事業者 ・登録特定送配電事業者 	エリア指定月時	・32-8表	エリア指定月時	・36表	8月 (沖縄除く各エリア) 1月 (北海道、東北、北陸)
・発電事業者		・32-8表		<ul style="list-style-type: none"> ・34表 ・36表 	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者 ・配電事業者 		<ul style="list-style-type: none"> ・32-8表 ・33表 ・33の2表 ・38表 (電力潮流の状況) ・38の2表 (配電事業者は不要) 		・36表	

・エリアの供給力は、主に発電事業者※が発生させ、それを事業者間取引にて他の事業者(小売電気事業者・一般送配電事業者等)へ移動させる。エリアをまたぐ事業者間取引を行うことにより、供給力は他のエリアへ移動する。

※小売電気事業者(一般送配電事業者、配電事業者、特定卸供給事業者を含む)が自ら保有する供給力や非電気事業者から調達する供給力も別途ある。

・エリア内の供給力の集計は、発電事業者及び特定卸供給事業者の未販売供給力である「発電余力」と小売電気事業者の調達済供給力である「【エリア】小売電気事業者供給力」、一般送配電事業者及び配電事業者の調達済み供給力(下図では簡便のため記載を省略)を加算する必要がある。下図にあるとおり、「調達先未定」の取引分は供給力の増減には含めず、事業者間で供給力を移動させずに評価する。



(参考) 一月あたりの取引が0.1GWh未満の場合の記載例

- 一月あたりの取引量は小数点第2位を切り捨てとするため、0.1未満の場合は0.0と記載し、年度計、上期計、下期計の総量に合わせて、上期分は9月、下期分は3月にまとめて記載する。
- なお、上期計と下期計の合計が年度計と0.1ずれる場合は、年度計の値と整合するよう3月分を調整して記載する。(例2参照)
- 上記について、入力支援シート及び32-4表が対象。

●例: 32-4表の場合

(例1) 上期計と下期計の合計が年度計と同じ場合

・当該小売電気事業者は、2023年の4月から2024年の3月まで、毎月0.07GWh、取引所から調達することを計画している。

上期計の送電端電力量 = $0.07\text{GWh} \times 6 = 0.42\text{GWh} \div 0.4\text{GWh}$

下期計の送電端電力量 = $0.07\text{GWh} \times 6 = 0.42\text{GWh} \div 0.4\text{GWh}$

年度計の送電端電力量 = $0.42\text{GWh} \times 2 = 0.84\text{GWh} \div 0.8\text{GWh}$

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計
調達先未定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.8

(例2) 上期計と下期計の合計が年度計と違う場合

・当該小売電気事業者は、2023年の4月から2023年の9月まで、毎月0.09GWh、2023年の10月から2024年の3月まで毎月0.08GWh取引所から調達することを計画している。

上期計の送電端電力量 = $0.09\text{GWh} \times 6 = 0.54\text{GWh} \div 0.5\text{GWh}$

下期計の送電端電力量 = $0.08\text{GWh} \times 6 = 0.48\text{GWh} \div 0.4\text{GWh}$

年度計の送電端電力量 = $0.54\text{GWh} + 0.48\text{GWh} = 1.02\text{GWh} \div 1.0\text{GWh}$

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計
調達先未定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	1.0

下期計は0.4GWhであるが、年度計の値と整合するよう0.1GWh足す

● 共通事項

- 「調達先未定」欄には、未調達分(調達する計画であるが現時点で未契約のもの)に加え、未販売分(販売する計画はあるが現時点で未契約のもの)がある場合はその分をマイナスして記載する。よって、トータルでマイナスの記載もありうる。本記載は小売電気事業者のみならず、発電事業者・一般送配電事業者含むすべての電気事業者共通の記載方法とする。
- 「調達先未定」欄を卸電力「取引所」取引予定分と「その他」の取引予定分(需給調整力取引所での調達、販売分も含む)とに仕訳して記載する。
- 「発動指令電源供給力(再掲)」欄には、容量市場で落札した発動指令電源の容量確保契約容量のうち、自者の供給電力の計上内訳について記載することとし、契約手続き中の場合は、落札容量のうち自者の供給電力の計上内訳を記載することとする。
- 「年度末電源構成」欄には、自社ライセンス保有電源の設備量(電源I'分を含む)及び非電気事業者からの調達分の契約最大電力(電源I'分を含む)を記載し、**他の電気事業者(発電事業者・小売電気事業者等)からの調達分は記載しない**。また、記載断面は年度末時点とする(3月31日に廃止する設備は年度末電源構成への計上は不要)。

● 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)

- 小売電気事業者は、エリア毎に本表を作成する。エリアの自者の需要想定(記載断面月時における需要想定値)を「需要電力(送電端)」欄に記載し、エリア内外に関係なく、その需要向けに手当した供給電力を記載する。
- 「保有電源」欄には、自者保有電源がある場合にその供給力を記載する。「調達分」欄については、他の表(32-8表)で記載したものが本表へ自動で転記される。既契約の調達分についてはプラスで、既契約の販売分についてはマイナスで計上される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 自己託送分がある場合、その供給力と需要電力分をそれぞれ保有電源欄及び需要電力欄に含めて記載する。
- 「年度末電源構成」欄には、非電気事業者からの購入電源を記載し、更に、小売電気事業者が保有電源を持つ場合はそれも加えて記載する。なお、保有電源が風力・太陽光の場合は入力支援シートに記載する。(その場合、32-1表の年度末電源構成欄に自動転記される)

● 発電事業者

- 発電事業者は、自者保有電源が系統連系しているエリア毎に本表を作成する。また、自者保有電源がないエリアでも、電気の調達・販売計画を有するエリアにおいて、当該エリアで電気を発電余力として持つ場合は、当該エリアの32-1表を記載し、発電余力分を明らかにする。
- 自者保有電源の供給力(記載断面にて、安定的に系統へ送電できる電力)等を電源種別ごとに、入力支援シート「水力保有電源」、「火力保有電源」、「原子力保有電源」、「新エネルギー等保有電源」に記載する(記載方法は別頁の記載に従うこと)。なお、保有電源が風力・太陽光の場合は入力支援シート「風力」、「太陽光(余剰)」、「太陽光(全量)」に記載する。記載することで32-1表の保有電源欄に自動で転記される。
- 「調達分」欄は、他の表(32-8表)で記載したものが自動で転記される。ここには、他の事業者から調達したもので、自者保有電源と合わせて他の事業者へ転売する電気(既契約分)が記載される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 「需要電力(送電端)」欄は、他の表(32-8表)で記載したものが自動で転記される。ここには、販売する計画が記載される。
- 「【エリア】発電事業者(余力合計)」欄は自動計算させ表示される。ここには、供給電力の合計(調達先未定分は除く)から需要電力(送電端)を差し引いたものが記載される。本欄がマイナスとならない記載を基本とする。
- 「年度末電源構成」欄には、発電事業者が保有する電源を記載する。なお、保有電源が風力・太陽光の場合は入力支援シート「風力」、「太陽光(余剰)」、「太陽光(全量)」に記載する。(32-1表の年度末電源構成欄に自動で転記される)
- 自己託送をしている場合、その供給力は保有電源欄に記載するが、送電分は「需要電力(送電端)」欄に含めない。送電分を「需要電力(送電端)」欄に含めて記載すると、それを受電して供給力に計上する事業者がないため、当該供給力がエリアから逸失してしまうためである。
- 石炭・バイオマス混焼発電設備を保有し、供給電力へ計上した場合には、届出様式の別紙へ必要事項を記載する。

●一般送配電事業者

- 一般送配電事業者は、管轄するエリアについて本表を作成する。一般送配電事業者が想定したエリア全体の需要を「需要電力（送電端）」欄に記載し、エリア内の小売電気事業者、発電事業者、特定卸供給事業者の供給計画記載情報を用いて記載する。
- 「保有電源」欄には、一般送配電ライセンスで保有している電源の供給力を記載する。
- 「調達分」欄については、他の表（32-8表）に記載したものが本表へ自動で転記される。既契約の調達分についてはプラスで、既契約の販売分についてはマイナスで計上される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 「年度末電源構成」欄には、一般送配電事業者の保有電源と、非電気事業者からの購入電源（FIT送配電買取分で非電気事業者から購入するもの）を記載する。
- 「【エリア】小売電気事業者（供給力合計）」欄は、当該供給エリアにおける小売電気事業者が記載した「【エリア】小売電気事業者（供給力合計）」欄を合計した値を記載する。
「【エリア】小売電気事業者（供給力合計）」＝

$$= \sum \{ (\text{小売電気事業者の供給電力}) - (\text{小売電気事業者の調達先未定分}) \}$$
- 「【エリア】発電事業者（余力合計）」欄には当該エリアにおける発電事業者の余力を合計した値を記載する。
「【エリア】発電事業者（余力合計）」＝ \sum （発電事業者の余力）
- 「【エリア】特定卸供給事業者（余力合計）」欄には当該エリアにおける特定卸供給事業者の余力を合計した値を記載する。
「【エリア】特定卸供給事業者（余力合計）」＝ \sum （特定卸供給事業者の余力）
- 一般送配電事業者（補正）の欄には、連系線を超過する相対契約や常時バックアップ等の送受の差等のうち必要な補正の合計を記載すること。
- 「エリア外供給力（再掲）」には、当該エリアの電気事業者（小売電気事業者、発電事業者、一般送配電事業者、登録特定送配電事業者、特定卸供給事業者）のエリア外供給力を集計したもの（マイナスもあり）を記載する。
「エリア外供給力（再掲）」＝ \sum （当該エリアの電気事業者のエリア外供給力）
- 【エリア】合計（送電端）の欄には、自らの供給区域における供給力（送電端）の総合計を記載すること。
- 「調整力確保量」欄には、自らの供給区域で確保した調整力（電源I調達量とする。）を記載する。
- 離島の供給力＝離島需要（つまり、離島の供給力を離島需要に合わせる）とし、離島の予備力を本土のエリアバランスに計上しない。これは、本土だけの予備力を管理したいためである。

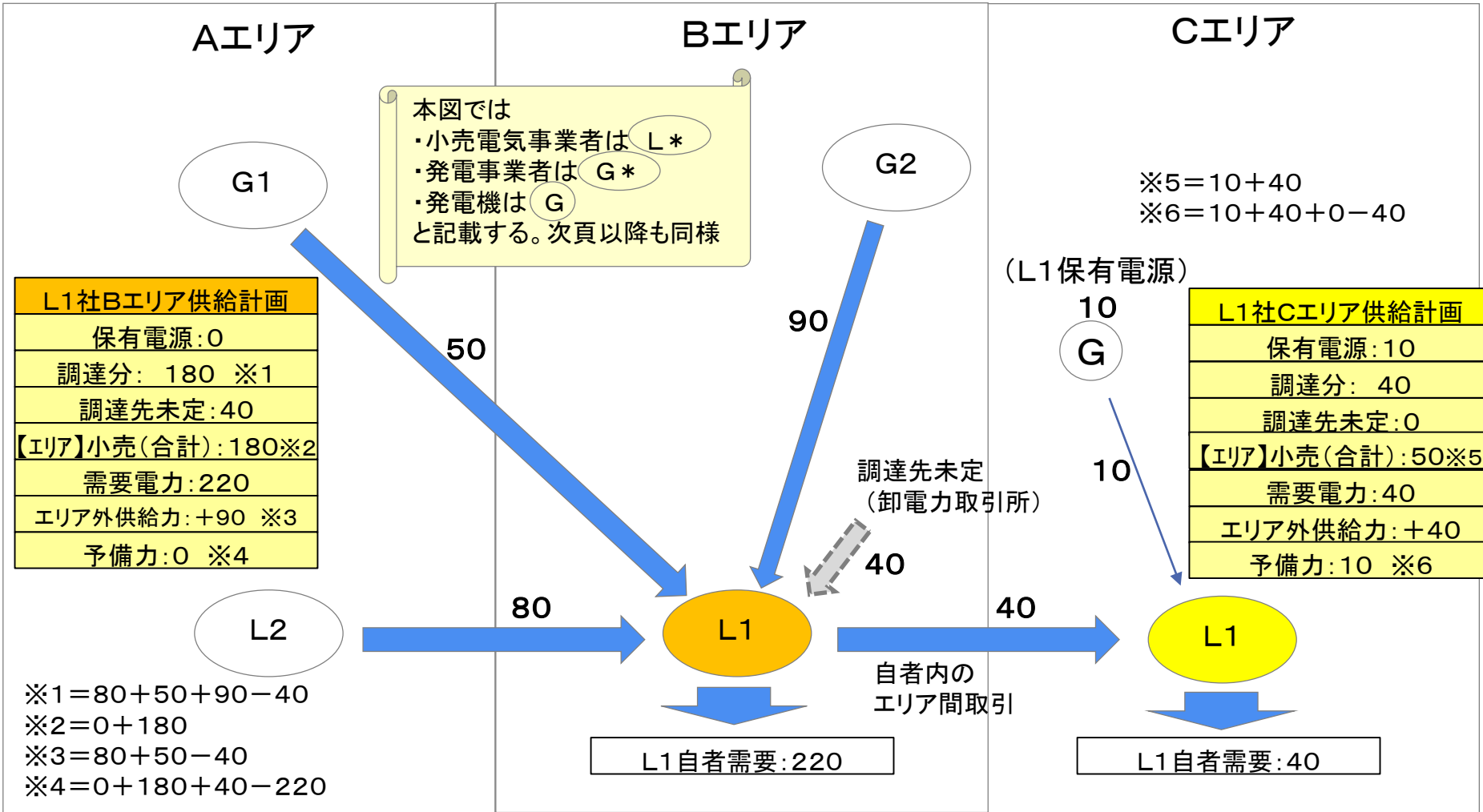
●特定卸供給事業者

- 特定卸供給事業者は、エリア毎に本表を作成する。また、自者保有電源がないエリアでも、電気の調達・販売計画を有するエリアにおいて、当該エリアで電気を発電余力として持つ場合は、当該エリアの32-1表を記載し、発電余力分を明らかにする。
- 「保有電源」欄には、自者保有電源がある場合にその供給力を記載する。
- 「調達分」欄は、他の表(32-8表)で記載したものが自動で転記される。ここには、他の事業者から調達したもので、自者保有電源と合わせて他の事業者へ転売する電気(既契約分)が記載される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 「需要電力(送電端)」欄は、他の表(32-8表)で記載したものが自動で転記される。ここには、販売する計画が記載される。
- 「【エリア】特定卸供給事業者(余力合計)」欄は自動計算させ表示される。ここには、供給電力の合計(調達先未定分は除く)から需要電力(送電端)を差し引いたものが記載される。本欄がマイナスとならない記載を基本とする。
- 「年度末電源構成」欄には、非電気事業者からの購入電源を記載し、更に、特定卸供給事業者が保有電源を持つ場合はそれも加えて記載する。
- 自己託送をしている場合、その供給力は保有電源欄に記載するが、送電分は「需要電力(送電端)」欄に含めない。送電分を「需要電力(送電端)」欄に含めて記載すると、それを受電して供給力に計上する事業者がないため、当該供給力がエリアから逸失してしまうためである。

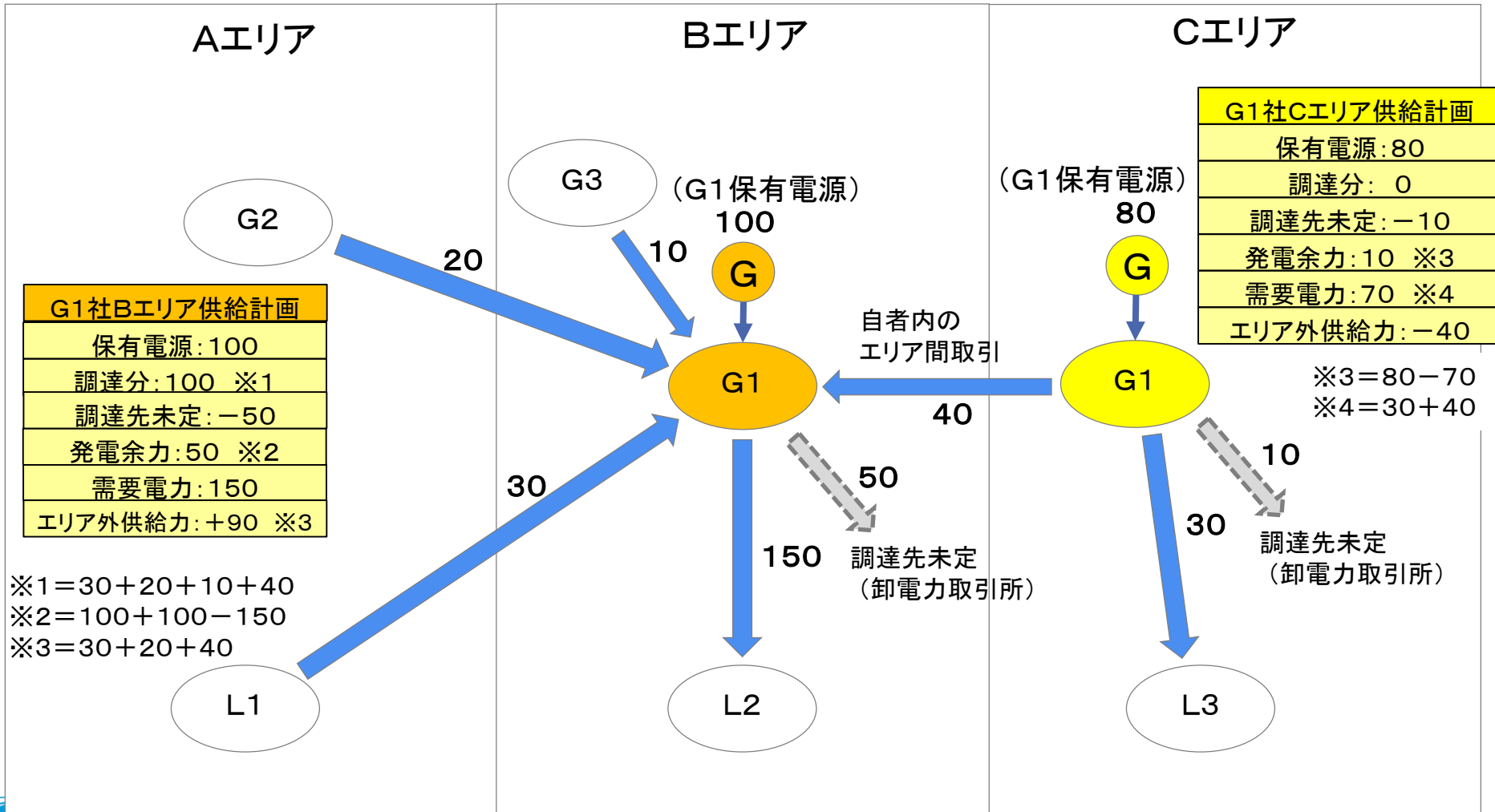
●配電事業者

- 配電事業者は、一般送配電事業者が管轄するエリア毎に本表を作成する。配電事業者が想定した自らのエリア全体の需要を「需要電力(送電端)」欄に記載する。
- 「保有電源」欄には、配電ライセンスで保有している電源の供給力を記載する。
- 「調達分」欄については、他の表(32-8表)に記載したものが本表へ自動で転記される。既契約の調達分についてはプラスで、既契約の販売分についてはマイナスで計上される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 「年度末電源構成」欄には、配電事業者の保有電源と、非電気事業者からの購入電源を記載する。
- 「【エリア】小売電気事業者(供給力合計)」欄は、以下の計算式により算出した値を記載する。なお、一送エリアの小売電気事業者(供給力合計)については、広域で算出し、配電事業者にデータ共有する。
「【エリア】小売電気事業者(供給力合計)」=
配電エリアの需要想定値/一送エリアの需要想定値×一送エリアの小売電気事業者(供給力合計)
- 「【エリア】発電事業者(余力合計)」欄は、以下の計算式により算出した値を記載する。なお、一送エリアの発電事業者(余力合計)については、広域で算出し、配電事業者にデータ共有する。
「【エリア】小売電気事業者(供給力合計)」=
配電エリアの需要想定値/一送エリアの需要想定値×一送エリアの発電事業者(余力合計)
- 「【エリア】特定卸供給事業者(余力合計)」欄は、以下の計算式により算出した値を記載する。なお、一送エリアの特定卸供給事業者(余力合計)については、広域で算出し、配電事業者にデータ共有する。
「【エリア】特定卸供給事業者(余力合計)」=
配電エリアの需要想定値/一送エリアの需要想定値×一送エリアの特定卸供給事業者(余力合計)
- 【エリア】合計(送電端)の欄には、自らの供給区域における供給力(送電端)の総合計を記載すること。
- 「調整力確保量」欄には、確保した調整力を記載する。

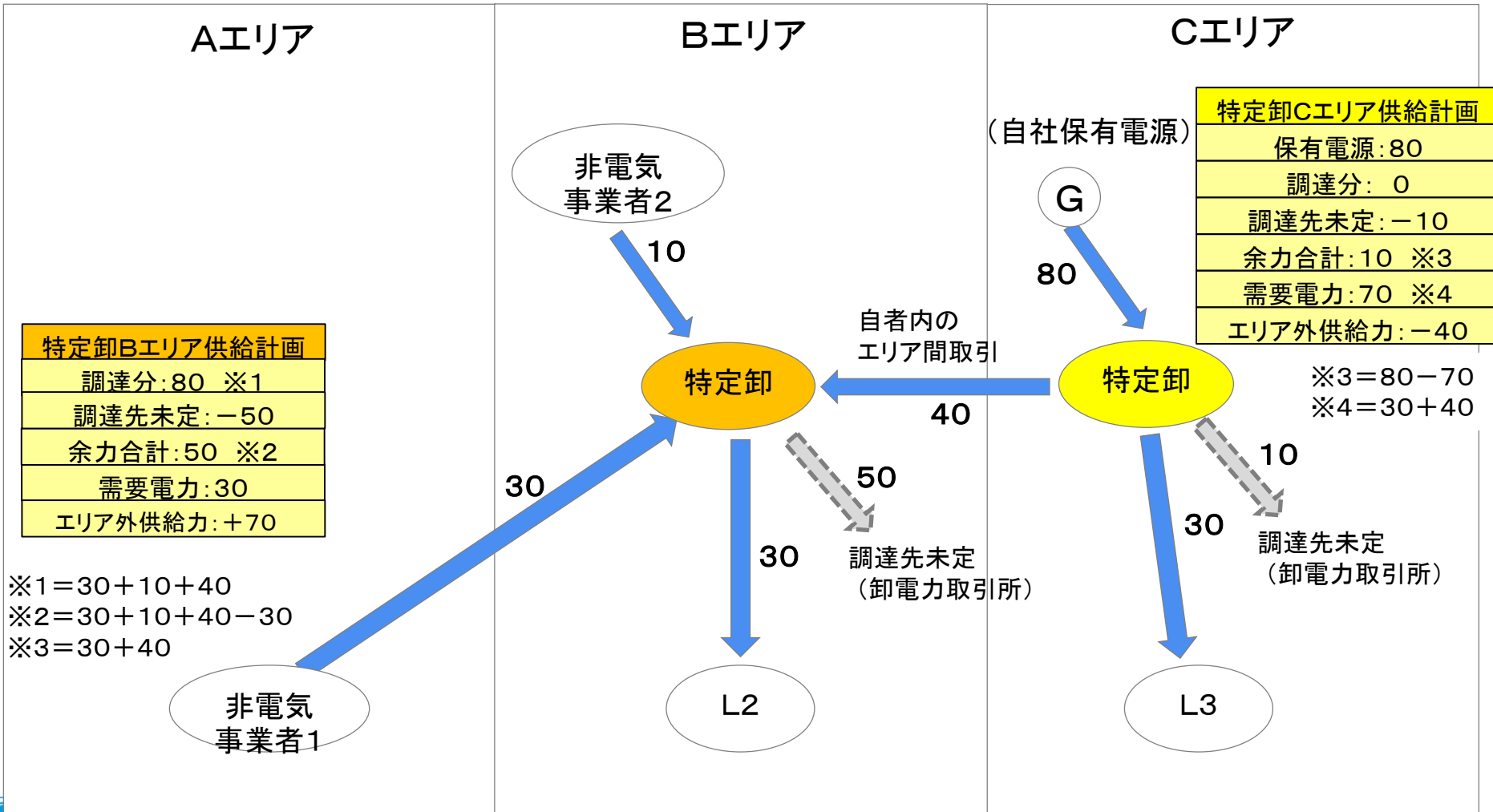
小売電気事業者は供給エリアの自者需要を基に、その需要に手当するための供給力を記載する。調達先未定分は予備力の計算には反映されるが、【エリア】小売電気事業者(供給力合計)欄には反映されない。



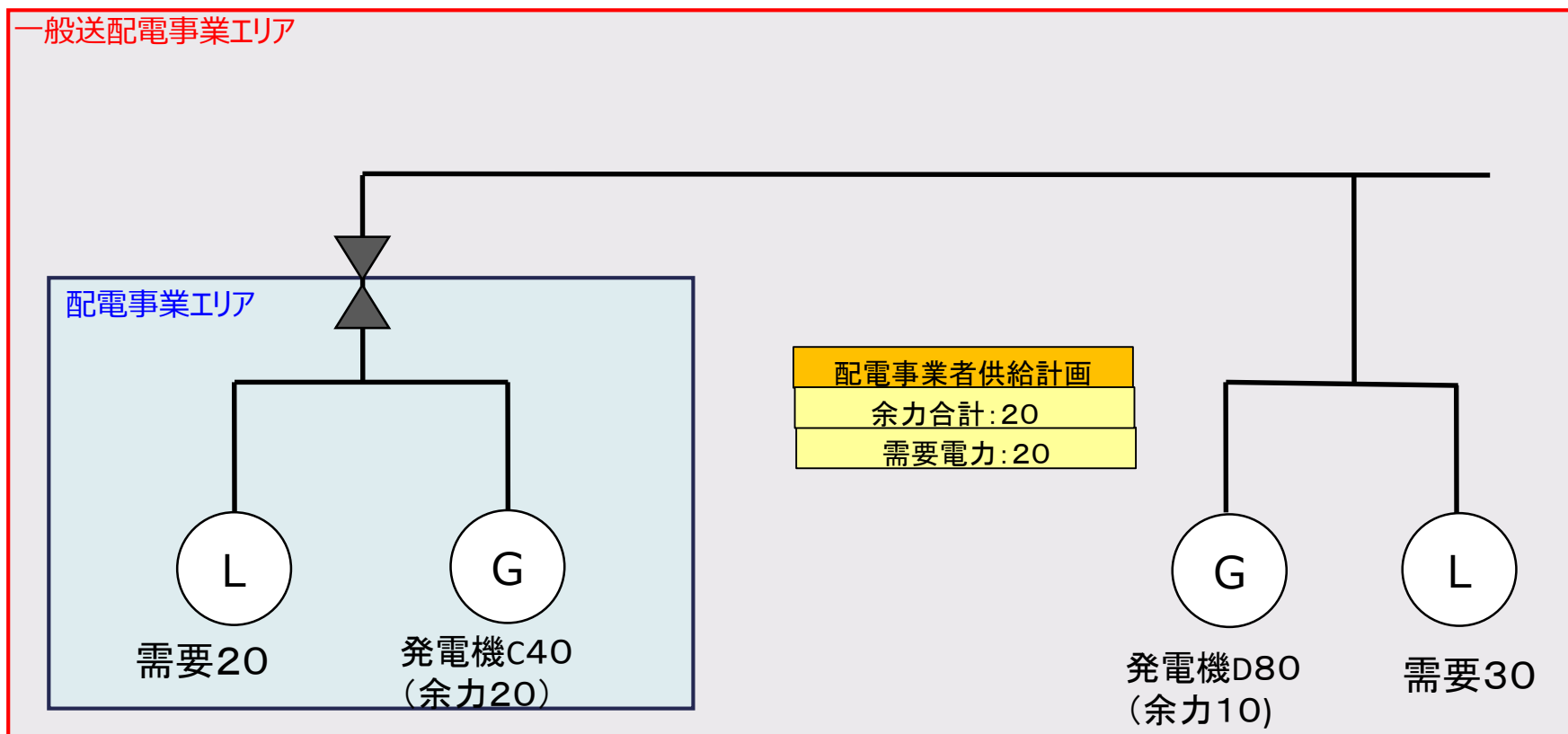
発電事業者は自者電源が系統連系しているエリア毎に供給計画を記載する。自者内でエリア間取引を行った電力は、保有電源欄に記載せず、供給元エリアの表には需要電力欄に、供給先エリアの表には調達分欄に記載する。調達先未定分は発電余力の計算には反映されないことに注意。



特定卸供給事業者はエリア毎に供給計画を記載する。自者内でエリア間取引を行った電力は、保有電源欄に記載せず、供給元エリアの表には需要電力欄に、供給先エリアの表には調達分欄に記載する。調達先未定分は発電余力の計算には反映されないことに注意。



配電事業者は配電事業エリア内について供給計画を記載する。



32-1表の「前年度」欄記載方法

「供給電力」欄には実績記載月の供給力実績を、「需要電力」欄には需要実績を記載する。

なお、4～11月(8月)の場合は前年度の値を、12～3月(1月)は前々年度の値を記載とし、供給力実績などの記載方法は下記のとおりとする。

●供給力実績・販売実績の記載方法

計画時の供給力計上と同様の方法で、最新の計画に一部の実績値を取り込んで記載する。ここで、記載断面月内に発生したトラブル等に伴う計画変更分は反映しない。

- ・水力発電(自流式・調整池式):実績年記載断面月の設備量(送電端値)に調整係数を乗じて算出した供給力。又は実績年記載断面月の月平均実績水位をもとに計画に準じて算出した供給力。
- ・水力発電(貯水池式):実績年記載断面月の月平均実績水位をもとに計画に準じて算出した供給力。
- ・水力発電(揚水式):実績年記載断面月の設備量に調整係数を乗じた供給力。又は実績年記載断面月の月平均実績水位をもとに計画に準じて算出した供給力。
- ・太陽光、風力発電:実績年記載断面月の設備量に調整係数を乗じた供給力。
- ・火力原子力発電、新エネ(太陽光・風力以外):実績年記載断面月の月平均供給力。
- ・蓄電池:実績年記載断面月における計画に準じて算出した月平均供給力。
- ・調達分、販売分:原則、実績年記載断面月の調達・販売計画量(当月に入る前に計画したもの)を計上する。自然変動電源は上記と同様の調整係数ベースの計上とする。卸電力取引所の取引について次スライドの通り記載する。

事業者	記載断面	供給電力		需要電力(送電端)	
		4月～11月:前年度実績 12月～3月:前々年度実績	第1～第10年度 (計画)	4月～11月:前年度実績 12月～3月:前々年度実績	第1～第10年度 (計画)
・小売電気事業者 ・登録特定送配電事業者	エリア指定 月・時	供給力実績 (上記方法)	供給力計画	自者H3需要実績	自者H3需要想定
・発電事業者 ・特定卸供給事業者	エリア指定 月・時	供給力実績 (上記方法)	供給力計画	販売実績 (上記方法)	販売計画(契約済分)
一般送配電事業者	エリア指定 月・時	供給力実績 (上記方法)	供給力計画	エリアH3需要実績 (平年気温ベースへの気温 補正後の値)	エリアH3需要想定 (平年気温ベースでの想定 値)
配電事業者	エリア指定 月・時	供給力実績または一送との 需給比率により算出 (上記方法)	供給力計画	自者エリアH3需要実績	自者エリアH3需要想定

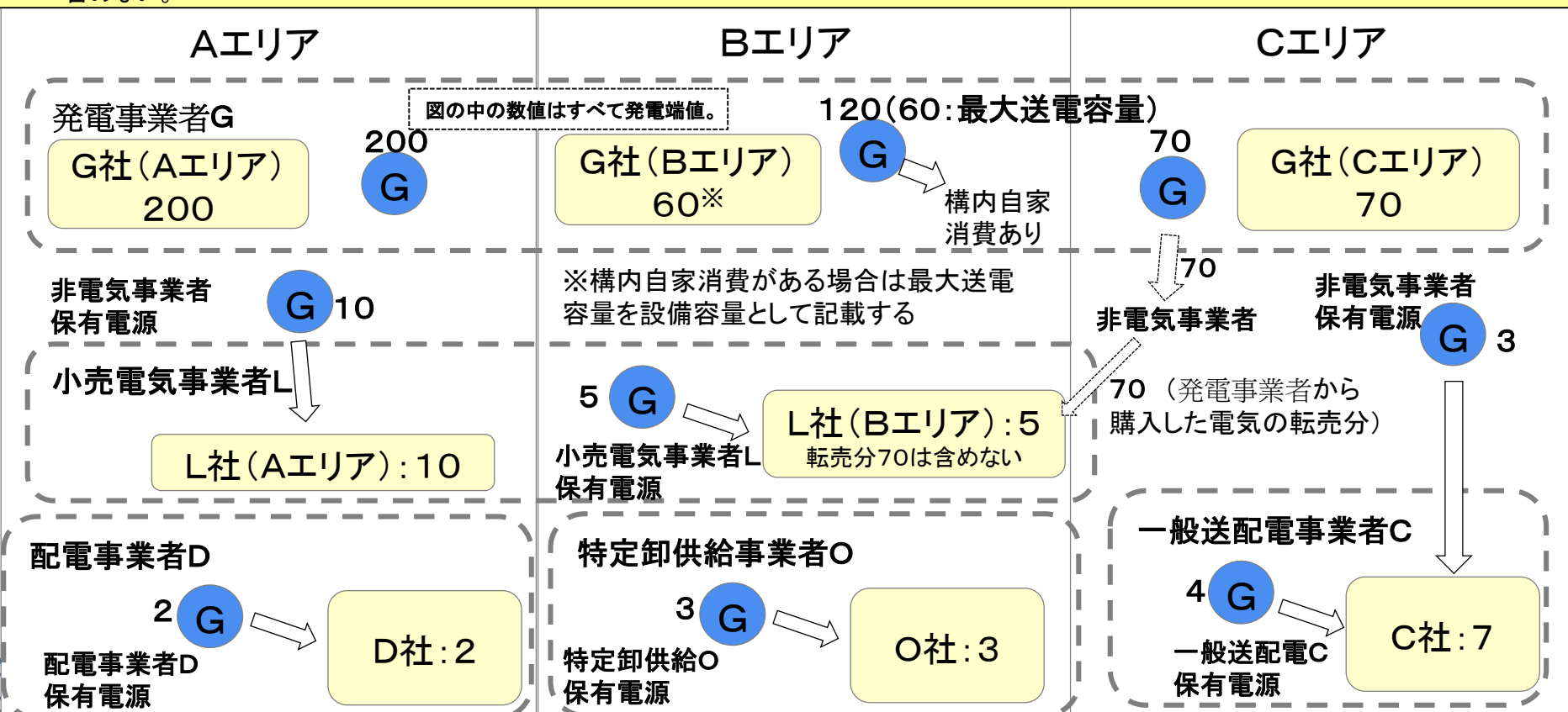
32-1表の「前年度」欄記載方法 卸電力取引所から調達(販売)がある場合の記載例

- 卸電力取引所からの調達(販売)について、以下のように記載する。
 - 供給電力
 - ①前年度供給計画で、約定していたもの: **調達分—その他—取引所**に記載する。
 - ②前年度供給計画で、約定していなかったもの(前日SPOT取引・時間前取引)
: **調達先未定の上段:取引所**に記載する。
 - 年度末電源構成
 - ①、②ともに記載不要

				2023年度 (参考)
供給電力	調達分	発電事業者		
		小売電気事業者		
		その他	取引所	①記載箇所
			その他	
	調達先未定 (上段:取引所、下段:その他)			②記載箇所

年度末電源構成	
---------	--

- 本表は電源種別毎に発電端の設備容量ベースを記載する。設備量を記載する断面は年度末時点(3月31日時点)とする。
- 発電事業者は、自者が保有する発電等設備について、発電等設備が系統連系しているエリア毎に記載する。発電等設備の発電又は放電した電力で自家消費がある場合は、系統への最大送電容量を設備容量とみなして記載する。
- 小売電気事業者・一般送配電事業者・配電事業者・特定卸供給事業者は、自者保有電源及び非電気事業者からの調達分の設備量または契約最大電力を記載し、調達先未定分は記載しない。調達分について、太陽光発電、風力発電は契約最大電力ベースで、その他の電源種は基本的に発電端の設備容量ベースで記載する。ただし、発電端値が不明な場合は送電端ベースの値を用いることができる。電源種別が不明なものは「その他」欄に記載する。
- 年度末電源構成のうち2種類以上の燃料を混焼している場合には、混焼の比率に応じてそれぞれの燃料の欄に年度末電源構成を記載すること。
- 小売・一般送配電事業者・配電事業者・特定卸供給事業者の非電気事業者からの調達分で、他の電気事業者から発生した電気の転売分であることがわかるものは、他の電気事業者との重複記載となるため小売・一般送配電事業者・配電事業者・特定卸供給事業者の年度末電源構成欄には含めない。



別紙(石炭バイオマス混焼発電設備報告様式) 記載例

・ファイル名は「石炭・バイオマス混焼設備(〇〇〇〇)」とし、〇〇〇〇に供計用事業者コードを入力すること。
 ※供計用事業者コード:H〇〇〇等

項目	記載内容・方法
事業者コード	プルダウンにより対象コードを選択
事業者名	記載不要(事業者コード入力により自動反映)
発電所名称	石炭・バイオマス混焼対象の発電所名称を入力 (例) 〇〇発電所等
発電機番号	石炭・バイオマス混焼対象の発電機番号を入力 (例) 1号, 2G等
エリア	石炭・バイオマス混焼対象の供給力計上エリアを選択
様式32第1表計上値	対象発電機の様式第32第1表へ計上した供給電力を送電端にて入力
石炭分	記載不要(様式第32第1表計上値ならびにバイオマス分・その他分の入力により自動計算)
バイオマス分	対象発電機の様式第32第1表へ計上した供給電力の内、バイオマス分の供給電力を送電端にて入力
その他分	対象発電機の様式第32第1表へ計上した供給電力の内、石炭とバイオマス以外の混焼がある場合、その分の供給電力を送電端にて入力
運転期間	プルダウンにより対象設備の運転期間を選択(下記ならびに下表参照) ①初年度以前より継続して運転中の場合 :年(I列)は「運転中」を選択、月(J列)は空白 ②10ヵ年以内で運転開始または停止・廃止の場合:年(I列・L列)と月(J列・M列)に該当年月を選択 ③11年度目以降も運転継続となる場合 :年(L列)は「以降継続」を選択、月(M列)は空白
事業計画認定情報の設備ID	発電設備がFIT制度適用電源の場合に入力 設備ID:10桁の英数字 (例) R003333C33, 0F66666C66等

事業者コード	事業者名 (コード入力にて自動反映)	発電所名称	発電機番号	エリア	対象設備 供給電力(送電端)[MW]				運転期間				(FIT制度適用電源の場合入力) 事業計画認定情報の設備ID	
					様式32第1表 計上値	石炭分 (自動計算)	バイオマス分	その他	年	月	～	年		月
H1191	〇〇〇会社	△△発電所	1号	北海道	100.0	90.0	10.0	0.0	運転中		～	2024年	7月	
H1191	〇〇〇会社	△△発電所	2号	北海道	100.0	75.0	25.0	0.0	2024年	8月	～	以降継続		0F66666C66

※年度途中で供給力または混焼分供給力に変更が生じる場合は、下記のように変更前と変更後の運転期間に分けて入力

H1191	〇〇〇会社	■●発電所	1号	東北	100.0	80.0	20.0	0.0	運転中		～	2024年	5月	
H1191	〇〇〇会社	■●発電所	1号	東北	100.0	60.0	40.0	0.0	2024年	6月	～	以降継続		
H1191	〇〇〇会社	▲▲発電所	2号	東京	100.0	60.0	40.0	0.0	2026年	5月	～	2027年	5月	R003333C33
H1191	〇〇〇会社	▲▲発電所	2号	東京	120.0	60.0	60.0	0.0	2027年	6月	～	以降継続		R003333C33

※年度途中でFIT認定期間が終了する場合には、認定中間期と認定終了後で運転期間に分けて入力する

H1191	〇〇〇会社	●●発電所	1G	中部	100.0	90.0	10.0	0.0	運転中		～	2025年	7月	R009999C99
H1191	〇〇〇会社	●●発電所	1G	中部	100.0	90.0	10.0	0.0	2025年	8月	～	以降継続		

● 共通事項

- 「調達先未定」欄には、未調達分(調達する計画であるが現時点で未契約のもの)に加え、未販売分(販売する計画はあるが現時点で未契約のもの)がある場合はその分をマイナスして記載する。よって、トータルでマイナスの記載もありうる。本記載は小売電気事業者のみならず、発電事業者・一般送配電事業者含むすべての電気事業者共通の記載方法とする。
- 「調達先未定」欄を卸電力「取引所」取引予定分と「その他」の取引予定分(需給調整力取引所での調達、販売分も含む)とに仕訳して記載する。
- 非化石電源比率は、前年度の小売供給電力量(送電端)が5億kWh以上の電気事業者が記載し、記載する表は全国合計表のみとする(エリア毎に記載する必要はなし)。
- 前年度(参考)の需要電力量欄には、前年度が閏年度の場合は暦日数に準じること。(閏補正は行わない)
- 第1～第10年度(計画)の閏年度の需要電力量についても暦日数に準じること。(閏補正は行わない)

● 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)

- 小売電気事業者は、エリア毎に本表を作成する。エリアの自者の需要想定を「需要電力量(送電端)」欄に記載し、エリア内外に関係なく、その需要向けに手当した供給電力量を記載する。
- 「保有電源」欄には、自者保有電源から供給する電力量を記載する。
- 「調達分」欄については、他の表(32-8表)で記載したものが本表へ自動で転記される。既契約の調達分についてはプラスで、既契約の販売分についてはマイナスで計上される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 「調達先未定」を含めた「供給電力量」の合計値は、「需要電力量(送電端)」と一致した記載とする。エクセル上では、「調達先未定-その他」欄で自動調整される。
- 自己託送分がある場合、その供給力と送電分をそれぞれ保有電源欄及び需要電力量欄に含めて記載する。
- 「送電端電力量」欄には、供給電力量の「調達分」(販売分も含む)欄および「保有電源」欄に記載した電力量(マイナス分は控除したものを)を電源種別毎に記載する。

● 発電事業者

- 発電事業者は、自者保有電源が系統連系しているエリア毎に本表を作成する。
- 「保有電源」欄は、自者保有電源において系統へ送電する予定の電力量（販売先が未確定のものも含む）を入力支援シート「保有電源電力量」に記載することで32-2表の保有電源欄に自動で転記される。
- 「調達分」欄は、他の表（32-8表）で記載したものが自動で転記される。ここには、他の事業者から調達したもので、自者保有電源と合わせて他の事業者へ転売する電気（既契約分）が記載される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 「需要電力量（送電端）」欄は、他の表（32-8表）で記載したものが自動で転記される。ここには、販売する計画が記載される。
- 自己託送をしている場合、その供給電力量は保有電源欄に記載するが、送電分は「需要電力量（送電端）」欄に含めない。送電分を「需要電力量（送電端）」欄に含めて記載すると、それを受電して供給電力量に計上する事業者がいないため、当該供給電力量が逸失してしまうためである。
- 「送電端電力量」欄には、発電事業者が保有する電源から発生する年間送電端電力量を記載する。

●一般送配電事業者

- 一般送配電事業者は、管轄するエリアについて本表を作成する。一般送配電事業者が想定したエリア全体の年間需要電力量を「需要電力量(送電端)」欄に記載し、エリア内の小売電気事業者、発電事業者、特定卸供給事業者の供給計画記載情報等を用いて記載する。
- 「保有電源」欄には、一般送配電ライセンスで保有している電源から供給する電力量を記載する。
- 「調達分」欄については、他の表(32-8表)で記載したものが本表へ自動で転記される。既契約の調達分についてはプラスで、既契約の販売分についてはマイナスで計上される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 合計(送電端)欄には、基本的に一般送配電事業者の小売供給分(一般送配電事業者が供給すべき離島等や最終保障供給分の負荷)とし、一般送配電事業者が確保する調整力の電力量は計上しない。
- 「【エリア】小売電気事業者(供給電力量合計)」欄は、当該供給エリアにおける小売電気事業者が記載した「【エリア】小売電気事業者(供給電力量合計)」欄を合計した値を記載する。

$$\begin{aligned} \text{「【エリア】小売事業者(供給電力量合計)」} &= \sum \text{【エリア】小売電気事業者(供給電力量合計)} \\ &= \sum \{(\text{小売電気事業者の供給電力量}) - (\text{小売電気事業者の調達先未定分})\} \end{aligned}$$

- 一般送配電事業者(補正)欄には、一般送配電事業者が自らの供給区域における、常時バックアップ等の送受の差、発電事業者と特定卸供給事業者の発電余力等のうち必要な補正の合計を記載すること。なお、発電事業者と特定卸供給事業者の発電余力とは、自らの供給区域における、全ての発電事業者及び全ての特定卸供給事業者が記載する調達先未定の総合計値を符号反転したものとする。
- 【エリア】合計(送電端)の欄には、自らの供給区域における供給電力量(送電端)の総合計を記載すること。
- 「送電端電力量」欄には、供給電力量の「調達分」欄に記載した電力量(マイナス分は控除したもの)を電源種別毎に記載する。
- 非化石電源比率の算出においては、小売供給分のうち主に離島供給分のみを算出対象とし、最終保障供給分の負荷を含めずに算出する。

●特定卸供給事業者

- 特定卸供給事業者は、エリア毎に本表を作成する。
- 「保有電源」欄には、自者保有電源において系統へ送電する予定の電力量(販売先が未確定のものも含む)を記載する。
- 「調達分」欄は、他の表(32-8表)で記載したものが自動で転記される。ここには、他の事業者から調達したもので、自者保有電源と合わせて他の事業者へ転売する電気(既契約分)が記載される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 「需要電力量(送電端)」欄は、他の表(32-8表)で記載したものが自動で転記される。ここには、販売する計画が記載される。
- 自己託送をしている場合、その供給電力量は保有電源欄に記載するが、送電分は「需要電力量(送電端)」欄に含めない。送電分を「需要電力量(送電端)」欄に含めて記載すると、それを受電して供給電力量に計上する事業者がいなかったため、当該供給電力量が逸失してしまうためである。
- 「送電端電力量」欄には、特定卸供給事業者が販売する年間送電端電力量を記載する。

●配電事業者

- 配電事業者は、一般送配電事業者が管轄するエリア毎に本表を作成する。配電事業者が想定した自者エリア全体の年間需要電力量を「需要電力量(送電端)」欄に記載する。
- 「保有電源」欄には、配電ライセンスで保有している電源から供給する電力量を記載する。
- 「調達分」欄については、他の表(32-8表)で記載したものが本表へ自動で転記される。既契約の調達分についてはプラスで、既契約の販売分についてはマイナスで計上される。
- 「調達先未定」欄には、未契約の調達予定分をプラスで、未契約の販売予定分をマイナスで記載する。
- 合計(送電端)欄は、基本的に配電事業者の小売供給分(配電事業者が供給すべき離島等の負荷)とし、配電事業者が確保する調整力の電力量は計上しない。
- 「【エリア】小売電気事業者(供給電力量合計)」欄は、以下の計算式により算出した値を記載する。なお、一送エリアの小売電気事業者(供給電力量合計)については、広域で算出し、配電事業者にデータ共有する。

【エリア】小売電気事業者(供給電力量合計)

$$\begin{aligned} &= \text{配電エリアの需要電力量} / \text{一送エリアの需要電力量} \\ &\quad \times \text{一送エリアの小売電気事業者(供給電力量合計)} \end{aligned}$$

- 【エリア】合計(送電端)の欄には、自らの供給区域における供給電力量(送電端)の総合計を記載すること。
- 「送電端電力量」欄には、供給電力量の「調達分」欄に記載した電力量(マイナス分は控除したもの)を電源種別毎に記載する。

32-2表の「前年度」欄記載方法

供給電力量、需要電力量の前年度実績は下表のとおり記載する。その場合、前年11月までは実績を使用し、12～3月については現時点（当計画策定時点）の最新の計画を記載する。なお、当計画策定時点までに集計できない月がある場合（前年11月のインバランス量の集計が間に合わない場合など）は集計できる月までの実績を使用する。

事業者	供給電力量		需要電力量(送電端)	
	前年度 (実績)	第1～第10年度 (計画)	前年度 (実績)※	第1～第10年度 (計画)※
・小売電気事業者 ・登録特定送配電事業者	年間の供給電力量実績 (インバランス分は一般送配電事業者の調達分欄に記載)	年間の供給電力量計画	年間の自者需要電力量実績	年間の自者需要電力量想定
・発電事業者 ・特定卸供給事業者	年間の供給電力量実績 (インバランス分は一般送配電事業者の調達分欄に記載)	年間の供給電力量計画	年間の販売電力量実績	年間の販売電力量計画(契約済分)
一般送配電事業者	以下の①及び② ①一般送配電事業者が保有・調達する電力量実績の年間合計 ②エリア内小売電気事業者の供給電力量実績の年間合計	以下の①及び② ①一般送配電事業者が保有・調達する電力量計画の年間合計 ②エリア内小売電気事業者の供給電力量計画の年間合計	年間のエリア需要電力量実績 (気温補正前の値)	年間のエリア需要電力量想定
配電事業者	以下の①及び② ①配電事業者が調達する電力量実績の年間合計 ②自者エリア内小売電気事業者の供給電力量実績の年間合計(一送エリアの需要電力量との按分で算出)	以下の①及び② ①配電事業者が調達する電力量計画の年間合計 ②自者エリア内小売電気事業者の供給電力量計画の年間合計	年間の自者エリア需要電力量実績	年間の自者エリア需要電力量想定

※閏年度の需要電力量(実績・計画)は暦日数に準じること(閏補正は行わない)。

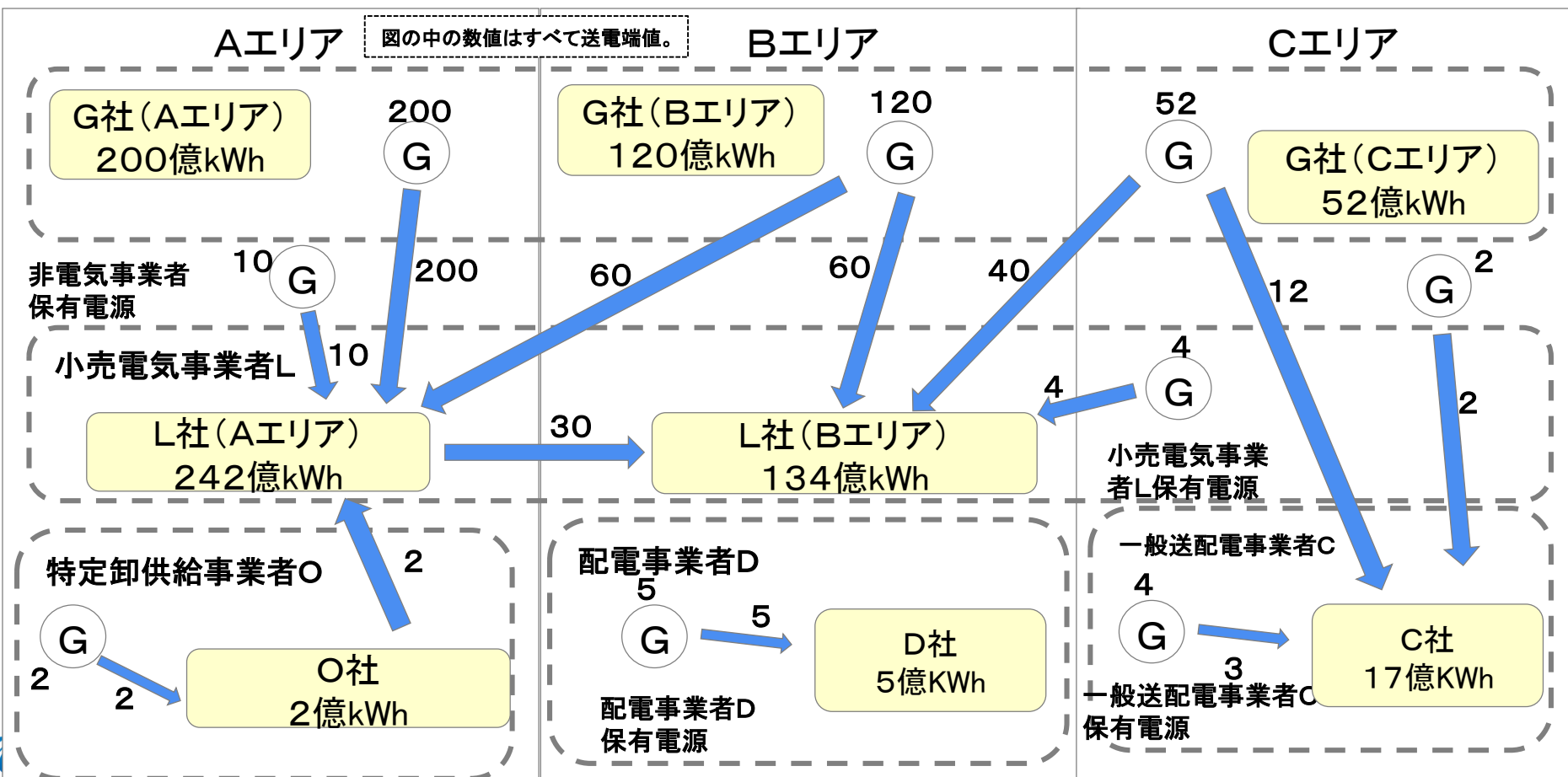
32-2表の「前年度」欄記載方法 卸電力取引所から調達(販売)がある場合の記載例

- 卸電力取引所からの調達(販売)について、以下のように記載する。
 - 供給電力量
 - ①4月～11月までの取引または供給計画作成時点で約定しているもの: **調達分-その他-取引所**に記載
 - ②12月～3月までの取引で、かつ供給計画作成時点で約定していないもの: **調達先未定の上段:取引所**に記載
 - 送電端電力量
 - ①:**その他**に記載(発電事業者を除く)
 - ②:記載不要
- ※卸電力取引所での取引に関わらず、供給電力の調達分は送電端電力量欄に記載する。
(分かる範囲で種別毎に記載する)

				2023年度 (参考)
供給電力量	調達分	発電事業者		
		小売電気事業者		
		その他	取引所	①記載箇所
			その他	
	調達先未定 (上段:取引所、下段:その他)		②記載箇所	

送電端電力量	その他	①記載箇所
--------	-----	-------

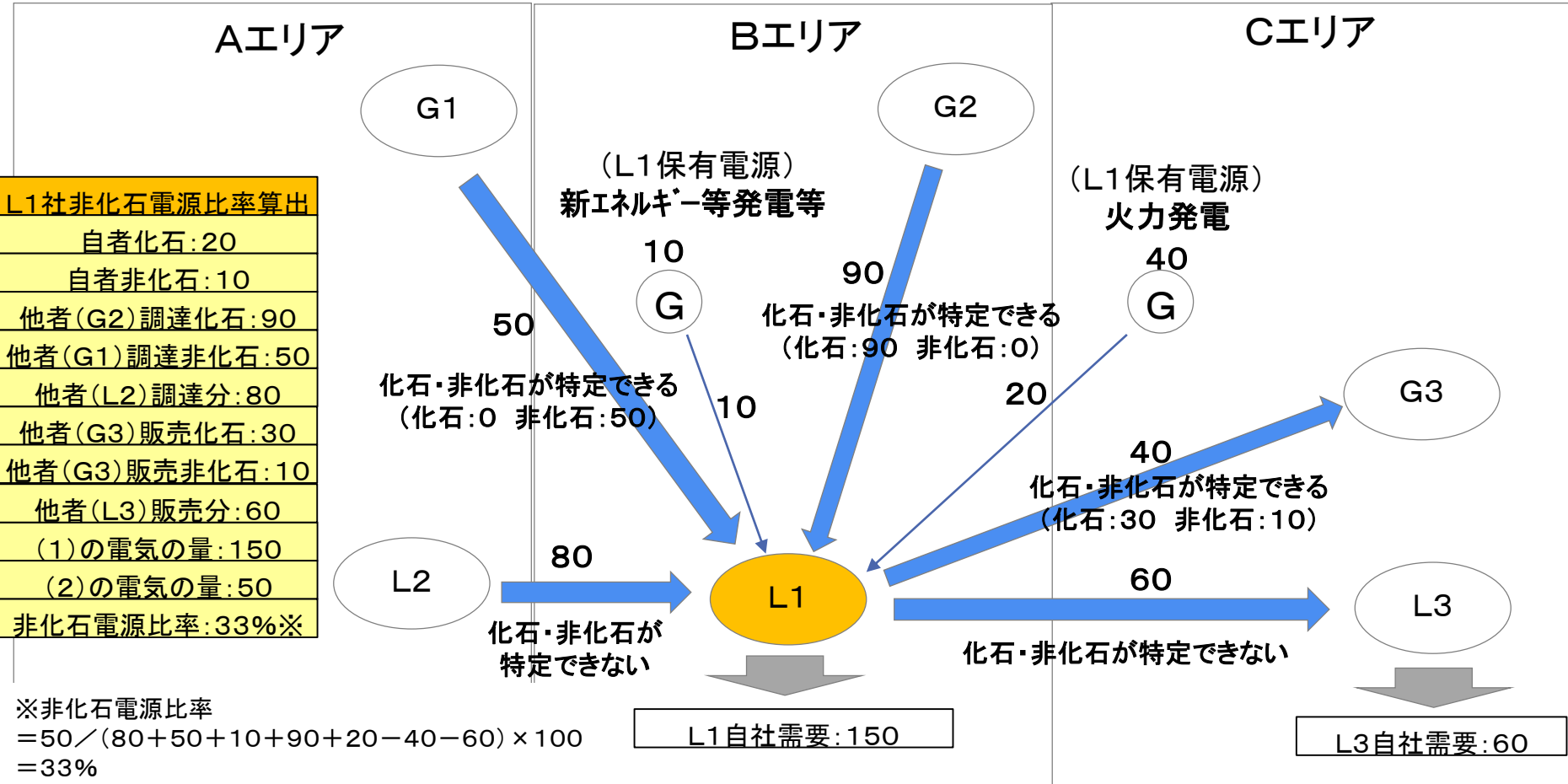
- 発電事業者は、自者が保有する発電等設備の年間送電端電力量を電源種別毎に記載する。所内消費・自家消費がある場合はそれを除いた電力量を記載する。
- 小売電気事業者は、供給電力量の「調達分」(小売電気事業者は販売分も含む)欄に記載した電力量(マイナス分は控除したものを)を電源種別毎に記載する。揚水動力用及び蓄電用の電気工作物の蓄電用に供給した電力量がある場合は別頁の記載に従うこと。
- 特定卸供給事業者は、調達した供給力のうち、その供給区域の電力系統に接続する電源等について、販売する供給電力量に見合う電力量を記載する。
- 調達(販売)した電気で電源種別が不明なものについては「その他」欄にプラス(マイナス)で記載する。
- 送電端電力量のうち、2種類以上の燃料を混焼している場合には、混焼の比率に応じてそれぞれの燃料の欄に送電端電力量を計上すること。



32-2表の「非化石電源比率(%)」について

- 小売電気事業者、登録特定送配電事業者、一般送配電事業者においては、前年度に小売供給した需要電力量(送電端)が5億kWh以上の場合、非化石電源比率を記載する。
ただし、一般送配電事業者における非化石電源比率の算出は、小売供給分のうち主に離島供給分のみを算出対象とし、最終保障供給分の負荷を含めずに算出する。
- 算出方法については、記載要領の別紙【全国合計帳票の非化石電源比率の算出方法について】ならびに次ページを参照。

非化石電源比率(%) = (2)非化石電源に係る電気の量 / (1)供給する全ての電源による発電量 × 100



$$\text{非化石電源比率(\%)} = \frac{\text{(2)非化石電源に係る電気の量}}{\text{(1)供給する全ての電源による発電量}} \times 100$$

	(1)供給する 全ての 電源による発電量	(2) 非化石電源に係る 電気の量
受電分 (確定分※1)	加算※3 (化石・非化石が特定できていないものを 含む)	加算
受電分 (調達先未定)	ノーカウント※4	ノーカウント
販売分 (確定分※1)	減算※5 (化石・非化石が特定できていないものを 含む)	減算
販売分 (調達先未定)	ノーカウント	ノーカウント
揚水発電電力量 のうち揚水分※2	減算	減算

※1確定分は、実績、相対契約分(締結の見通し含む)、先渡取引等で既に約定しているもの

※2蓄電池の放電分も同様

※3他者から受電を確定している電力量など、プラスで計上する場合は「加算」

※4調達先未定の電力量など、算定の際にプラスにもマイナスにも計上しない場合は「ノーカウント」

※5他者に卸販売が確定している電力量など、加算した電力量からマイナスする場合は「減算」

32-2表 揚水発電及び揚水用動力の記載方法について

- 発電事業者は、揚水動力用に使った電力量(下図では火力電源100)と揚水発電分(70)を保有電源欄に記載し、そのトータルを需要電力量欄に記載する。但し、需要電力量欄への記載は、他の事業者や市場に販売することが確約しているものに限る。
- 小売電気事業者は、発電事業者から調達した揚水動力用の電力量及び揚水で発電した電力量を調達分に記載し、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた、揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置を受ける揚水発電設備について、揚水動力を「揚水発電所の揚水用動力量」欄にマイナスの値で記載する。
- 発電事業者が自身で組成する需要バランシンググループにて一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた特別措置を受ける揚水用動力量を受電する場合は、発電事業者「揚水発電所の揚水用動力量」欄にマイナスの値で記載する。

○下例は、小売ライセンスが蓄電池の運用等を行う場合の記載例

小売電気事業者の記載例

小売電気事業者 供給計画 32-2表		
保有電源	水力発電所	
調達分	発電事業者	170
揚水発電所の揚水用動力量		-100
供給電力量合計(送電端)		70

揚水電力を小売供給

発電事業者の記載例

発電事業者 供給計画 32-2表		
保有電源	水力発電所	70
	火力発電所	100
揚水発電所の揚水用動力量		
需要電力量合計(送電端)		170

揚水電力を小売電気事業者等へ販売

発電事業者から揚水汲み上げのための電力量100と揚水電力量の70を調達

32-2表 蓄電用の電気工作物の放電及び蓄電の記載方法について

- 発電事業者は、蓄電に使った電力量(下図では火力電源100)と放電分(70)を保有電源欄に記載し、そのトータルを需要電力量欄に記載する。但し、需要電力量欄への記載は、他の事業者や市場に販売することが確約しているものに限る。
- 小売電気事業者は、発電事業者から調達した蓄電電力量及び蓄電用の電気工作物から放電した電力量を調達分に記載し、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた、揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置を受ける蓄電用の電気工作物について、蓄電電力を「蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量」欄にマイナスの値で記載する。
- 蓄発電事業者が自身で組成する需要バランシンググループにて一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた特別措置を受ける蓄電用電力量を受電する場合は、発電事業者の「蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量」欄にマイナスの値で記載する。
- 一般送配電事業者が保有する蓄電用の電気工作物の蓄電電力量は、一般送配電事業者の供給計画に計上する。

○下例は、小売ライセンスが蓄電池の運用等を行う場合の記載例

小売電気事業者の記載例

小売電気事業者 供給計画 32-2表		
保有電源	火力発電所	
調達分	発電事業者	170
蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量		-100
供給電力量合計(送電端)		70

↓
放電電力を小売供給

発電事業者の記載例

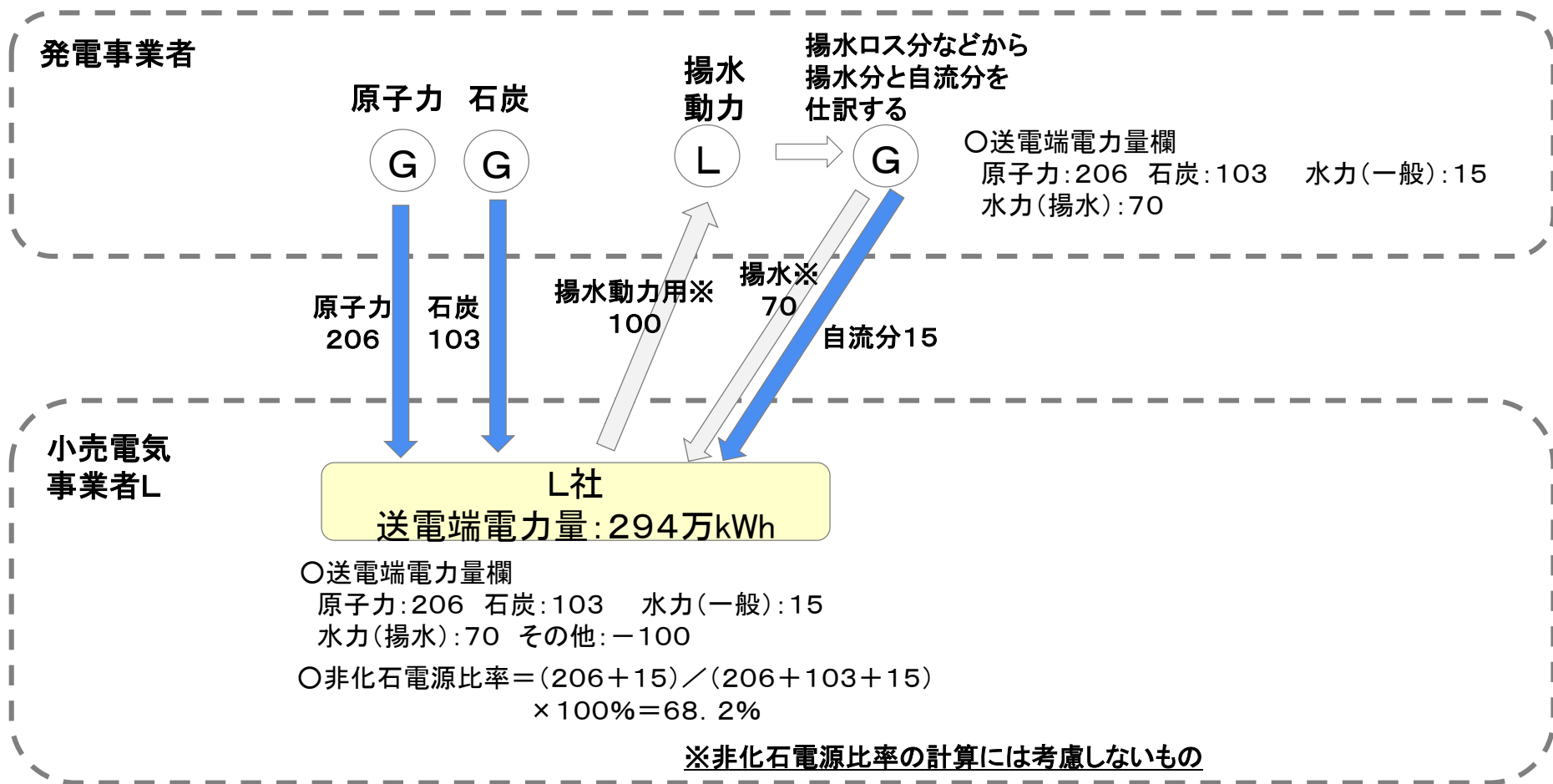
発電事業者 供給計画 32-2表		
保有電源	火力発電所	100
	新エネルギー等発電所	70
蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量		
需要電力量合計(送電端)		170

蓄電電力を小売電気事業者等へ販売

← 発電事業者から蓄電電力量100と放電電力量の70を調達

32-2表 揚水発電・蓄電池に係る「送電端電力量」の記載と非化石電源比率について

- 揚水発電所から発生する電気で自流分に対応する電力がある場合は、その分は「水力発電所(一般)」欄に記載する。
- 非化石電源比率を計算する場合は、揚水動力用・蓄電用の電気工作物の蓄電用に供給した電力量や、調達した蓄電用の電気工作物の放電電力量や揚水発電電力量のうち揚水分は計算に含めない(下図参照)。



● 共通事項

- 1年度目および2年度目を作成する。
- 32－1表で記載した内容と同様。ただし、32－8表は36表と読み替える。

● 共通事項

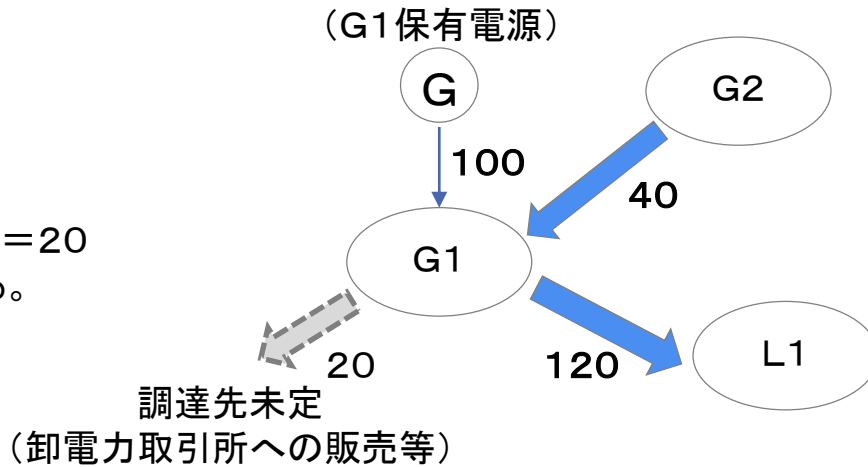
- 特になし。
- 32－2表で記載した内容と同様。ただし、32－8表は36表と読み替える。

発電事業者の32-1表(32-3表)の「発電余力」の記載について

発電事業者は、基本的に供給電力が販売電力と等しくなるか上回るように記載し、「発電余力」がマイナスとならないようにする。ただし、短期調達(スポット取引等)での供給力の確保が確実に見込まれる場合は、「余力」がマイナスとなる記載も可能とする。※特定卸供給事業者の発電余力についても同様の考え方

エリア

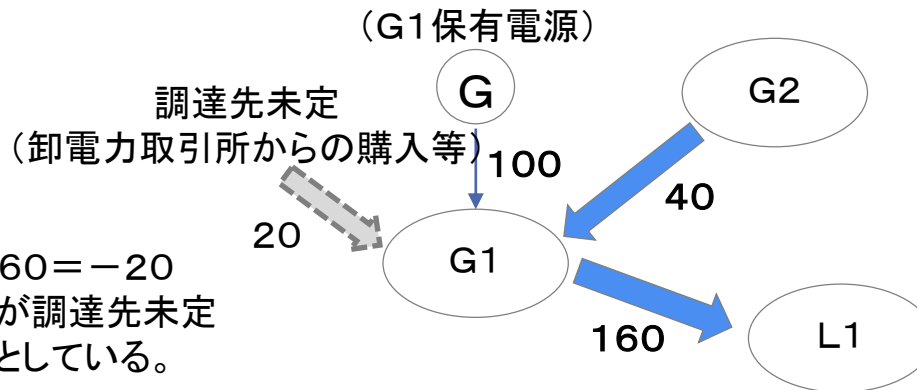
発電余力は
 $= 100 + 40 - 120 = 20$
 でプラスとなっている。



基本的な記載方法 (余力がプラス)

G1社Bエリア供給計画	
保有電源:	100
調達分:	40
調達先未定:	-20
需要電力:	120
発電余力:	20

発電余力は
 $= 100 + 40 - 160 = -20$
 でマイナスとなるが調達先未定
 (20)で補う計画としている。



例外的な記載方法 (余力がマイナス)

G1社Bエリア供給計画	
保有電源:	100
調達分:	40
調達先未定:	20
需要電力:	160
発電余力:	-20

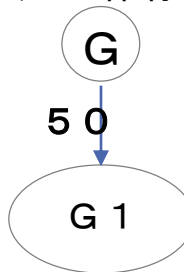
非電気事業者と電気の取引をした場合の注意点(32-1~4表)

発電事業者が非電気事業者へ供給力を販売した場合、その供給力の一部が非電気事業者内部に埋もれてしまう可能性がある。供給力を適正に評価する上で、このような埋もれた供給力が発生しないことが望ましいため、非電気事業者との取引においては、埋もれた供給力が発生しないような配慮を可能な範囲で行うこと。例えば、同一企業グループ内の発電・非電気・小売電気事業者が取引を行う場合は非電気事業者内で埋もれた供給力が発生しないような記載を行うこと。

Aエリア

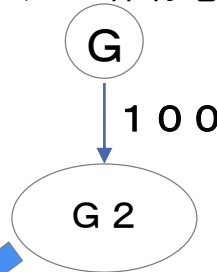
G 1 社供給計画
保有電源：50
需要電力：50
発電余力：0

(G 1 保有電源)

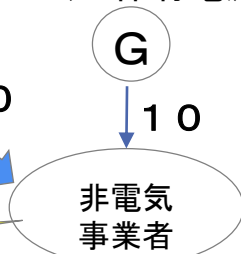


(G 2 保有電源)

G 2 社供給計画
保有電源：100
需要電力：90
発電余力：10



(α 保有電源)



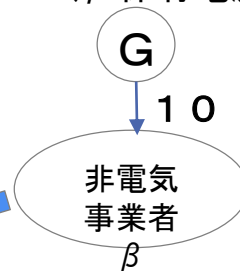
非電気事業者



L 1

L 1 社供給計画
調達分：130

(β 保有電源)

非電気事業者
β

非電気事業者は供給計画提出の対象外である。
αが発電事業者から購入した量と、小売電気事業者へ販売した量に差分※がある場合、その電気は供給計画上では現れないこととなる。

※差分 = $50 + 90 - 120 = 20$

32-1~4表の補足

発電事業者における構内自家消費がある場合の記載例(32-1~4表)一例(1)

構内で自家消費がある場合の各発電機等の供給電力・供給電力量は、発電機等(発電所・蓄電所)により発生した電気を系統送電分と構内自家消費分に按分したときの系統送電分を記載する。～各発電機等の送電端が別々の場合～

●32-1(32-3)

○供給電力(MW)

- ・石炭 = $90 \times 175 / (175 + 100)$
= $175 \times 90 / (90 + 185) = 57$
- ・石油 = $185 \times 175 / (175 + 100)$
= $175 \times 185 / (90 + 185) = 118$

○年度末電源構成(MW)

送電容量を発電等設備量で按分したものとする

- ・石炭 = $270 \times 120 / (120 + 240) = 90$
- ・石油 = $270 \times 240 / (120 + 240) = 180$

●32-2(32-4)

○供給電力量(GWh) = 送電端電力量(GWh)

- ・石炭 = $450 \times 520 / (520 + 300)$
= $520 \times 450 / (450 + 370) = 285$
- ・石油 = $370 \times 520 / (520 + 300)$
= $520 \times 370 / (450 + 370) = 235$

●35表

○燃料消費量

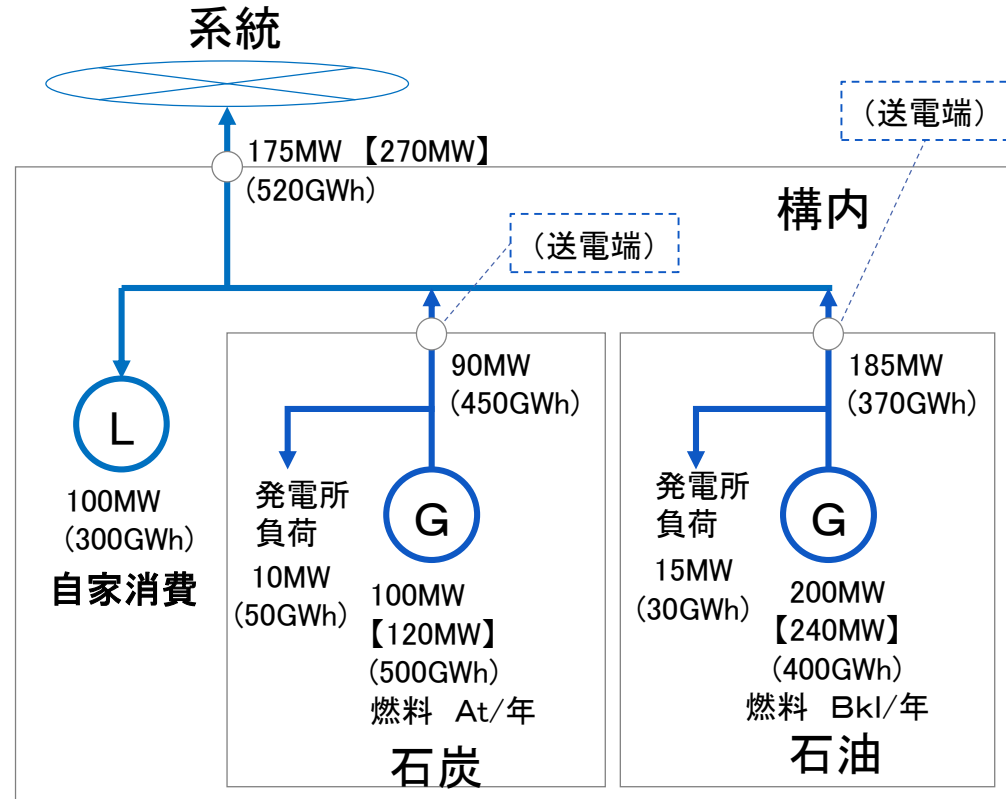
- ・石炭 = $A \times 520 / (520 + 300)$
- ・石油 = $B \times 520 / (520 + 300)$

○利用率

- ・石炭 = $(\text{発電端電力量} \times 1000) / (\text{年度末電源構成} \times 8760)$
= $\{317 \times 1000\} / \{90 \times 8760\} = 0.402$
- ・石油 = $(\text{発電端電力量} \times 1000) / (\text{年度末電源構成} \times 8760)$
= $\{254 \times 1000\} / \{180 \times 8760\} = 0.161$

※発電端電力量(GWh)

- ・石炭 = $500 \times 520 / (520 + 300) = 317$
- ・石油 = $400 \times 520 / (520 + 300) = 254$



(注意) 上図の記載例の数値は以下。

- ・MW単位のもの、ある断面(8月15時等)で、系統側へ安定的に送電できる量を決め、バランスで求めたもの
- ・【】内MWは、最大設備容量または最大送電容量を表す
- ・GWh単位のもの、年間の電力量

32-1~4表の補足

発電事業者における構内自家消費がある場合の記載例(32-1~4表)一例(2)

構内で自家消費がある場合の各発電機等の供給電力・供給電力量は、発電機等(発電所・蓄電所)により発生した電気を系統送電分と構内の自家消費分に按分したときの系統送電分を記載する。～各発電機等の送電端が共通の場合～

●32-1(32-3)

○供給電力(MW)

- ・石炭=90×175/(175+100)
=175×90/(90+185)=57
- ・石油=185×175/(175+100)
=175×185/(90+185)=118

○年度末電源構成(MW)

送電容量を発電設備量で按分したものとする

- ・石炭=270×120/(120+240)=90
- ・石油=270×240/(120+240)=180

●32-2(32-4)

○供給電力量(GWh)=送電端電力量(GWh)

- ・石炭=450×520/(520+300)
=520×450/(450+370)=285
- ・石油=370×520/(520+300)
=520×370/(450+370)=235

●35表

○燃料消費量

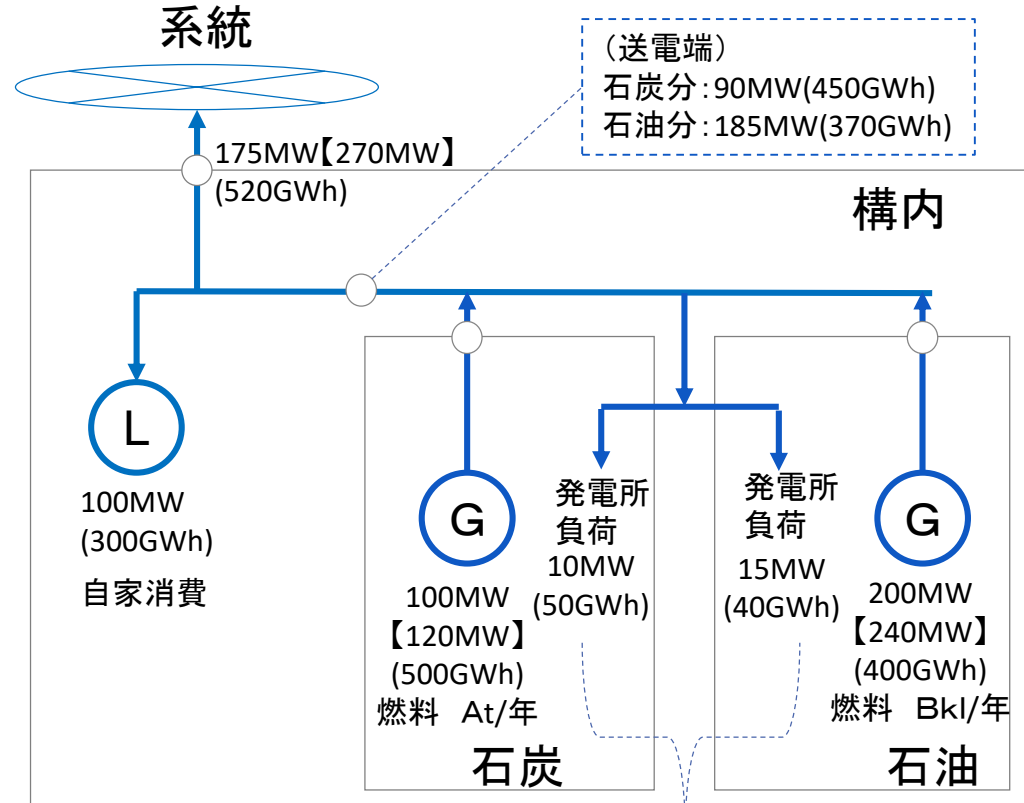
- ・石炭=A×520/(520+300)
- ・石油=B×520/(520+300)

○利用率

- ・石炭=(発電端電力量×1000)
/(年度末電源構成×8760)
={317×1000}÷{90×8760}=0.402
- ・石油=(発電端電力量×1000)
/(年度末電源構成×8760)
={254×1000}÷{180×8760}=0.161

※発電端電力量(GWh)

- ・石炭=500×520/(520+300)=317
- ・石油=400×520/(520+300)=254



(注意)上図の数値は以下。

- ・MW単位のもの、ある断面(8月15時等)で、系統側へ安定的に送電できる量を決め、バランスで求めたもの
- ・【】内MWは、最大設備容量または最大送電容量を表す
- ・GWh単位のもの、年間の電力量

所内負荷は発電端電力(量)で按分して求める。上記例が所内トータル25MW、90GWhなら

- ・石炭所内MW=25×100/(100+200)
- ・石炭所内GWh=90×500/(500+400)
- ・石油所内MW=25×200/(100+200)
- ・石油所内GWh=90×400/(500+400)

32-1~4表の補足

発電事業者における混焼設備の記載例(32-1~4表)一例(1)

石炭・バイオマス混焼発電設備についての供給電力および供給電力量については主たる燃料に一括して記載し、年度末電源構成及び送電端電力量においては電力量比率によって案分して記載する。

計算例

●32-1(32-3)

○供給電力(MW)

- ・火力(石炭) : 90
- ・新エネ(バイオマス): 0

○年度末電源構成(MW)

最大送電容量を電力量比率で按分したものとする

- ・石炭 = $160 \times 600 / (600 + 400) = 96$
- ・バイオマス = $160 \times 400 / (600 + 400) = 64$

●32-2(32-4)

○供給電力量(GWh)

- ・火力(石炭) : 650
- ・新エネ(バイオマス): 0

○送電端電力量(GWh)

- ・石炭 = $650 \times 600 / (600 + 400) = 390$
- ・バイオマス = $650 \times 400 / (600 + 400) = 260$

●35表(化石燃料が主たる燃料の場合記載)

○燃料消費量

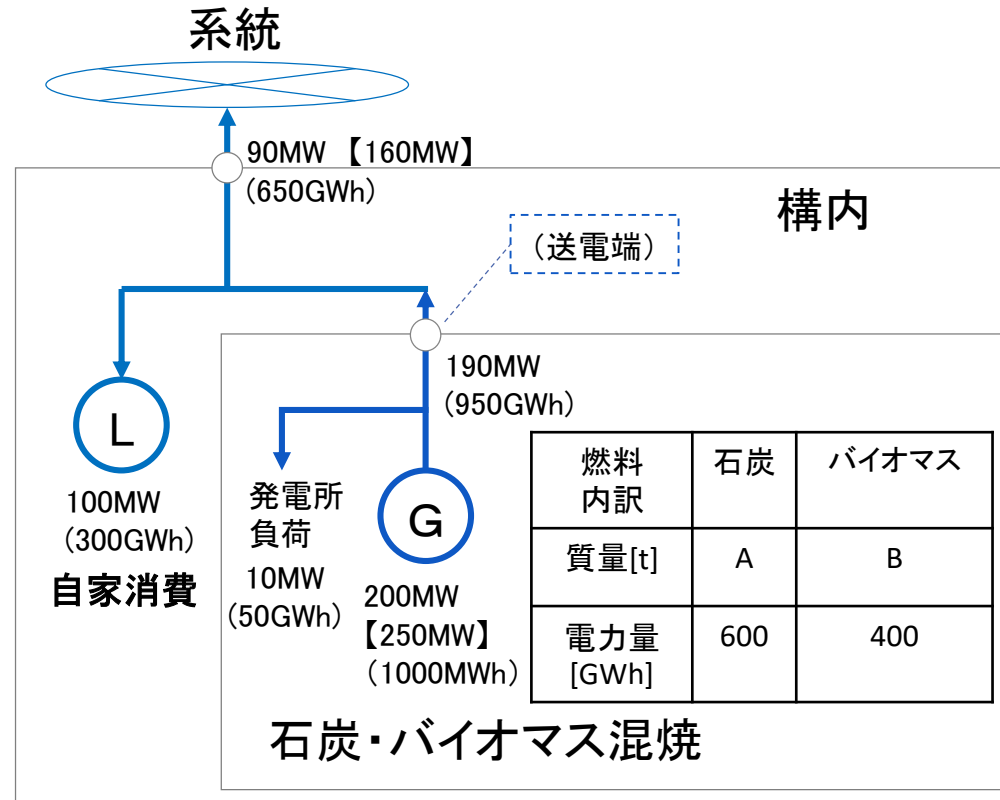
- ・石炭 = $A \times 650 / (650 + 300)$

○利用率

- ・石炭 = $(\text{発電端電力量} \times 1000) / (\text{年度末電源構成} \times 8760)$
 $= [500 \times 1000] \div [96 \times 8760] = 0.595$

※発電端電力量(GWh)

- ・石炭 = $600 \times 650 / (650 + 300) = 411$
- ・バイオマス = $400 \times 650 / (650 + 300) = 274$



(注意) 上図の記載例の数値は以下。

- ・MW単位のもの、ある断面(8月15時等)で、系統側へ安定的に送電できる量を決め、バランスで求めたもの
- ・【】内MWは、最大設備容量または最大送電容量を表す
- ・GWh単位のもの、年間の電力量

32-1~4表の補足

発電事業者における混焼設備の記載例(32-1~4表)一例(2)

廃棄物-バイオマスの混焼発電設備について、各項目の記載方法は次の通り。

(例(1)石炭・バイオマス混焼設備と考え方は同様)

- ・供給電力及び供給電力量:新エネルギー等発電所等欄に一括記載
- ・年度末電源構成及び送電端電力量:廃棄物及びバイオマスの電力量比率によって按分した値を記載

計算例

●32-1(32-3)

○供給電力(MW)

・新エネ(廃棄物, バイオマス): 90MW

○年度末電源構成(MW)

最大送電容量を電力量比率で按分した値とする

・廃棄物 = $160 \times 600 / (600 + 400) = 96$

・バイオマス = $160 \times 400 / (600 + 400) = 64$

●32-2(32-4)

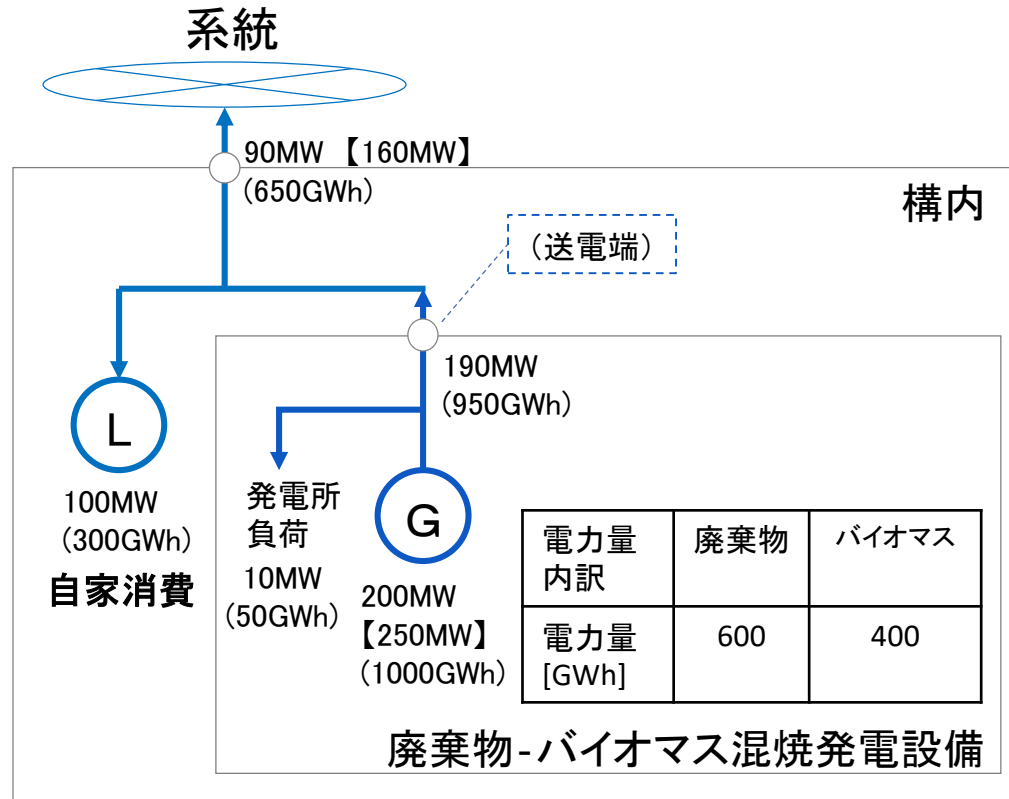
○供給電力量(GWh)

・新エネ(廃棄物, バイオマス): 650GWh

○送電端電力量(GWh)

・廃棄物 = $650 \times 600 / (600 + 400) = 390$

・バイオマス = $650 \times 400 / (600 + 400) = 260$



(注意) 上図の記載例の数値は以下。

- ・MW単位のもの、ある断面(8月15時等)で、系統側へ安定的に送電できる量を決め、バランスで求めたもの
- ・【】内MWは、最大設備容量または最大送電容量を表す
- ・GWh単位のもの、年間の電力量

小売電気事業者における自者保有電源がある場合の記載例

小売電気事業者は、風力・太陽光の自者保有電源がある場合、入力支援シート「太陽光(全量)」「太陽光(余剰)」「風力」の所有設備諸元表の「月末設備量」「実績送電端電力量」欄にそれらの量も加えて記載し、購入相手先諸元表の「自者保有電源」欄に自者保有電源に対応した各年月の比率(または設備量)を記載する。

●入力支援シート

購入相手先諸元

0 ← 比率入力 : 0、設備量入力 : 1 を選択

区分	コード	事業者名	エリア	購入先	2023年度											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				購入先1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				購入先2												
				購入先3												
				購												
				購												
				購												
				購入先7												
				購												
				購入先9												
自者保有電源																

運開年月以降の比率(または設備量)を記載

●記載対象発電所・蓄電所

- 発電規模等による記載対象は【記載要領】の通り(原則1000kW以上の発電等設備が対象)とする。記載の有無は各社判断とするが、発電所及び蓄電所の建設・増設・廃止・休止・長期計画停止等についてアセスを開始したもの、対外的に公表したもの等で事業者が実施する意思を持っているものを記載する。
- 32-5表には第10年度までの間に使用を開始又は能力変更する発電所及び蓄電所を記載する。
- 32-7表には第11年度以降に使用を開始又は能力変更するもので、第10年度以内に着工し、出力が35万kW以上のもの(能力を変更する場合は変更する出力が35万kW以上のもの)を記載する。

●記載方法

- 1行の記載単位は、発電所・蓄電所単位、系列単位、ユニット単位、発電機単位といろいろあるが、使用開始年月や廃止年月が一緒となる可能性が高いくりとし、次頁の表を基本とする。
- 複数の発電機・蓄電池をまとめて1行に記載する場合は、「最大出力(kW)」欄に発電機・蓄電池出力の内訳をカッコ書きで追記する(例) 100,000(10,000×8+20,000×1)
- 着工年月については、法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出書へ記載した着工年月(又は、記載予定の着工年月)を記載する。
- 着工年月の異なるものを1行に記載する場合は、「着工年月」欄には、最も早い着工年月を記載する。
- 発電等設備の能力を変更する計画は、変更前後のどちらかの能力が【記載要領】に記載された発電規模等の要件に合致する場合に記載する。
- 発電等設備の出力変更計画の場合は、「最大出力(kW)」欄に変更前後の発電等出力を記載する。
(例)単機容量25万kWのものを1万kW増出力する場合; 250,000→260,000
(例)単機3千kWのもの4台を2.5千kWへ減出力する場合; 12,000(3,000×4)→10,000(2,500×4)
- 発電等設備のリプレース時(旧設備の廃止と新設を決めている場合は、「工事中」又は「着工準備中」区分に新設備の開発計画を、「その他」区分に旧設備の廃止計画を記載する。
- 燃料の種類を変更する場合は、「種類」欄に変更前後の燃料種を記載する。
(例)「種類」欄: 原油・重油→LNG
- 設備の容量が10万kWを超える発電等設備の廃止、休止及び長期計画停止(発電等設備の最大出力を減少させる場合も含む)に係る届出内容に変更が生じた場合は、事業者は速やかに変更供給計画届出の要否等を電力広域的運営推進機関を経由して資源エネルギー庁電力基盤整備課と協議すること。
- 休止及び長期計画停止する発電等設備については、「その他」区分とし、使用開始年月の欄にその開始予定年月を記載すること。

「年間可能発電等電力量」の欄は、自然変動電源は、年間で利用可能な自然エネルギー量に伴う発電量を記載する(補修や計画外停止等に伴う減少電力量を考慮せず、送電端ベース値)。その他の電源は、年間想定発電等電力量(送電端ベース値)を記載する。想定においては環境アセスメントに記載した利用率等を用いてもよい。増出力計画の場合は、増出力後1年間の年間発電等電力量(増出力分も含めた全体の発電電力量)を記載する。

「年間可能発電等電力量」欄に()で記載する「小売電気事業の用に供するための年間想定発電等電力量(10⁶kWh)」には、()外に記載する年間可能発電等電力量に自家消費予定分、特定供給予定分、自己託送予定分が含まれる場合にそれを除いた数値を記載する。除く数値がない場合は()外と同じ数値を記載する。

発電機・蓄電池の種類	1行の記載単位
原子力	原子炉毎
コンベンショナル火力	ユニット毎(一体で運転される単位)
ガスタービンコンバインド火力	・多軸型(2GT on 1ST構成等):多軸構成毎 ・1軸型:軸毎
水力	発電機毎
太陽光	パネル集合体毎(発電所単位を基本とするが、発電所内に1号パネル、2号パネルと区分されている場合は分けて記載する)
風力	基本は風車毎に記載する。ただし、同一構内の使用開始年月(廃止年月)が同じ風車はまとめて記載する。 ・同一構内に使用開始年月が同じ複数の風車を新設する場合の記載例 ○○風力発電所1~4号機、6,000(1,500×4)
地熱	発電機毎
蓄電池	蓄電所毎
内燃力 (離島以外に設置するもの)	基本は発電機毎に記載する。ただし、同一構内の使用開始年月(廃止年月)が同じ発電機はまとめて記載する。 ・同一構内に複数の発電機を同一時期に増設する場合の記載例 ○○製造所5、6号機、8,000(4,000×2)
内燃力(離島に設置するもの)	同一年度に使用開始(廃止)するもの(複数の離島にまたがるものも含む)を一括して記載する。この場合、「名称及び設備番号」欄に「離島発電設備」と記載し、「所在地」欄に地点数(××地点)を、「種類」欄は「内燃力」を(ただし、燃料の種類が決まっている場合は種類を記載)、「最大出力(kW)」欄に最大出力の合計値(合計××kW)を、「使用開始年月」欄に使用開始年度(××年度使用開始)を記載する。

32-5表(32-7表) 記載例

様式第32
第5表
発電所及び蓄電所の開発等についての計画書
火力発電所

左セル：契約予定または契約済みの一般送配電事業者の供給区域（エリア）を選択
右セル：所在地を都道府県都市町村まで記入

括弧書きで小売電気事業の用に供する
年間想定発電電力量の記載を忘れないこと
電力量は整数で記載、所内率は小数点第一まで記載すること

西暦で記載

区分	名称及び設備番号	所在地		種類	最大出力 (kW)	年間可能発電電力量(106kWh) 又は所内率(%) (右列:うち小売電気事業の用に供するための年間想定発電電力量(106kWh))	着工年月	使用開始年月
工事中	○発電所 4号機	東北	○県□□市	石炭	800,000	3,342 (3,342)	○年○月	□年□月
工事中	○発電所 6号機	北陸	○県□□市	LNG	22,000 (6,000×3+4,000)	所内率 3.0% (183)	○年○月	□年□月
着工準備中	□発電所 2号機	中国	○県□□市△△町	LNG	250,000→300,000	1,645 (1,236)	○年○月	□年□月
その他	○発電所 1号機	中部	○県□□市	石炭	△ 300,000			□年□月 (休止)
	○発電所 2号機	中部	○県□□市	石炭	△ 300,000			□年□月～□年□月 (長期計画停止)
	○発電所 3号機	中部			△ 300,000			□年□月 (廃止)
	△△発電所 1号機	九州	○県□□郡△△町	石炭→その他ガス	400,000	1,545 (1,235)		□年□月

所内消費は含まず、自家消費、特定供給および自己託送を含むもの

所内消費、自家消費、特定供給および自己託送を含まないもの

エリアを記載

複数の発電機をまとめる場合は内訳として記載

火力または原子力発電所であって、専ら小売電気事業の用に供する場合は所内率での記載も可

増出力化工事の場合は、増出力化前後の出力を記載

増出力分ではなく、設備全体の可能発電電力量を記載すること

休止・長期計画停止・廃止はマイナスで入力すること

休止・長期計画停止・廃止時は記載不要

燃種変更の場合は、変更前後の燃種を記載

休止・長期計画停止・廃止は括弧書きで該当内容を記入すること
例：(休止), (廃止), (長期計画停止)

その他欄に記載する対象
①廃止計画
②最大出力の変更を伴わない燃料転換の計画
③工事を伴わないで能力の変更をする計画
④発電所設備の譲渡・譲受の計画
⑤既に供給計画に記載されている開発計画を中止する計画
⑥休止及び長期計画停止の計画

- 着工年月については、法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出書へ記載した着工年月(又は、記載予定の着工年月)を記載する。
- 同一区間は、複数回線がある場合でもそれらをまとめて1行に記載する。その場合、回線毎に記載内容(使用開始年月等)が違う場合は、それがわかるように記載する。

(例)送電線を2回線新設し、1号線は電線種及び太さが“ACSR 410×4”で使用開始年月が“2020-8”、2号線は“TACSR 810×4”で使用開始年月が“2021-8”の場合

 - ・「電線の種類及び太さ」欄: ACSR 410×4(1号線)、TACSR 810×4(2号線)
 - ・「使用開始年月」欄: 2020-8(1号線)、2021-8(2号線)
- 主要送電線路の能力を変更する場合(区間は変わらない場合で、電圧、こう長、回線数、電線の種類および太さが変わる場合)は、「工事中」「着工準備中」区分に変更前後の内容がわかるように記載する。

(例)送電線の回線数を1回線から2回線に増やし、亘長も合わせて30kmから31kmへ延長する場合

「回線数」欄: 1→2, 「こう長(km)」欄: 30→31
- 送電線設備のリプレイス(電線の張り替え等)で、送電線路の能力を変更しないものは記載しない。(送電線路の能力変更を目的としない場合で、リプレイスによる線種および敷設環境の変化等の仕様変更により、送電線路の能力に変更がある場合も記載しない。)

(例)リプレイスによる鉄塔建替に伴い、鉄塔位置の変更等が発生し、こう長等の変更が発生する場合

リプレイスに際し、設備仕様の見直し、設計上の制約により、線種変更等が発生する場合
- 同一区間に複数の種類の電線を使用する場合(架空線と地中線が混在する場合等)は、「電線の種類及び太さ(mm²)」欄に線種毎のこう長を記載する。
- π引込工事の場合、「こう長」欄には、π引込により送電線を延長(増加)する距離を記載する。
- 直流送電線路の場合の「電圧(kV)」の記載は、頭にDCをつけて“DC±200”といった記載とする

- 「設置又は変更を必要とする理由」欄の記載は、原則、以下の区分で記載する。ただし、以下の区分で記載しにくい場合は、別途、簡潔に記載する。

記載内容	「記載内容」の説明
需要対策	電力需要の増加(減少)に伴い実施するもの。
電源対応	電源設置(廃止)に伴い実施するもの。
高経年化対策	設備の高経年化(劣化状況を評価して適切な時期に更新する場合を含む)に伴い実施するもの。
安定供給対策	供給信頼度向上や安定供給を確保するために実施するもの。
系統対策	送電ロス低減や設備スリム化等の経済性を理由とするもの。系統安定性を高めるために実施するもの等。

様式第32
第6の1表
主要送電線路の整備計画表

注)・2024年度供計の場合の例
・名称の記載は一例

区分	名称	区間	電圧 (kV)	こう長 (km)	回線数	電線の種類および太さ (mm ²)	着工年月	使用開始年月	設置又は変更を必要とする理由
工事中	●●線	●●変電所～ ■■変電所	275	12	2	ACSR 330×2	2019-8	2025-11	電源対応
	▲▲□□線	▲▲変電所～ □□開閉所	275	5	2	ACSR 410 → ACSR 810	2020-4	2025-4	需要対策 高経年化対策
着工準備中	●●線	▽▽変電所～□□変電所 →●●変電所～□□変電所	275	1番線: 10→5 2番線: 10→5	2	1番線:POF2000(10km), 2番線:POF2000(10km) → 1番線:CV1400(5km), 2番線:CV1400(5km)	2025-6	2028-10(1番線) 2030-10(2番線)	高経年化対策
	***アクセス線(仮称)	***～●●変電所	275	1	1	CV 2500×2	2024-4	2025-2	電源対応
	●●線	●●線No.*** ～□□開閉所	500	1→1	2	ACSR 410×4	2024-6	2025-12	系統対策
	◎◎開閉所	—	500	—	6	—	2025-4	2030-11	電源対応
その他	AA線	○○線No.50 ～□□変電所	275	△3	1	ACSR 330×2	—	2026年度 (廃止)	系統対策
	BB線	CC変電所～ DD変電所	275	13	2	ACSR 330×2	2026-8	2027-11	需要対策 (○○○により計画中止)

- 着工年月については、法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出書へ記載した着工年月(又は、記載予定の着工年月)を記載する。
- 変電所(変換所)における同一階級の変圧器毎に記載する。変電所を廃止する場合、変圧器を廃止する場合は「その他」区分に記載する。
- 変電所の能力を変更する場合は、増設又は廃止する変圧器について変更前後の内容がわかるように記載する。
(例)同一階級の変圧器150MVA 1台を廃止し、変圧器200MVA 1台を新設する場合。
 - ・増加出力(MVA):50
 - ・容量(MVA): 150→200
 - ・台数:1→1
- 変電所の能力が減少する場合は、「増加出力」欄にマイナス値を記載する。
- 交直変換設備を記載する場合は単位がMWとなるため、「増加出力」欄に増減量を「〇〇MW」と単位を付して記載し、変圧器欄は空欄とする。
- 変圧器の「電圧」欄の記載は、1次/2次/3次電圧がわかるように、例えば“500/275/187”等と記載する。ただし、3次電圧の負荷が変電所の所内負荷のみである場合(変電所外の下位系統の負荷へ接続されていない場合)は3次電圧の記載を要しない。
- 変電所を新設又は廃止する場合は、上記に加え、「設置または変更を必要とする理由」欄にその旨(変電所新設、変電所廃止)を記載する。
- 「設置又は変更を必要とする理由」欄の記載は、原則、32-6-1表と同様の仕訳で記載する。

32-6-2表(記載例)

様式第32
第6の2表
主要変電所の整備計画書

注) ・2024年度供計の場合の例
・名称の記載は一例

区分	名称	所在地	増加出力 (MVA)	変圧器				その他の設備 (名称、容量)	着工年月	使用開始 年月	設置又は変更を 必要とする理由
				相数	電圧 (kV)	容量 (MVA)	台数				
工事中	AA	SS県AA市	100	3	275/77	200→300	1→1		2019-11	2024-7	高経年化対策
	BB	TT山県BB市	1,500	3	500/154	750×2	2		2022-2	2025-7	電源対応
着工準備中	CC	UU県CC市	△100	3	275/77	300×1, 200×2 →300×2	3→2		2024-8	2026-6	高経年化対策
	DD	VV県DD市	300	3	275/77	300	1		2024-2	2025-5	需要対策
	〇〇周波数変換所	〇〇県▽▽市	300MW					周波数変換装置 300MW	2024年度	2027年度	安定供給対策 〇〇連系
その他	EE	SS県EE市	△300	3	275/154	300	1		-	2024-1 (廃止)	高経年化対策
	GG	WW県FF市	1,500	3	500/154	750×2	2		2022-3	2025-7	需要対策 (〇〇により計 画中止)

32-6-3表

- 電力広域的運営推進機関が国に届出を行った広域系統整備計画の内容を件名毎に記載する。
- 事業実施主体として実施する工事のみを記載する。
- 広域系統整備計画に記載した工事概要を記載する。
- 1つの広域系統整備計画に複数の工事がある場合は、「着工年月」は最初に着工する工事の着工年月を記載し、「使用開始年月」は最後に使用開始する工事の使用開始年月を記載する。

【記載例】

様式第32
第6の3表
広域系統整備計画

注) 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の東北電力NWの例

計画名称	工事内容	着工年月	使用開始年月
東北東京間連系線に係る広域系統整備計画	<p>【送電線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500kV 送電線引出・・・宮城中央変電所 2 回線 ・ 500kV 送電線新設・・・宮城中央変電所～新設開閉所【(仮)広域連系北幹線】(2 回線、亘長 79km、線種：SBTACSR/AC 500mm² 4 導体) ・ 500kV 送電線引出・・・(仮)広域連系南幹線 2 回線 ・ 500kV 送電線新設・・・新設開閉所～相馬双葉幹線No.56 鉄塔【(仮)広域連系南幹線】(2 回線、亘長 64km、線種：SBTACSR/AC 740mm² 4 導体) ・ 500kV 送電線新設・・・相馬双葉幹線No.54 鉄塔～福島幹線山線No.10 鉄塔 (2 回線、亘長 16km、線種：SBTACSR/AC 740mm² 4 導体) ・ 新設開閉所への既設 500kV 送電線引込・・・常磐幹線 4 回線、新地火力線 2 回線 <p>【開閉所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500kV 開閉所新設【(仮)広域連系開閉所】・・・((仮)広域連系南幹線の送電線引出分除く) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調相設備整備 ・ 給電システム改修 ・ 系統安定化システム整備 	20**-*	20**-*

注) 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の東京電力PGの例

計画名称	工事内容	着工年月	使用開始年月
東北東京間連系線に係る広域系統整備計画	<p>【送電線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500kV 送電線新設・・・福島幹線山線No.10 鉄塔建替 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給電システム改修 	20**-*	20**-*

● 共通事項

- 36表は、1年度目および2年度目を作成する。ただし、2年度目の電力量の記載は不要とする。
- 32-8表、36表には、電気を調達する場合にあって、既受給契約及び2023年度末(2024年3月31日)までに受給契約の締結見通しがあるものを基本に記載する。ただし、将来の太陽光・風力の導入量の伸びに伴い一般送配電事業者が買取予定分として計上するもの、発電事業者の開発予定電源の販売・調達計画については、契約の有無に関係なく記載する。
- 取引の詳細情報は入力支援シート(受電取引帳票、送電取引帳票)に記載する。32-8表及び36表はこれらの支援シートから自動作成される。また、新エネルギー等電源の取引については、次頁以降のライセンス毎の説明を参照すること。
- 入力支援シートに記載する事業者間取引は、取引先毎に分けて記載することを原則とするが、取引先別に記載すると記載数が多くなり煩雑となる場合は、受電電力・送電電力が10万kW以下の取引について取引先をまとめて一括で記載することができる(非電気事業者との取引も同様に10万kW以下一括での記載可能)。ただし、取引先区分やエリアが異なるものはまとめず記載する。
- 受電取引帳票には自者が調達する電気(自者が自ら消費するものは除く)を、送電取引帳票には自者が販売する電気を記載する。よって、小売電気事業者が送電取引帳票に記載する場合、主に調達した電気から他の事業者へ転売する電気や自者内でエリアを移動する電気の計画を記載し、発電事業者が受電取引帳票に記載する場合は、他者から調達したものを別の事業者へ転売する電気を記載する。
- 受電取引帳票には、自者が受電しようとするエリアの表に、受電先の事業者名、その事業者区分、受電元エリア、電源種別(備考欄)を記載する。送電取引帳票には、自者が送電しようとする送電元エリアの表に、送電先の事業者名、その事業者区分、送電先エリア、電源種別(備考欄)を記載する。
- 「受電電力(10³kW)」「送電電力(10³kW)」欄の記載断面は、32-1表(36表であれば32-3表)と同様の月時とする。
- 同一事業者間で連系線によりエリアを移動させる電気がある場合は、その分についても自者間の取引として記載する。

32-8表(36表) (2)

●共通事項(2)

- 小売電気事業者が自者の小売供給エリア外で取引を行う場合や、発電事業者が保有発電等設備を持っていないエリアで取引を行う場合も、取引を行うエリアの表に取引内容を記載すること。
- 「受電取引帳票」「送電取引帳票」で、取引先事業者に「非電気事業者」を選択した場合、備考欄(下段)に取引先事業者名を記載すること。(ただし、10万kW以下の取引を一括記載した場合を除く)
- 計画値同時同量制度において、1つの接続供給契約を構成するグループと1つの発電量調整供給契約を構成するグループ間(同種のグループ間も含む)及びそのグループに含まれる事業者(以下、内部事業者)間の取引を記載する方法として、主に以下の2通りがある。①はグループ間取引の量を発電契約者や代表契約者が主に決定する場合、②はグループ間取引の量を内部事業者が決定する場合である。ただ、グループ間の取引として規定される販売・調達計画との整合性を考えた場合、①の方法を基本とする。
 - ①グループ間の取引を発電契約者や代表契約者がまとめて記載し、グループ内の取引を別に記載する方法
 - ②グループ間の取引を、双方のグループに含まれる内部事業者間の取引として記載する方法
- 記載については、取引量の記載の重複がないようにグループ内で調整を行っておくこと。
- 事業者区分に該当しない事業者(非電気事業者)との取引(調達分)について、1年度目の取引内容の内訳を別紙(非電気事業者内訳表)に記載すること。

●小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)

- 小売電気事業者が特定契約により他者から供給を受けるFIT電源は、自者保有電源とはみなさず他者からの調達電気とみなし、本表に記載する。
- FIT電源買取分について、契約済み分のみを記載する。
- 太陽光・風力発電の調達計画(調達電気の設備量がわかる場合)は、入力支援シート(太陽光(全量)、太陽光(余剰)、風力)に記載することを基本とする。支援シート記載分は自動で受電取引帳票に転記され、更に32－8表及び36表が自動作成される。
- 常時バックアップ取引の送電電力(kW)・受電電力(kW)は、原則として既契約期間内(契約に自動延長条項がある場合はその期間も含む)の契約最大電力を記載する。2024年12月～2025年11月が契約期間の場合は2025年11月までの取引を記載する。

●発電事業者

- 太陽光・風力発電の販売計画は、入力支援シート(太陽光(全量)、太陽光(余剰)、風力)に記載することを基本とする。支援シート記載分は自動で送電取引帳票に転記され、更に32－8表及び36表が自動作成される。

●一般送配電事業者

- 一般送配電事業者が特定契約により他者から供給を受けるFIT電源は、自者保有電源とはみなさず他者からの調達電気とみなし、本表に記載する。
- 太陽光・風力については、将来のエリア全体の導入量の伸びを考慮し、これら電源の供給力(エリア全体の供給力からエリア内において自者以外の電気事業者が計上した供給力を控除したもの)を調達分に計上する。また、風力・地熱・水力(3万kW未満)・バイオマスについては発電事業者の記載(将来の開発計画も含め、一般送配電事業者へ販売するものとして32－8表、36表に記載したもの)等を考慮し、調達分を記載する。なお、風力発電について、将来の導入の伸びを調達分に考慮するかどうかは地域の特性を勘案して一般送配電事業者にて決定する。
- 太陽光・風力発電の調達計画(調達電気の設備量がわかる場合)は、補正シート(補正(太陽光)、補正(風力))に記載する。支援シート記載分は自動で受電取引帳票に転記され、更に32－8表及び36表が自動作成される。
- 一般送配電事業者が自らの供給区域で確保した調整力(電源 I 調達量及び特別調達電源が対象)を記載する。

●特定卸供給事業者

- 電気の販売計画は送電取引帳票、調達計画(太陽光・風力以外)は受電取引帳票に記載すること。
- 太陽光・風力発電の調達計画(調達電気の設備量がわかる場合)は、入力支援シート(太陽光(全量)、太陽光(余剰)、風力)に記載することを基本とする。支援シート記載分は自動で受電取引帳票に転記され、更に32－8表及び36表が自動作成される。

●配電事業者

- 配電事業者が自らの供給区域で確保した調整力を記載する。

A 小売電気事業者						
No.	エリア	電源種別	発電者名又は需要家名	電源等名称	契約電力又は契約供給力 (kW)	供給地点特定番号 (22桁) 又は受電地点特定番号 (22桁)
非電気事業者 1	中部	バイオマス	三重株式会社三重製作所	三重製作所 4 G	500	0401000000000000000002
	中部	火力	三重株式会社芦浜製作所	芦浜製作所	4,500	0401000000000000000004
	中部	太陽光 (全量)	三重株式会社芦浜製作所第二	芦浜製作所第二	5,000	0401000000000000000005

項目	記載内容
No.	非電気事業者との契約毎に記載するよう(記載漏れチェック)非電気事業者の末尾に番号を付与する。
エリア	一般送配電事業者のエリアを選択
電源種別	非電気事業者から調達する種別を記載 なお、ネガポジ混合型の場合は、各電源等の電源種別を一行毎に記載する。
発電者名又は需要家名	調達する事業者名を記載(例)〇〇株式会社 〇〇工場等
電源等名称	調達する電源名称を記載(例)〇〇工場1G等
契約電力又は契約供給力(kW)	契約した電力又は供給力を記載(但し、個別需要家毎の契約電力が不明であれば、「-」でも可とする)
供給地点特定番号(22桁)又は受電地点特定番号(22桁)	契約した電力又は供給力の供給地点特定番号(22桁)又は受電地点特定番号(22桁)を記載

【記載対象電源】

非電気事業者から調達する電源(ネガワット、ポジワット)のうち、以下①～③を除く電源を記載する。

- ①太陽光、風力(ただし、蓄電池等で安定した電力を供給できる場合は記載)
- ②契約供給力0kW計上している電源
- ③設備量1000kW未満の発電機等(ただし、ネガワットの需要は1000kW未満も記載)

至近の供給力の確保状況について

- 至近の供給計画や需給検証では、需給状況に十分な余力があると言える状況ではなく、広域的な需給運用、作業停止時期の調整、追加供給力の捻出等によって、必要予備率を確保(供給信頼度を維持)しているところ。
- したがって、逆潮流アグリゲーション等の活用によって、調整力・供給力の創出を行うことは供給信頼度維持の観点から重要であり、その調達を確実なものとするために、今回の逆潮流アグリゲーションの調整力(電源 I')としての利用拡大に向けた検討に合わせて、「逆潮流として供出したkW価値の評価方法についての課題」について、先行的に取り組むことが必要と考えられる。

4-2-3. 供給計画における供給力確保に関する要請について

- 容量市場が機能するまでの間の供給力を確実に確保するため、供給計画の取りまとめの前(2018年12月27日)に「供給計画における供給力確保に関する要請について」を本機関からすべての電気事業者向けに発出し、需要ピーク時を極力避けた設備補修と、小売電気事業者へは可能な限り調達先を確定することを要請した。また、補修計画については、国とも連携し、主要な事業者に対して個別に協力を要請したうえで、ヒアリング等で状況を確認した。



【要請内容】

1. 容量市場が機能するまでの間の供給力を確実に確保するため、設備補修については夏季・冬季の需要ピーク時を極力避けた計画としていただきますようお願い致します。(補修計画については個別にヒアリングを実施させていただく場合があります)
2. 上記分析結果から、調達先未定の供給力の確保が今後は難しくなることが予想されるため、小売電気事業者は可能な限り調達先を確定させるよう努めていただきますようお願い致します。 ※供給計画では、小売電気事業者の供給力確保の適正性を、H3需要(年間最大3日平均の需要)に対する予備率1~3%(持続的需要変動対応に相当)を目安に確認しています。

出所) 2019年度供給計画とりまとめ 2018年度第3回評議員会資料抜粋
https://www.occto.or.jp/kyoukei/torimatome/190329_kyokyukeikaku_torimatome.html

2020年度 冬季見通し：東京エリアの稀頻度リスク分確保について

■ 東京エリアの1月の見通しについて

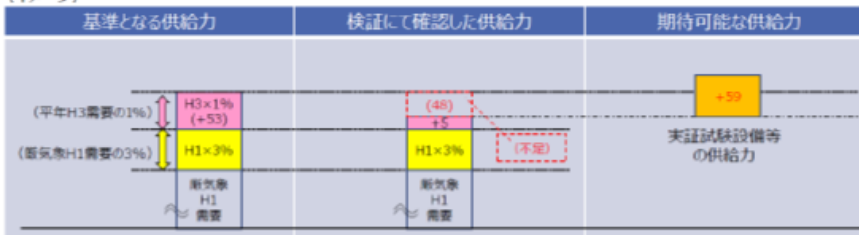
- ・ 厳寒H1需要が発生した場合においても、予備率3%は確保できる見通し
- ・ 稀頻度リスク(N-1相当の事象)を考慮すると、1月に48万kWの供給力が不足

⇒ 追加で供給力を最大で59万kW見込むことが可能であり、稀頻度リスク分を確保できる見通しである。

【追加分】

- 供給計画における需給バランス評価上では供給力として計上していない実証試験設備等を供給力として見込む(約59万kW)
 ※東京エリアにおいて出力一定運転等の比較的安定に出力される試験が予定されている発電機

【イメージ】



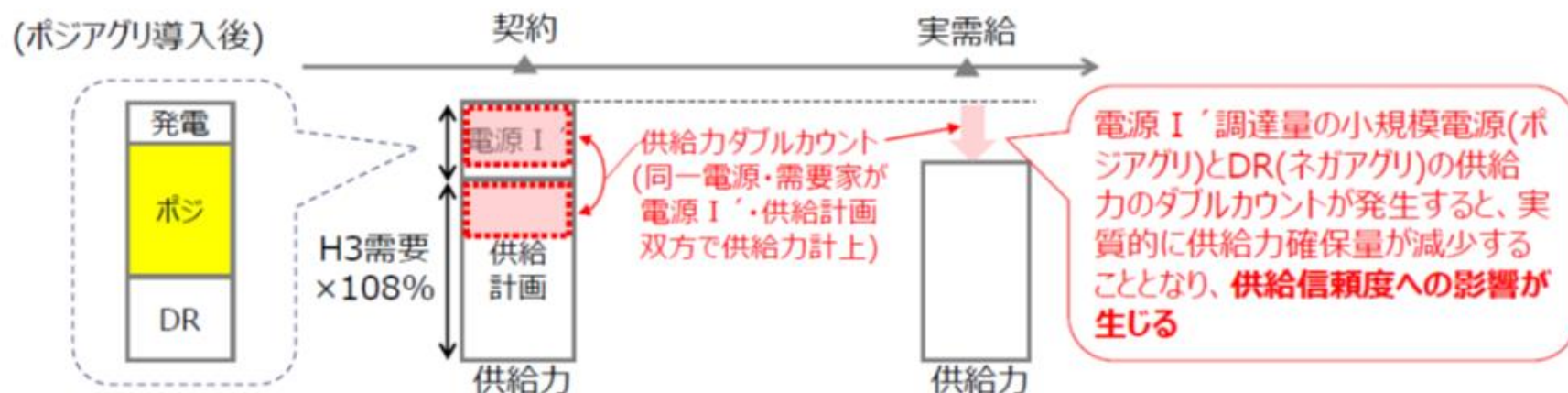
出所) 第49回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料3抜粋
https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2020/chousei_jukyu_49_haifu.html

電源 I' として供出された供給力の評価方法に係る検討課題について

6

- 電源 I' として供出された供給力の評価方法に係る課題としては、一般送配電事業者の専用電源(調整力)である電源 I' が、小売電気事業者等の供給力と重複して計上されていることが考えられる。
- 具体的には、電源 I' 契約において調整力を供出するリソースとして登録されている小規模電源(ポジワット)および需要家(ネガワット)が、供給計画において小売電気事業者としても非電気事業者*からの供給力の調達として計画されていること(以下、供給力のダブルカウント(図中の赤点線枠部分))が考えられる。
- 供給信頼度評価において確保されていると評価されていた供給力の一部において、供給力のダブルカウントが発生すると、実質的に供給力確保量が減少することとなり、結果として供給信頼度への影響が生じるおそれがある。
- 現状、供給信頼度評価を実施している供給計画において、上記の供給力のダブルカウントを防止できるかどうか確認することとした。

*非電気事業者とは、電気事業者(小売電気事業等の用に供する電力の合計が1万kWを超えるもの)以外の卸供給事業者、特定自家発電設置者、再生可能エネルギー設備認定事業者等をいう。

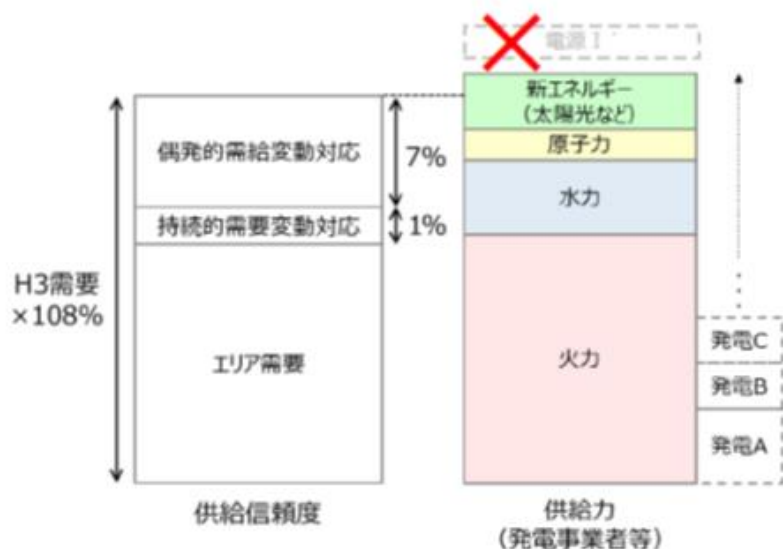


(参考)現状の供給計画における確認状況 (非電気事業者の供給力)

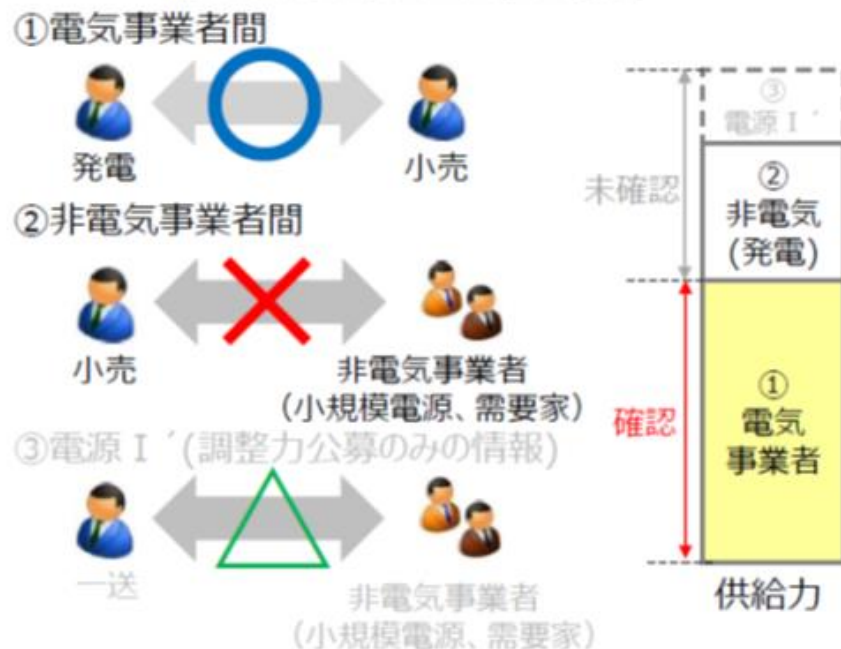
7

- 現状の供給計画においては、電気事業者間の取引は供給力のダブルカウントがないか確認し、整合が取れている(下図①)。
- 他方で、非電気事業者との取引については、小売電気事業者等の計上値(グロス値)を確認しているが、内訳は確認していない(下図②)。
- また、供給計画における需給バランスはH3需要×108%(持続的需要変動対応+偶発的需要変動対応)で評価しており、電源I'の供給力は評価対象外としている。したがって、電源I'のダブルカウントの確認にはそれぞれの契約内訳が必要となるが、下図②のとおり、供給計画では非電気事業者の内訳を確認しておらず、一般送配電事業者が管理する電源I'の内訳との整合を確認していない(下図③)。

現状の供給計画の需給バランス評価



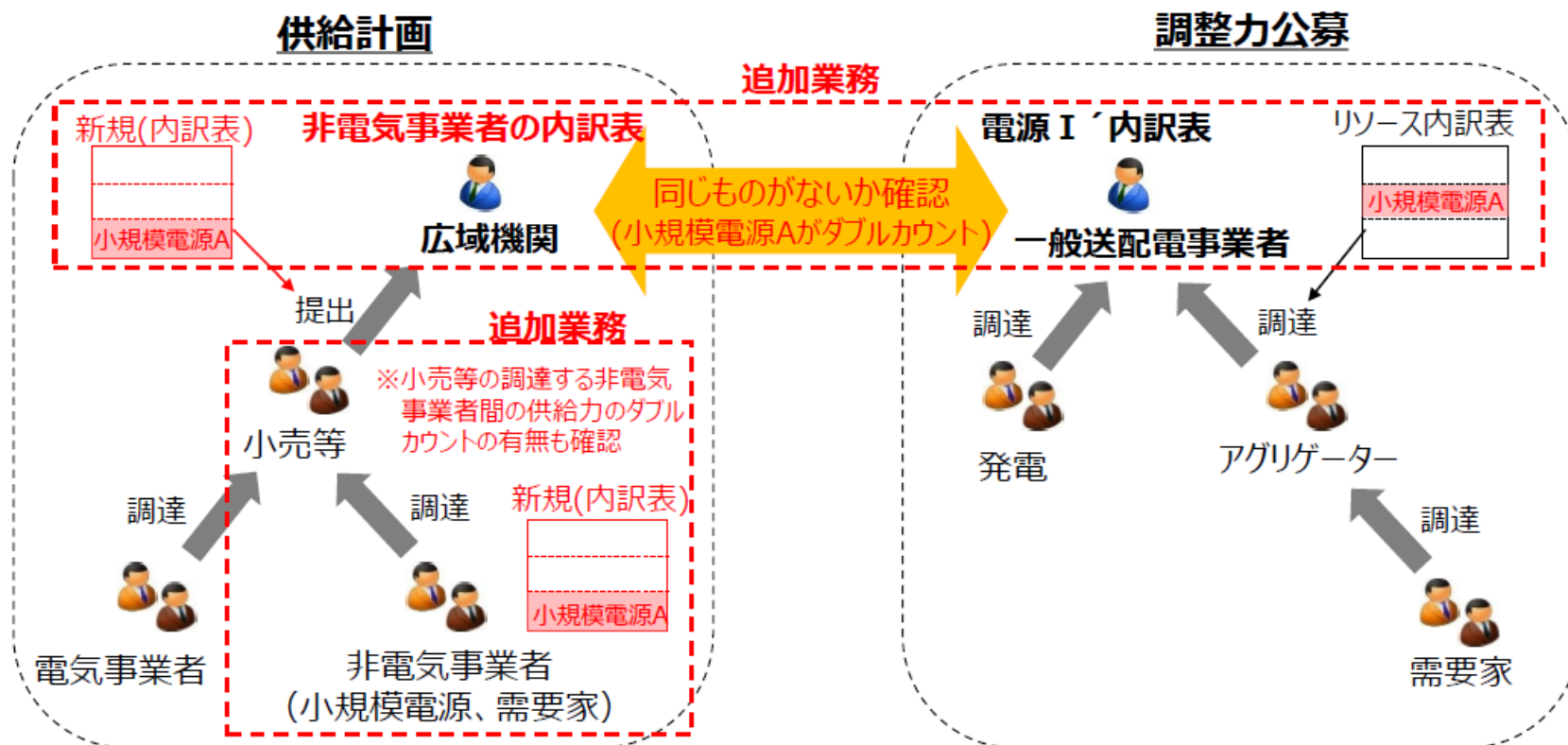
事業者間取引の整合性の確認



供給力のダブルカウント防止策について

9

- 供給力のダブルカウント防止策としては、以下のような確認業務を追加的に実施することで対応可能と考えられるかどうか。
 - 供給計画において、発電事業者および小売電気事業者から、非電気事業者の内訳を新たに取得する。
 - 上記の供給計画での非電気事業者の内訳表と、一般送配電事業者が管理する電源 I ' のリソース内訳表を比較することで供給力のダブルカウントの有無を確認する*。



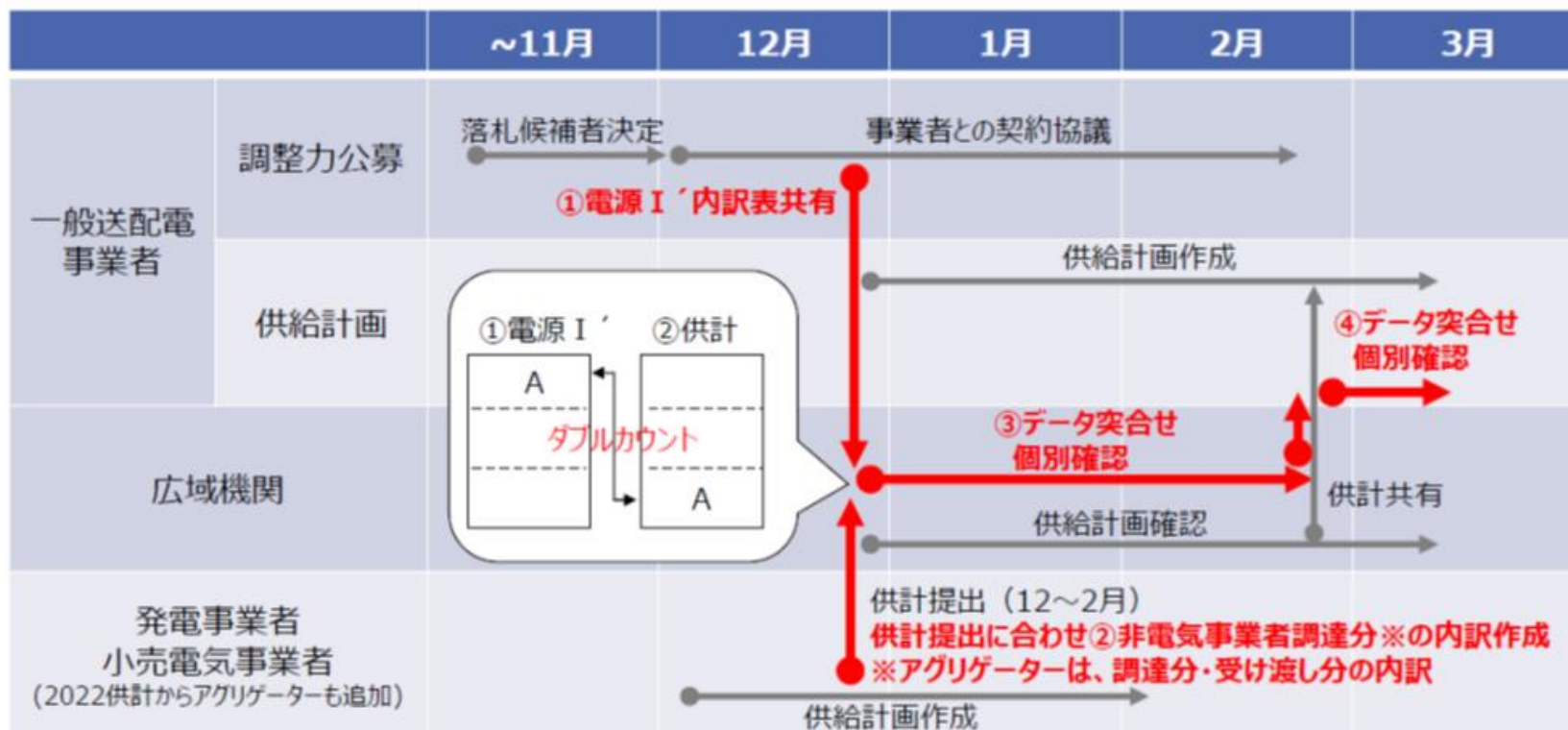
- なお、電源 I´データ確認対象のエリアは、2024年度以降は沖縄エリアのみとなる。

供給力のダブルカウント防止策について

10

■ 具体的には、供給力のダブルカウント防止策におけるダブルカウント有無確認のために、広域機関、一般送配電事業者、発電事業者・小売電気事業者において、以下の追加業務を実施することとしてはどうか。

- 【一般送配電事業者】①電源 I´リソース内訳表共有、④データ突合せ個別確認
- 【広域機関】③データ突合せ個別確認
- 【発電事業者・小売電気事業者】②非電気事業者調達分の内訳表作成



- なお、電源 I' データ確認対象のエリアは、2024年度以降は沖縄エリアのみとなる。

まとめと今後のスケジュール

13

- 「逆潮流として供出したkW価値の評価方法についての課題」は今回整理した供給力のダブルカウント防止策を実現することで対応可能と考えられるがどうか。引き続き、2022年度向け調整力公募に向けて国と連携して準備を進めていくこととしたい。
- 他方で、調整力・供給力の創出を行うことは供給信頼度維持の観点から重要であり、その調達を確実なものとするために、最新の供給計画においてもダブルカウントの有無を確認することが必要であると考えられるがどうか。供給力計上ガイドラインの見直しなど、2021年度供給計画に向けて、先行して国と連携して対応していきたい。

今後の検討スケジュール案

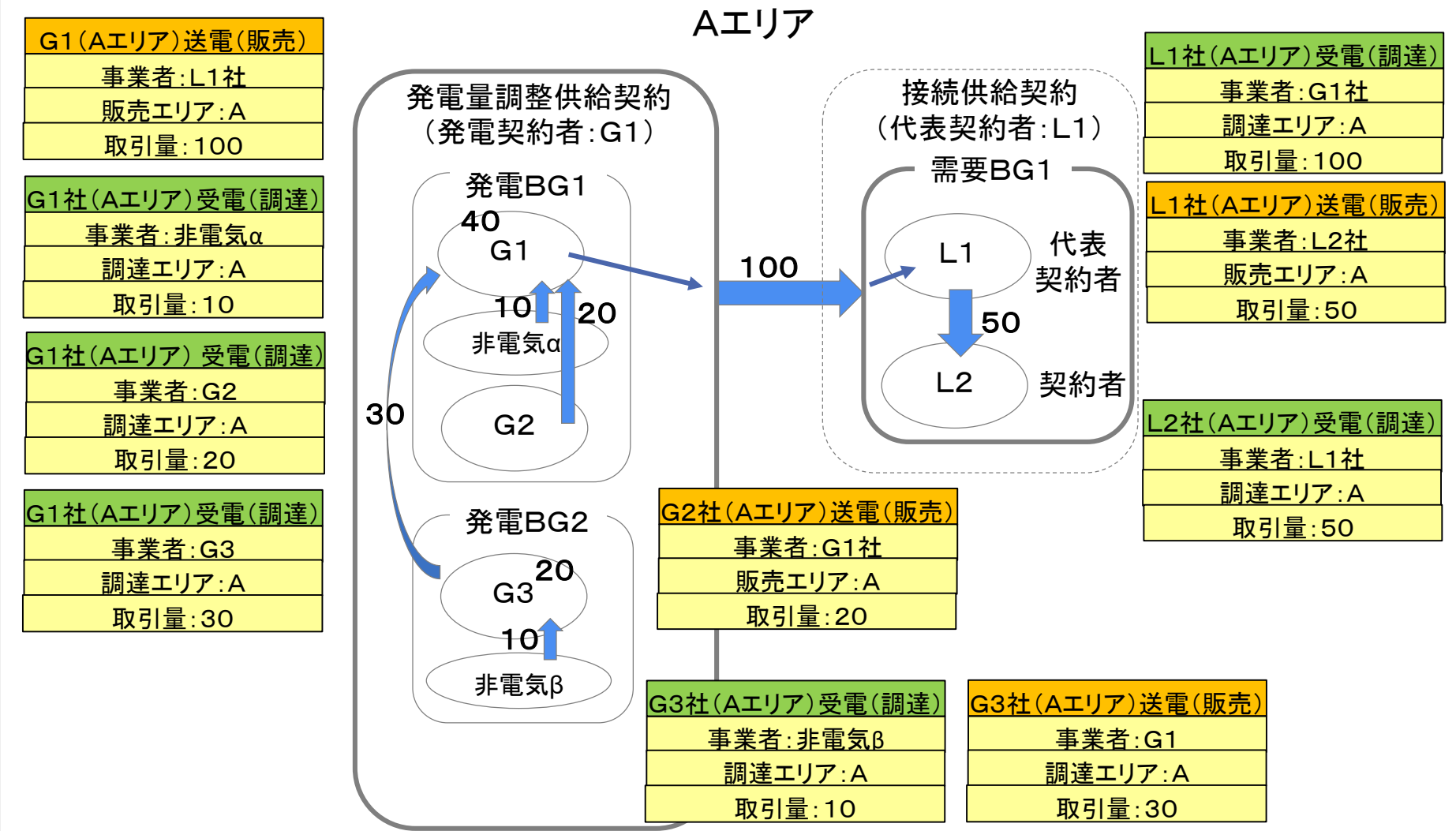
- これまでの課題を踏まえ、2022年4月から逆潮流アグリゲーション（高圧以上）の電源 I' の公募参入を目指して、以下のスケジュールで残る課題の整理や一般送配電事業者のシステム改修を行うこととしてはどうか。



出所) 第11回ERAB(エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス)検討会 資料 4に青字追記
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html

【出典】第53回「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2020.9.3)」資料2

発電契約者と代表契約者間の取引を記載するとともに、接続供給契約を構成するグループ内や発電量調整供給契約を構成するグループ内の内部事業者間取引を記載する。

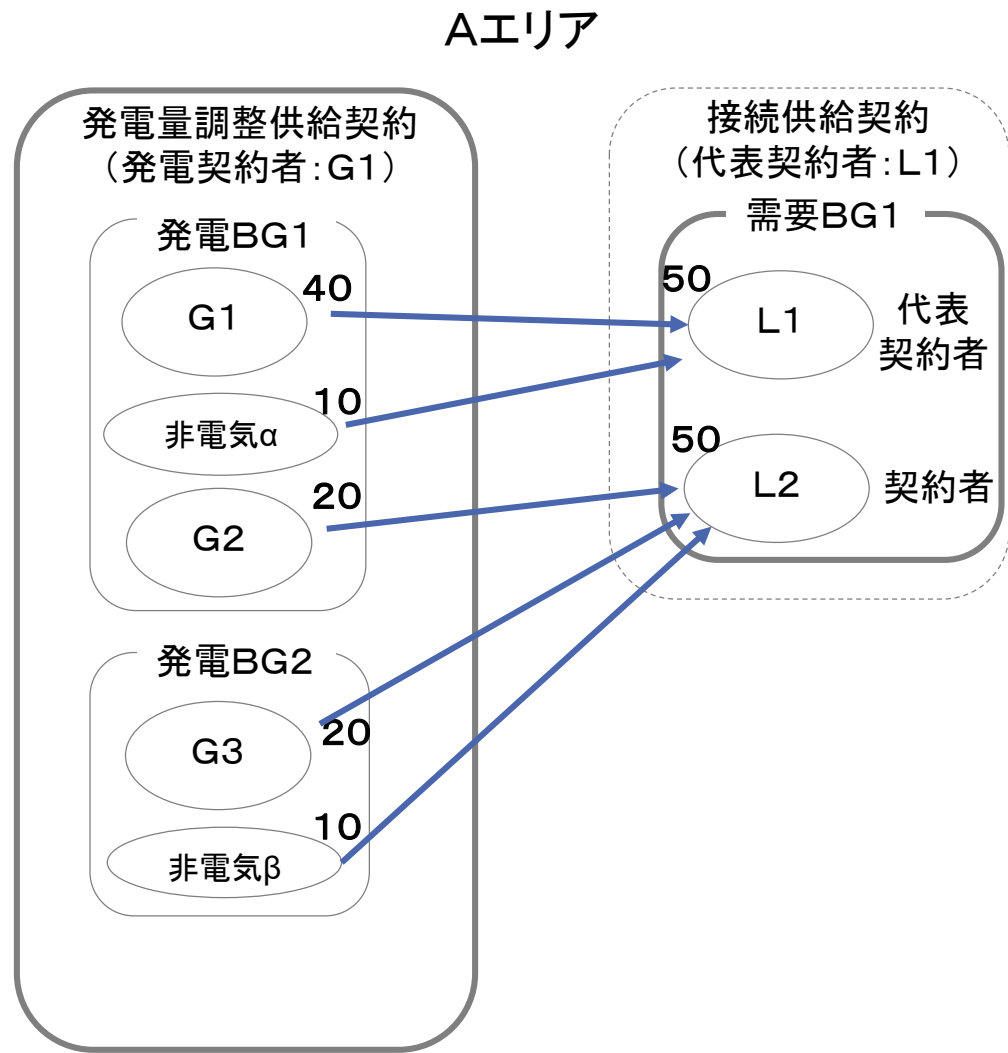


接続供給契約を構成するグループと発電量調整供給契約を構成するグループの内部事業者間の相互取引を記載する。

G1社(Aエリア)送電(販売)
事業者:L1社
販売エリア:A
取引量:40

G2社(Aエリア)送電(販売)
事業者:L2社
販売エリア:A
取引量:20

G3社(Aエリア)送電(販売)
事業者:L2社
販売エリア:A
取引量:20



L1社(Aエリア)受電(調達)
事業者:G1社
調達エリア:A
取引量:40

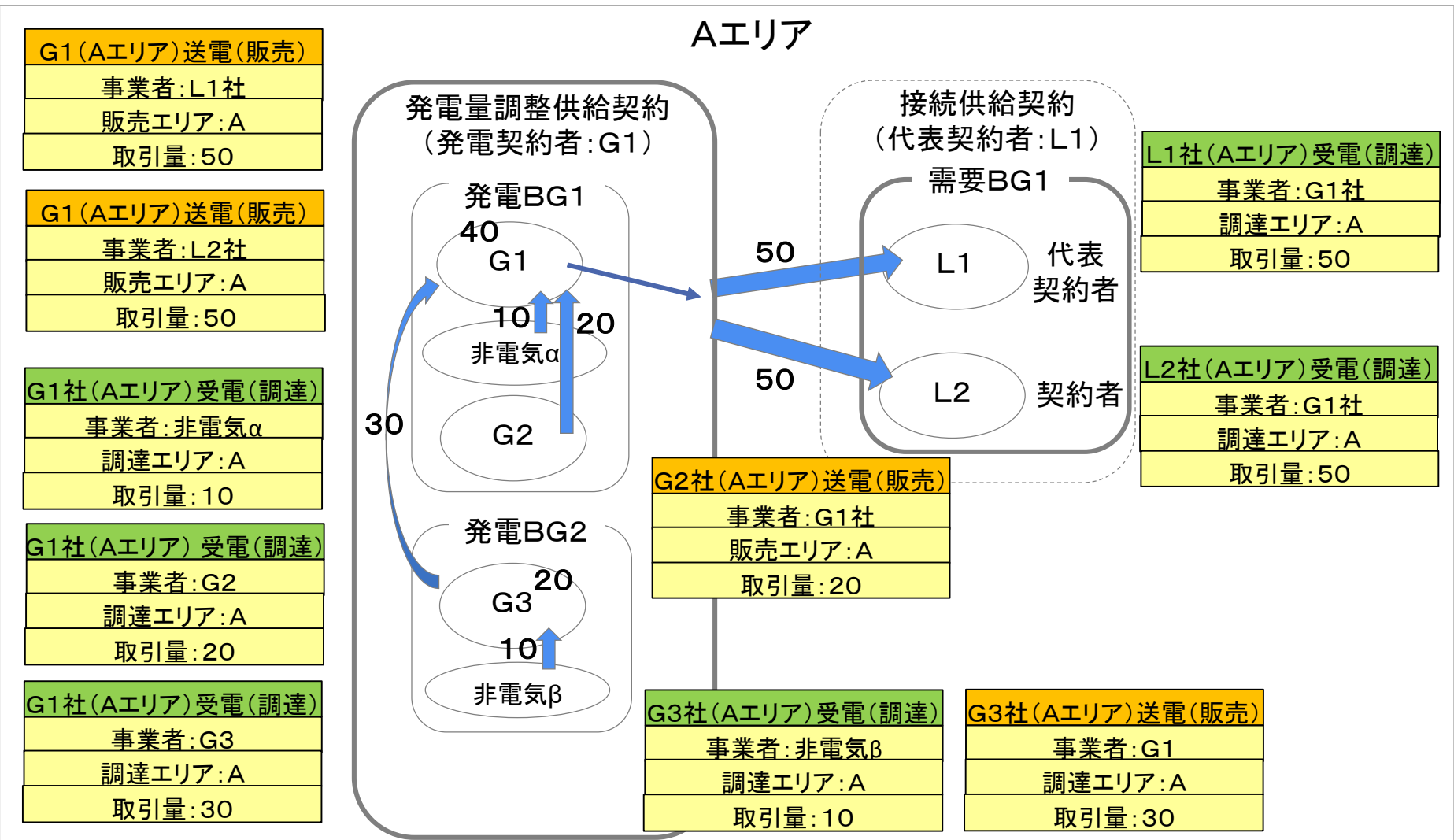
L1社(Aエリア)受電(調達)
事業者:非電気α
調達エリア:A
取引量:10

L2社(Aエリア)受電(調達)
事業者:G2社
調達エリア:A
取引量:20

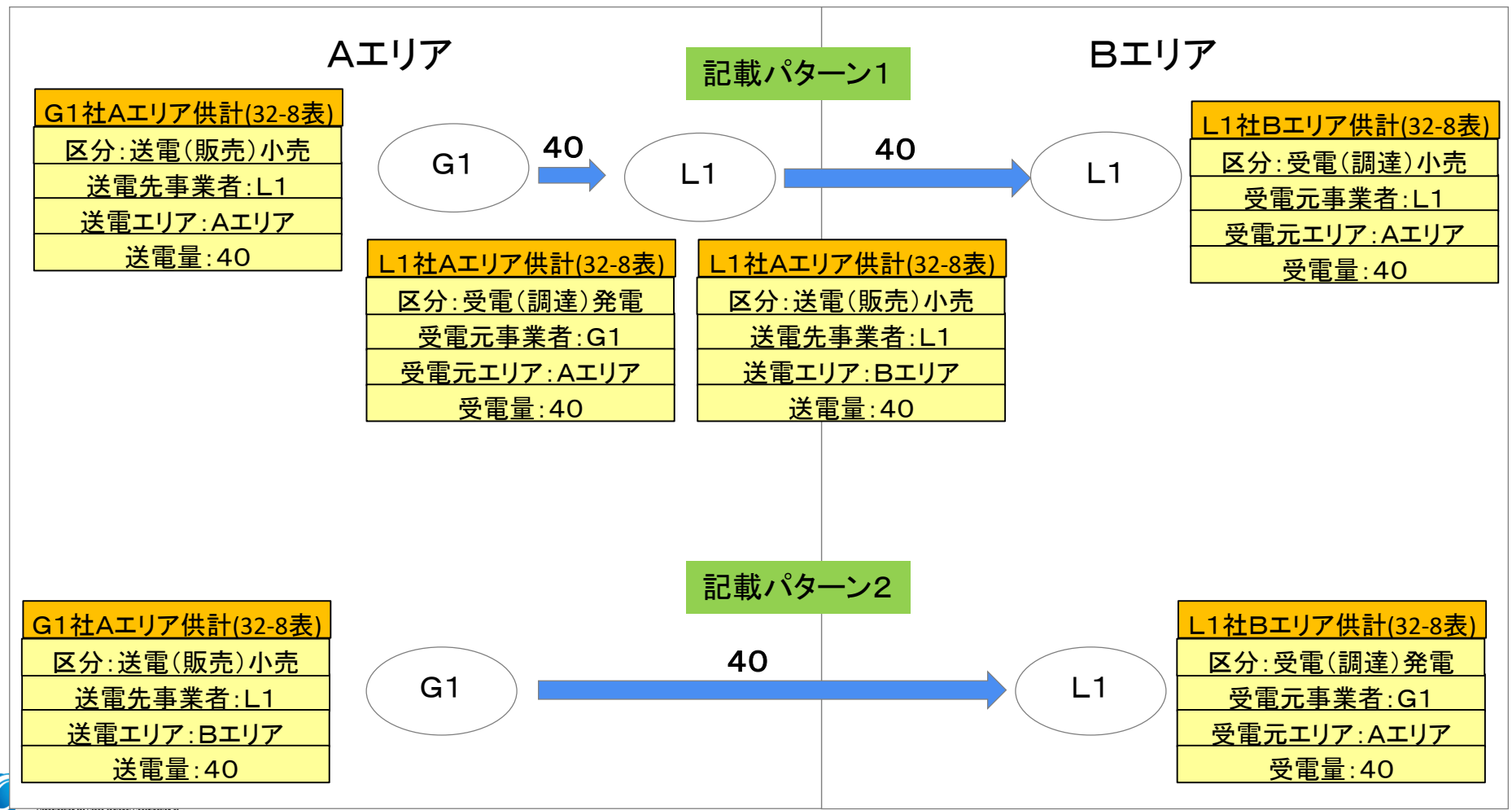
L2社(Aエリア)受電(調達)
事業者:G3社
調達エリア:A
取引量:20

L2社(Aエリア)受電(調達)
事業者:非電気β
調達エリア:A
取引量:10

発電量調整供給契約側は発電契約者を、接続供給契約側は代表契約者に加え、契約者もグループ間取引の相手先と考え記載するもの。(需要・調達計画の記載に近い)



エリアを跨ぐ取引の基本的な記載方法は、電気を保有する事業者(発電事業者など)が電気があるエリアで他の事業者へ電気を引き渡し、電気を調達した事業者が電気をエリア移動させる記載を行う(パターン1)。これは、電気を調達した事業者が主に電気のエリア間移動を計画することによる。ただ、売買事業者間でエリアを跨いだ取引を整合的に記載できる場合は、パターン2の記載も可能とする。



自者間でエリアを跨ぐ取引がある場合、入力支援シート「自者間取引帳票」へ記載する。※

自者間取引については、原則、各エリアで同じ値を記載する。(送電元と送電先で値が異なる場合は、送電先(受電側)に合わせる。)

32-8受電・送電表(36受電・送電表)は記載した入力支援シート「自者間取引帳票」から自動作成される。

※確保済の供給力のみ記載する(調達先未定分は記載しない)

● 自者間取引帳票

(小売事業者で、送電元が東北エリア、送電先が東京エリア)の入力例

送電元 エリア	送電先 エリア	長期断面項目		2023	2024	備考
東北	東京	送電電力(MW)	8月	50	50	
			1月	50	50	
		年間送電電力量(GWh)		300	300	

(注)表の青セルは値を入力する箇所、白セルは自動入力される箇所を表示



32-8受電・送電表、36受電・送電表を自動作成

● 32-8受電表
(東京エリア)の
自動作成例

区分	事業者	エリア	項目	2023	2024	備考
小売	●● 小売株式会社	東北	受電電力MW	50	50	
			年間受電電力量GWh	300	300	

● 32-8送電表
(東北エリア)の
自動作成例

区分	事業者	エリア	項目	2023	2024	備考
小売	●● 小売株式会社	東京	受電電力MW	50	50	
			年間受電電力量GWh	300	300	

- 送電・受電取引帳票の備考欄に取引の電源種別を記載し、事業者間取引の整合性確認の精度を高めることにより、より精度の高い供給力の把握に努める。
- 「常時バックアップ」、「水力」、「火力」、「原子力」、「風力」、「太陽光(全量)」、「太陽光(余剰)」、「地熱」、「バイオマス」、「廃棄物」、「その他(電源種別混同等)」、「ネガワット」、「蓄電池」に分類(プルダウンにより選択可)。
- 10万kW超の取引は上記分類を備考欄に入力。10万kW以下の事業者間取引電源種別が特定できるものは分類し、電源が混在しているものはその他(電源種別混同等)を選択。ただし、新エネ分(太陽光・風力・地熱・バイオマス・廃棄物・蓄電池)については同一事業者との取引であっても分けて記載する。
- 1つの発電機で複数の燃料を混在する場合(例:バイオマス混焼の石炭火力など)は、主たる燃料での電源種別に分類する。
- 送・受電が同じ事業者(同一事業者)は、電源種別の入力不要。(自者間取引帳票の備考欄は入力不要)

発電事業者の32-1及び32-3表、34表の記載について

発電事業者が水力・火力・原子力・新エネ電源(地熱・バイオマス・廃棄物・蓄電池)の計画を記載する場合、入力支援シート「水力保有電源」「火力保有電源」「原子力保有電源」「新エネルギー等保有電源」に基本情報及び供給電力等を記載することで32-1、32-3表、34表が自動作成される。設備量が10万kW未満の発電所については、電源種別ごとに一括記載することも可能とする。

●基本情報の記載項目

項目名	記載内容
供給区域	連系先の一般送配電事業者のエリア名称
発電所名	個別記載はHJKSの発電所名に合わせる。なお、一括分は「10万kW以下一括記載」や「一括記載」と記載する
発電機番号(ユニット名) (シートにより名称に差異有)	データの行数は、発電等用電気工作物(ユニット)ごとに1行とする。なお、一括分は「●か所」と記載する
電源種別	供給計画の年度末電源構成を基本として、プルダウンから選択(混焼機は主たる燃料に仕分け)
認可出力(MW)	単位:千kW、小数点以下第2位の値を四捨五入し小数点第1位の数値。なお、一括分は前年度末時点での発電設備の合計送電端出力を記載する。
調整能力の有無	調整能力有の場合「1」とする 1/0 の 2 値データ
長期計画停止対象	休止および長期計画停止中の場合「1」とする 1/0 の 2 値データ
34表への記載有無	34表への記載対象の場合「1」とする 1/0 の 2 値データ
受電地点特定番号(22桁)	発電設備の場所を特定するために、場所単位に設定されている全国共通の22桁の番号。なお、一括分は記載不要。
同時最大受電電力(MW)	単位:千kW、小数点以下第2位の値を四捨五入し小数点第1位の数値。なお、一括分は記載不要。
営業運転開始年月日	西暦表記(yyyy/mm/dd)とする。なお、一括分は前年度末の日付を記載する。
廃止年月日	廃止済または予定がある場合、西暦表記(yyyy/mm/dd)で記載。なお、一括分は記載不要。
混焼種別	混焼機の場合に燃料種別を記載
備考	長期計画停止の開始日・終了予定日、暫定的な認可出力減など記載 コンバインドサイクルについてはCC、ACC、MACCなどの種別を記載 離島電源である場合はその旨を記載

発電事業者の32-1及び32-3表、34表の記載について

発電事業者は、基本情報を入力後ユニット毎の各年月の「発電能力」「第1、2年度に関わる補修計画等」「補修期間における月別減少出力(月別)」「供給電力(年別)」を記載することにより、32-1、32-3表、34表が自動作成される。

ユニット毎の発電能力や供給電力の算出ができず、発電所ごとの算出となる場合は、全てのユニットを記載したうえで、代表ユニットの欄に値を入力し、補修量の補正值の項目に各ユニットの補修を反映した月別減少出力を入力すること。

なお、休止および長期計画停止中の場合、補修計画等の項目にその開始日と終了日(未定の場合第2年度末の日付)を記載ください。

●水力、新エネルギー等の保有電源シート(供給電力等)

※青の塗りつぶし項目を入力

発電能力 (月別)(MW)				第1、2年度に 関わる 補修計画等			補修期間における 月別減少出力 (月別)(MW)				供給電力 (月別)(MW)				供給電力 (年別)(MW)									
第1 年度		第2 年度		作業①		...		第1 年度		第2 年度		第1年度		第2年度		前年度 (実績)		...		第3 年度		...		第10 年度
4 月	~	3 月	...	開始 年月日	終了 年月日	4 月	~	3 月	...	4 月	~	3 月	...	8 月	1 月	

北海道、東北、北陸エリアの発電設備等は、供給電力(年別)の1月を入力する。

●火力、原子力の供給電力等の保有電源シート(供給電力等)

発電能力 (月別)(MW)				第1、2年度に 関わる 補修計画等			補修 日数		補修期間にお ける補修によ る減少出力 (MW)		補修量の 補正值 (月別)(MW)		補修期間に おける月別 減少出力 (月別)(MW)		供給電力 (月別)(MW)		供給電力 (年別)(MW)											
第1 年度		第2 年度		作業①			第1 年度		第2 年度		...		第1 年度		第2 年度		前年度 (実績)		...		第3 年度		...		第10 年度
4 月	~	3 月	...	開始 年月日	終了 年月日	第1 年度	第2 年度	4 月	~	3 月	...	8 月	1 月			

補修量の補正值の項目では、系統作業や試運転、自治体の協定等に伴う供給力の増減分を入力する。

発電事業者の32-2及び32-4表の保有電源供給電力量欄記載について

発電事業者が水力・火力・原子力・新エネ電源(地熱・バイオマス・廃棄物・蓄電池)の供給電力量(保有電源)を記載する場合(太陽光及び風力は別頁に従う事)、入力支援シート「保有電源電力量」の各年月に記載することにより、32-2及び32-4表に転記される。

●入力支援シート「保有電源電力量」への入力(例)

項目	第1年度					第2年度	～第10年度
	4月		8月		3月		
水力発電所(送電端)	200		200		200	200	200
火力発電所(送電端)	800		800		800	800	800
原子力発電所(送電端)	500		500		500	500	500
新エネルギー等発電所等(送電端)	80		80		80	80	80
風力	10	...	10	...	10	10	10
太陽光	10		10		10	10	10
バイオマス	20		20		20	20	20
廃棄物	20		20		20	20	20
蓄電池	20		20		20	20	20

※青の塗りつぶし項目を入力

●32-2表

供給電力	保有電源	第1年度	第2年度	...
		水力発電所(送電端)	200	
⋮	⋮	⋮	⋮	
新エネルギー等発電所等(送電端)	80	80		

各様式へ転記

●32-4表

供給電力	保有電源	4月	3月
		水力発電所(送電端)	200
⋮	⋮	⋮	⋮
新エネルギー等発電所等(送電端)	80	80	80

発電事業者が新エネ電源(太陽光・風力)の計画を記載する場合、入力支援シート「太陽光(全量)」「太陽光(余剰)」「風力」に各年月の設備量と販売計画を共に記載することにより、32-1~32-4表、32-8送電表(36送電表)が自動作成される。

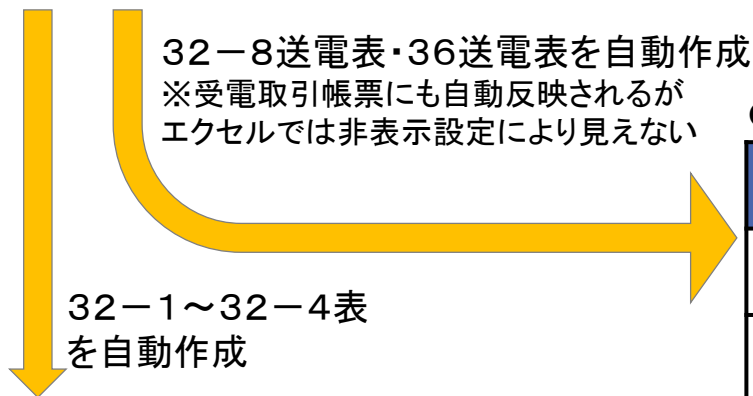
●入力支援シート「太陽光(全量)ー東京エリア」への入力(例)

	2023.5	2023.8	2024.1
設備量(MW)	20	40	60
月間発電電力量(GWh)	2	4	6
供給電力(MW)	4	8	12
販売比率(または設備量):L1	75%	75%	75%
販売比率(または設備量):L2	25%	25%	25%

(記載の例)

- ・当該発電事業者は、東京エリアに太陽光発電(全量分)を2023年5月断面で20MW、2023年8月断面で40MW、2024年1月断面で60MW保有する計画を有している。(本来は10年分の全年月を記載するが、本例では3断面のみを記載)
- ・販売先はL1、L2事業者(ともに小売電気事業者)でその販売比率はそれぞれ75%と25%である。

(注)表の青セルは値を入力する箇所、白セルは自動入力される箇所を表示



●36送電表(東京エリア)の自動作成例

区分	事業者	エリア		2023 5月	2023 8月	2024 1月	備考
小売	L1	東京	最大電力MW	3	6	9	太陽光 (全量)
			電力量GWh	1	3	5	
小売	L2	東京	最大電力MW	1	2	3	太陽光 (全量)
			電力量GWh	1	1	1	

(注)実際のエクセルでは、入力支援シートの備考欄に記載した種別が36表の欄外に転記されます。なお、備考欄の文言および罫線は表示されません。

●32-3表(東京エリア)の自動作成例

区分	2023.5	2023.8	2024.1
供給電力ー保有電源ー新エネ MW	4	8	12
需要電力(送電端) MW	4	8	12

発電事業者が水力・火力・原子力・新エネ電源(地熱・バイオマス・廃棄物・蓄電池)の計画を記載する場合、供給電力(量)等の計画については32-1表~32-4表に記載し、販売計画については送電取引帳票へ記載する※。32-8送電表(36送電表)は送電取引帳票から自動作成される。※区分、事業者名、エリアおよび備考が同一の取引は一つにまとめ記載する

(記載の例) 当該発電事業者は、東京エリアに火力発電を保有し、2023年5月断面の供給力が200MW、2023年8月断面での値が200MW、2024年1月断面での値が300MWとする。2023年度末の設備量が320MW、2023年度の年間発電送電端電力量を1400GWhとする。
・販売先はL1、L2、L3事業者(ともに小売電気事業者)でその販売計画は下表(送電取引帳票)に記載のとおり計画を保有。

● 32-3表(東京エリア)への入力例

	2023.5	2023.8	2024.1
供給電力-保有電源 -火力(MW)	200	200	300
需要電力(送電端) (MW)	200	200	300
年度末設備量(MW)	320		

● 32-4表(東京エリア)への入力例

	2023.5	2023.8	2024.1
供給電力量-保有電源 -火力(GWh)	100	100	150
需要電力量(送電端)GWh	100	100	150
送電端電力量(GWh)	1400		

(注) 表の青セルは値を入力する箇所、白セルは自動入力される箇所を表示

● 送電取引帳票(東京エリア)への入力例

備考欄に電源種別を記載する

区分	事業者	エリア	一括フラグ※		2023 5月	2023 8月	2024 1月	備考
小売	L1	東京		販売電力MW 販売電力量GWh	120 60	120 60	200 110	火力
小売	L2	東京	1	販売電力MW 販売電力量GWh	40 20	40 20	50 20	火力
小売	L3	東京	1	販売電力MW 販売電力量GWh	40 20	40 20	50 20	火力

※: 10万kW以下の取引は、一括フラグを立てることにより32-8表(36表)は一括で記載される

32-8送電表・36送電表を自動作成

● 36送電表(東京エリア)の自動作成例

区分	事業者	エリア		2023.5	2023.8	2024.1	備考
小売	L1	東京	最大電力MW 電力量GWh	120 60	120 60	200 110	火力
小売	10万kW以下	東京	最大電力MW 電力量GWh	80 40	80 40	100 40	火力

(注) 実際のエクセルでは、入力支援シートの備考欄に記載した種別が36表の欄外に転記されます。なお、備考欄の文言および罫線は表示されません。

発電事業者が保有する新エネ電源で、FIT買取期間が終了する場合の入力支援シートの記載例(その中の販売比率の記載方法)を以下に示す。

- ① 発電設備がFIT買取期間中で、更に、小売電気事業者と特定契約を結んでいる量及び期間:
特定契約先(小売電気事業者)への販売分として記載する。
- ② 発電設備がFIT買取期間中で、小売電気事業者と特定契約を結んでいない量及び期間:
一般送配電事業者への販売分として記載する。
- ③ 発電設備がFIT買取期間満了後の場合:
・販売契約済みの量及び期間がある場合は、その量を販売先事業者への販売分として記載
・未契約の場合は、区分~エリア欄を**空白として**、未契約となる対象期間に数値を記載する(当該供給力は「発電余力」となる)。

(記載の例)

・当該発電事業者は、現在、東京エリアに太陽光発電設備(全量買取分)を60MW保有し、その全量を小売電気事業者(L1)へ販売する契約(特定契約)を結んでいる。2023年8月末にL1との販売契約が終了し、更に、2024年6月末にはFIT買取期間が満了となる。太陽光発電設備については、FIT買取期間終了後も保有することを考えている。

●入力支援シート「太陽光(全量)ー東京エリア」への入力(例)

	2022.4	~	2023.3	2023.4	2023.8	2023.9	~	2024.3	2024.4	2024.6	2024.7	~	2025.3	~	2033.3
設備量(MW)	60	~	60	60	60	60	~	60	60	60	60	~	60	~	60
月間発電電力量(GWh)	6	~	6	6	6	6	~	6	6	6	6	~	6	~	6
供給電力(MW)	0	~	0	0	12	8	~	0	0	12	8	~	0	~	0
販売比率(または設備量): L1	100%	~	100%	100%				0%				0%			
販売比率(または設備量): 一般送配電事業者	0%	~	0%	0%				100%				0%			
販売比率(または設備量): (空白)	0%	~	0%	0%				0%				100%			

(注) 第3年度目以降は販売比率(または設備量)の入力欄が年度で一つのため、年度途中で契約が変更になる場合は、当年度の4月1日時点の比率を記載する。

特定卸供給事業者の受電取引の記載例

特定卸供給事業者は調達計画を「受電取引帳票」へ記載する。32-8受電表(36受電表)は記載した「受電取引帳票」から自動作成される。ただし、調達分のうち、太陽光発電・風力発電によるものがある場合は入力支援シート「太陽光(全量)」「太陽光(余剰)」「風力」により算出すること。

●受電取引帳票 (東京エリア)の 入力例

区分	事業者	エリア	一括フラグ		2023	2024	備考
その他	非電気	東京		調達電力MW 年間調達電力量GWh	8 50	8 50	バイオマス
その他	非電気	東京		調達電力MW 年間調達電力量GWh	1 4	1 4	地熱

(注)表の青セルは値を入力する箇所、白セルは自動入力される箇所を表示



32-8受電表・36受電表を自動作成

●32-8受電表 (東京エリア)の 自動作成例

区分	事業者	エリア		2023	2024	備考
その他	非電気	東京	最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	8 50	8 50	バイオマス
その他	非電気	東京	最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	1 4	1 4	地熱

特定卸供給事業者の送電取引の記載例

特定卸供給事業者は送電(販売)計画を「送電取引帳票」へ記載する。32-8受電表(36受電表)は記載した「送電取引帳票」から自動作成される。

●送電取引帳票 (東京エリア)の 入力例

区分	事業者	エリア	一括フラグ		2023	2024	備考
小売	L1	東京		販売電力MW 年間販売電力量GWh	8 50	8 50	バイオマス
小売	L2	東京		販売電力MW 年間販売電力量GWh	1 4	1 4	地熱

(注)表の青セルは値を入力する箇所、白セルは自動入力される箇所を表示



32-8受電表・36受電表を自動作成

区分	事業者	エリア		2023	2024	備考
小売	L1	東京	最大電力MW 年間電力量GWh	8 50	8 50	バイオマス
小売	L2	東京	最大電力MW 年間電力量GWh	1 4	1 4	地熱

●32-8送電表 (東京エリア)の 自動作成例

小売電気事業者の受電取引の記載例(1) ～通常～

小売電気事業者は調達計画(既契約)を「受電取引帳票」へ記載する※。32-8受電表(36受電表)は記載した「受電取引帳票」から自動作成される。ただし、調達分のうち、太陽光発電・風力発電によるもの(設備量が特定できるもの)はP83に、自者間取引がある場合はP75に従うこと。※区分、事業者名、エリアおよび備考が同一の取引は一つにまとめ記載する

●受電取引帳票(東京エリア)の入力例

区分	事業者	エリア	一括フラグ※1		2023	2024	備考
発電	G1	東京		調達電力MW 年間調達電力量GWh	1000 4800	1200 6000	火力
発電	G1	東京		調達電力MW 年間調達電力量GWh	500 3000	500 3000	バイオマス
小売	L1	東京	1	調達電力MW 年間調達電力量GWh	30 120	30 120	その他(電源種別混合等)
小売	L2	東京	1	調達電力MW 年間調達電力量GWh	20 120	20 120	その他(電源種別混合等)
その他	非電気	東京		調達電力MW 年間調達電力量GWh	50 360	50 360	太陽光

← 備考欄に電源種別を記載する

※: 10万kW以下の取引は、一括フラグを立てることにより32-8表(36表)は一括で記載される

(注) 表の青セルは値を入力する箇所、白セルは自動入力される箇所を表示



32-8受電表・36受電表を自動作成

●32-8受電表(東京エリア)の自動作成例

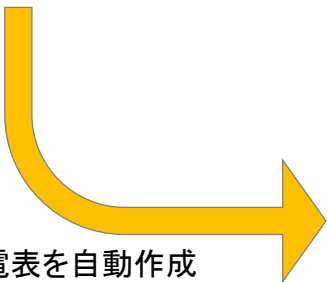
区分	事業者	エリア		2023	2024	備考
発電	G1	東京	最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	1000 4800	1200 6000	火力
発電	G1	東京	最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	500 3000	500 3000	バイオマス
小売	10万kW以下	東京	最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	50 240	50 240	その他(電源種別混合等)
その他	非電気	東京	最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	50 360	50 360	太陽光

小売電気事業者は、太陽光・風力発電分の調達計画(既契約)において、調達電気の発電設備量がわかるものについて、入力支援シート「太陽光(全量)」「太陽光(余剰)」「風力」に各年月の設備量と調達計画を記載することを基本とする。これにより、32-8受電表(36受電表)は自動作成される。

●入力支援シート「太陽光(全量)ー東京エリア」の入力(例)

	2023.8	2024.8
設備量(MW) …購入電気分	50	100
月間受電電力量(GWh)	5	10
供給電力(MW)	10	20
受電比率(または設備量): G1	20%	20%
受電比率(または設備量): G2	20%	20%
受電比率: 非電気	60%	60%

(記載の例)小売電気事業者は、東京エリアで太陽光発電(全量買取分)を発電事業者(G1、G2)、非電気事業者から購入する。G1、G2、非電気事業者から購入する太陽光発電の設備量トータルは、2023年8月断面で50MW、2024年8月断面で100MWである。また、発電事業者(G3)から燃種の特定できない電気を購入する。



32-8受電表・36受電表を自動作成
(受電取引帳票にも自動反映されるがエクセル上では非表示設定により見えない)

(注)表の青セルは値を入力する箇所、白セルは自動入力される箇所を表示

●32-8受電表(東京エリア)の自動作成例

区分	事業者	エリア	一括フラグ※		2023	2024	備考
発電	G1	東京		最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	2 12	4 24	太陽光(全量)
発電	G2	東京		最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	2 12	4 24	太陽光(全量)
その他	非電気	東京		最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	6 36	12 72	太陽光(全量)
発電	G3	東京		最大受給電力MW 年間受給電力量GWh	50 240	50 240	

32-8表(36表)の記載順を変更する場合の記載例(任意)

32-8表(36表)の記載順を変更したい場合は、受電(送電)取引帳票の「記載順」の欄に記載順を入力し、帳票作成ボタンを押下すれば、自動作成される。

●送電取引帳票(東京エリア)への入力例

区分	事業者	エリア	一括フラグ※		2023	2024	2025	備考	記載順
小売	L1	東京		販売電力MW 販売電力量GWh	120 60	120 60	200 110	火力	3
小売	L2	東京		販売電力MW 販売電力量GWh	40 20	40 20	50 20	水力	1
小売	L3	東京		販売電力MW 販売電力量GWh	20 10	20 10	20 10	バイオマス	2

記載順に任意の数値を記載する



●32-8送電表(東京エリア)の自動作成例

区分	事業者	エリア	項目	2023	2024	2025	備考
小売	L2	東京	最大電力MW 年間電力量GWh	40 20	40 20	50 20	水力
小売	L3	東京	最大電力MW 年間電力量GWh	20 10	20 10	20 10	バイオマス
小売	L1	東京	最大電力MW 年間電力量GWh	120 60	120 60	200 110	火力

●一般送配電事業者

- 前年度(参考)の需要電力(送電端)欄には、気温補正後のエリアH3需要実績を記載する。
- 前年度(参考)の需要電力量欄には、気温補正後のエリア需要実績を記載する。なお、前年度が閏年度の場合は暦日数に準じること。(閏補正は行わない)
- 第1～第10年度(計画)の閏年度の需要電力量についても暦日数に準じること。(閏補正は行わない)

●配電事業者

- 前年度(参考)の需要電力(送電端)欄には、自者エリアH3需要実績を記載する。
- 前年度(参考)の需要電力量欄には、自者エリア需要実績を記載する。なお、前年度が閏年度の場合は暦日数に準じること。(閏補正は行わない)
- 第1～第10年度(計画)の閏年度の需要電力量についても暦日数に準じること。(閏補正は行わない)

●一般送配電事業者

- 2023年度の調整力公募で調達する電源 I について号機毎(基本、32-5表の区分と同じ)に本表に記載する。
(電源 I´及びブラックスタート機能契約は含まない)
- ただし、DRを調整力として調達した場合は、号機毎ではなく取引相手の事業者名等を記載する。
- 特別調達電源分については、()を付して記載する。

●配電事業者

- 調整力として調達した電気がある場合は本表に記載する。

● 共通事項

- 需給調整力取引所への参加要件を満たす機能がある発電設備等の有する出力変動幅等を記載すること。
- 「調整力」の欄にはその設備等の出力変動幅等の最大値を記載すること。なお、出力変動幅等の考え方については、別頁に従うこと。

● 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)・特定卸供給事業者

- 小売電気事業者及び特定卸供給事業者は、自者保有電源が系統連系しているエリア毎に本表を作成する。また、その電源等を調達する場合は、非電気事業者から調達した設備等の接続しているエリア毎に本表を作成する。
- 「保有電源」欄には、自者保有電源がある場合にその出力変動幅等を記載する。なお、発電所の発電容量が10万kW未満である場合、電源種別ごとに一括して記載することも可能とする。
- 「調達分」欄には、非電気事業者から調達した発電設備等のうち、既受給契約等から送受両者で確認ができる出力変動幅等を記載する。なお、出力変動幅等が10万kW以上である場合は、調達先の非電気事業者の事業者名を発電所等名の欄に記載することとし、出力変動幅等が10万kW未満である場合は電源種別ごとに一括して記載することも可能とする。

●発電事業者

- 発電事業者は、自者保有電源が系統連系しているエリア毎に本表を作成する。また、非電気事業者から記載対象となる電源等を調達する場合は、その設備等の接続しているエリア毎に本表を作成する。
- 「保有電源」欄には、自社保有電源の有する出力変動幅等を入力支援シート「調整力」シートに記載する。(記載方法は別頁に従うこと)
- 「調達分」欄には、非電気事業者から調達した発電設備等のうち、既受給契約等から送受両者で確認ができる出力変動幅等を記載する。なお、出力変動幅等が10万kW以上である場合は、調達先の非電気事業者の事業者名を発電所等名の欄に記載することとし、出力変動幅等が10万kW未満である場合は電源種別ごと一括して記載することも可能とする。
- なお、太陽光・風力発電設備のみを保有する発電事業者については、入力支援シートを使用せずに保有電源欄及び調達分欄に出力変動幅等を記載すること。

●一般送配電事業者

- 一般送配電事業者は、管轄するエリアについて本表を作成する。エリア内の小売電気事業者、発電事業者、特定卸供給事業者の供給計画記載情報を用いて記載する。
- 「保有電源」欄には、一般送配電ライセンスで保有している電源の出力変動幅等を記載する。
- 「調達分」欄には、非電気事業者から調達した発電設備等のうち、既受給契約等から送受両者で確認ができる出力変動幅等を記載する。なお、出力変動幅等が10万kW以上である場合は、調達先の非電気事業者の事業者名を発電所等名の欄に記載することとし、出力変動幅等が10万kW未満である場合は電源種別ごと一括して記載することも可能とする。
- 「【エリア】小売電気事業者（合計）」欄は、当該供エリアにおける小売電気事業者が記載した「【エリア】小売電気事業者（合計）」欄を合計した値を記載する。
「【エリア】小売電気事業者（合計）」 = Σ （小売電気事業者の出力変動幅等）
- 「【エリア】発電事業者（合計）」欄は、当該供エリアにおける発電事業者が記載した「【エリア】発電事業者（合計）」欄を合計した値を記載する。
「【エリア】発電事業者（合計）」 = Σ （発電事業者の出力変動幅等）
- 「【エリア】特定卸供給事業者（合計）」欄には当該エリアにおける特定卸供給事業者の余力を合計した値を記載する。
「【エリア】特定卸供給事業者（合計）」 = Σ （特定卸供給事業者の出力変動幅等）
- 合計の欄には、自らの供給区域における出力変動幅等の総合計を記載すること。

●配電事業者

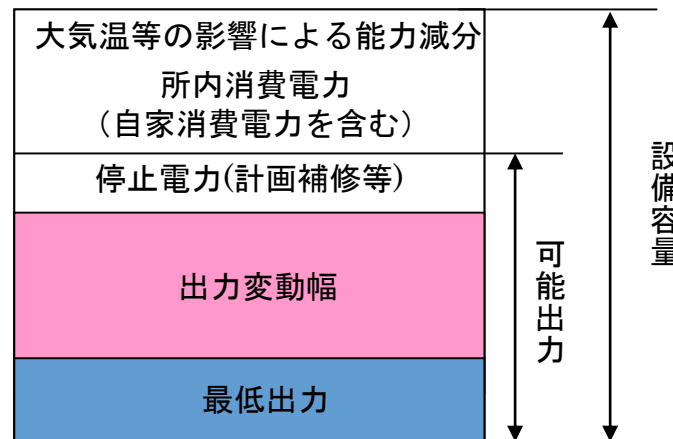
- 配電事業者は、一般送配電事業者が管轄するエリアについて本表を作成する。一送エリア内の小売電気事業者、発電事業者、特定卸供給事業者の供給計画記載情報を用いて記載する。
- 「保有電源」欄には、配電ライセンスで保有している電源の出力変動幅等を記載する。
- 「調達分」欄には、非電気事業者から調達した発電設備等のうち、既受給契約等から送受両者で確認ができる出力変動幅等を記載する。なお、出力変動幅等が10万kW以上である場合は、調達先の非電気事業者の事業者名を発電所等名の欄に記載することとし、出力変動幅等が10万kW未満である場合は電源種別ごとに一括して記載することも可能とする。
- 「【エリア】小売電気事業者（合計）」欄は、当該供エリアにおける小売電気事業者が記載した「【エリア】小売電気事業者（合計）」欄を合計した値を記載する。
「【エリア】小売電気事業者（合計）」 =
配電エリアの需要想定値/一送エリアの需要想定値 × Σ （小売電気事業者の出力変動幅等）
- 「【エリア】発電事業者（合計）」欄は、当該供エリアにおける発電事業者が記載した「【エリア】発電事業者（合計）」欄を合計した値を記載する。
「【エリア】発電事業者（合計）」 =
配電エリアの需要想定値/一送エリアの需要想定値 × Σ （発電事業者の出力変動幅等）
- 「【エリア】特定卸供給事業者（合計）」欄には当該エリアにおける特定卸供給事業者の余力を合計した値を記載する。
「【エリア】特定卸供給事業者（合計）」 =
配電エリアの需要想定値/一送エリアの需要想定値 × Σ （特定卸供給事業者の出力変動幅等）
- 合計の欄には、自らの供給区域における出力変動幅等の総合計を記載すること。

出力変動幅等の考え方(1)

- 出力変動幅等については、需給調整力取引所への参加要件を満たす電源等について、それぞれ以下の考え方にもとづいて月平均値を記載することとする。なお、出力変動幅等は、各電気事業者が保有・調達する調整能力の設備的なポテンシャルを把握するためのものであり、需給調整力取引所における取引予定量・実績量とは異なるものである。
- ア. 電気事業者が保有し、一般送配電事業者の指令に基づく応動が可能な電源等
- 発電設備等の可能出力と最低出力の差分について補修による減少分を考慮した月平均値(設備上の調整可能となる範囲)を記載することとし、詳細は別頁の考え方に従うこと。
- イ. 電気事業者が保有し、自端制御による周波数偏差に基づく応動が可能な電源等
- 周波数偏差に基づく応動により10秒以内に供出可能な電力の最大値から計画補修等による減少分を差し引いた月平均値を記載する。
 - なお、一般送配電事業者の指令に基づく応動も可能な設備等の場合には、上記アに基づき算定すること。
- ウ. 非電気事業者から調達する電源等
- 非電気事業者から調達する設備等の場合、需給調整力取引所への参加要件を満たす機能で、既受給契約等から送受両者で確認ができる出力変動幅等について、既受給契約等に基づく契約最大値の月平均値を計上する。
 - なお、非電気事業者からの調達分が、他事業者の出力変動幅等として計上(二重計上)されないよう、留意すること。

出力変動幅等の考え方(2)

- 保有電源のうち、一般送配電事業者からの指令に基づき応動が可能なものについては、可能出力と最低出力の差分について補修による減少分を考慮した月平均値(設備上の調整可能となる範囲)を記載すること。なお、非電気事業者から調達する場合やDR、一般送配電事業者からのオンライン指令で制御されないものについては、この限りではない。
- 可能出力については、設備容量から所内消費電力を差し引いた値を可能出力(オンラインで制御可能な範囲と異なる場合を含む)とする。なお、調整係数は考慮しないこととし、大気温等の影響による能力減を含むものとする。
- 最低出力については、安定的に運転可能な出力の最低値(オンラインで制御可能な範囲と異なる場合を含む)の送電端値とする。ただし、揚水発電設備や蓄電池のように、停止状態からの出力変化速度が速い等、停止状態から需給調整力取引所に参加できる場合は、最低出力をゼロとすることも可能とする。



一般送配電事業者からのオンライン制御が可能な設備

<基本的な考え方>

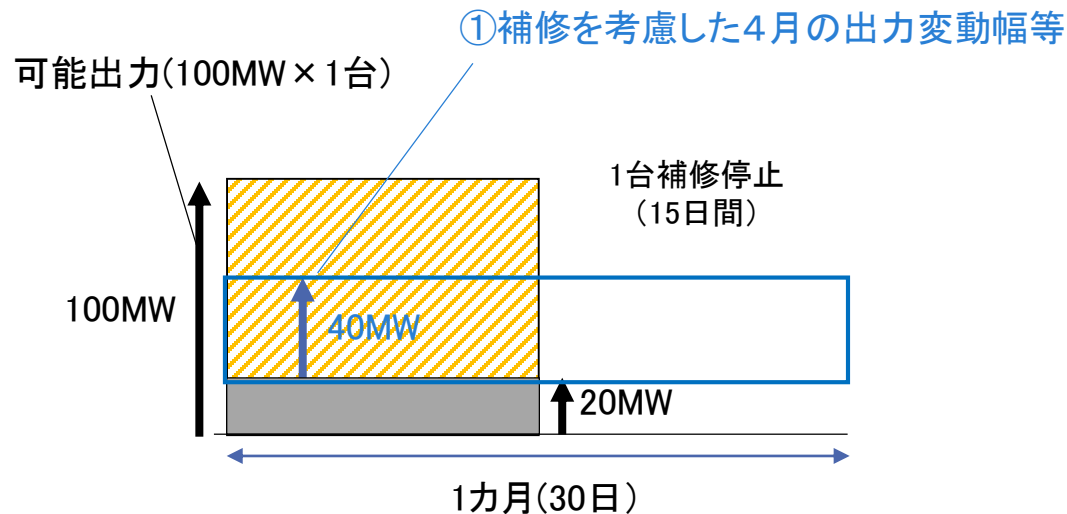
- ・月ごとの出力変動幅等について、平均値を算定する

○例1: 火力発電設備に補修がある場合

発電設備: 100MW(送電端値)、最低出力: 20MW(送電端値)

補修: 4月16日～30日まで停止

①補修を考慮した4月の出力変動幅等: $(100\text{MW} - 20\text{MW}) \times 15\text{日} / 30\text{日} = 40\text{MW}$



33の3-1表の「前年度」欄記載方法

4～11月(8月)の場合は前年度の値を、12～3月(1月)は前々年度の値を記載とする。

●出力変動幅等の前年度の記載方法

計画時の計上と同様の方法で、最新の計画に一部の実績値を取り込んで記載する。ここで、記載断面月内に発生したトラブル等に伴う計画変更分は反映しない。

- **保有電源分**:実績年記載断面月の月平均出力変動幅等を記載する。
- **調達分**:原則、実績年記載断面月の調達計画量(当月に入る前に計画したもの)を計上する。

- 共通事項

- 1年度目および2年度目を作成する。
- 33の3-1表で記載した内容と同様。

発電事業者の33の3-1表及び33の3-2表の保有電源欄の記載について(1)

発電事業者が自者保有電源について調整力に関する計画を記載する場合、入力支援シート「水力保有電源」「火力保有電源」「原子力保有電源」「新エネルギー等保有電源」において「調整能力の有無」に「1」が入力されているユニット等について「調整力」シートに一部入力情報が転記される。その後、ユニット毎の調整力に関する基本情報及び出力変動幅等を記載することにより、33の3-1表及び33の3-2表が自動作成される。設備量が10万kW未満の発電所については、一括記載することも可能とする。

●調整力に関する基本情報の記載項目

項目名	記載内容
供給区域	(保有電源シートから転記)
発電所名	(保有電源シートから転記)
発電機番号等(ユニット名)	(保有電源シートから転記)
電源種別	(保有電源シートから転記)
認可出力(MW)	(保有電源シートから転記)
調整能力の有無	(保有電源シートから転記)
営業運転開始年月日	(保有電源シートから転記)
廃止年月日	(保有電源シートから転記)
最大調整力(MW)	当該ユニット等の出力変動幅等の最大値を記載
最低出力(MW)	当該ユニット等の安定的に運転可能な出力の最低値を記載
オンライン制御可否	一般送配電事業者からのオンライン指令が可能な場合「1」とする 1/0 の 2 値データ

●共通

- 1年度目および2年度目を作成すること。ただし、2年度目の供給電力量の記載は不要とする。
- エリアに接続している発電機毎にエリアを分けて記載すること。
- 記載対象は発電所の発電容量が10万kW以上(認可出力)の発電設備とする※。ただし、発電出力のうち自家消費量が多く、系統へ送電する量が10万kWを下回る場合は記載しないことができる。
※混焼の場合も合計認可出力が10万kW以上の発電設備が対象
- 発電能力は、所内消費分を除いた系統へ送電できる能力を送電端ベースで記載すること。ただし、自流水力(調整係数使用)については、下記「●自流水力発電記載時の注意事項」を考慮のうえ記載すること。
- 補修期間における月別減少出力は、定期補修等による月平均の減少出力(【ガイドライン】の「用語解説」ページを参照)をマイナス値で記載すること。
- 供給電力は、発電能力から補修期間における月別減少出力を控除して算出すること。ただし、自流水力(調整係数使用)については、下記「●自流水力発電記載時の注意事項」を考慮のうえ記載すること。
- 内訳の欄には、発電設備ごとの供給電力を記載すること。ただしユニットごとの供給力算定が困難な場合、系列単位等で記載することも可能とする。
- 備考の欄には、発電設備の補修内容について記載すること。
- 入力支援シート「水力保有電源」「火力保有電源」「原子力保有電源」「新エネルギー等保有電源」に記載した内容を元に自動作成されるが、供給電力量(1年度目)および備考の欄には転記されないため、直接記載する。

●自流水力発電記載時の注意事項

自流水力(調整係数使用)については、供給力算定方法見直しに伴い、設備量には送電端値を使用する。また、供給電力への補修期間における月別減少出力の差し引きは不要とする。

指定期間の平均補修の値を記載
 ・月間 1日～30、31日（30か31日間）
 ・前半 1日～15日（15日間）
 ・後半 16日～30、31日（15か16日間）

様式第34 第2表 火力発電所発電・補修計画明細書		2024年度												年度計	備考	
供給区域 東北		補修計画						補修計画								
発電所名	ボイラー及びタービンの番号	出力 (10 ³ kW)	4月 <月間>	5月 <月間>	6月 <月間>	7月 <後半>	8月 <月間>	9月 <前半>	10月 <月間>	11月 <月間>	12月 <月間>	1月 <月間>	2月 <月間>	3月 <前半>		
豊洲火力発電所1号	1GT・1B・1ST	120			(20) 6/1~6/20			(89) 9/18~11/10								6/1~6/20: 定期点検 9/18~12/20: 中間点検
新豊洲火力1号	1B1T	880	(122) 4/1~7/31													4/1~7/30: 中間点検
新豊洲火力1号	2B2T	700	(1827) 4/1~4/1													2022/4~: 長期計画停止
合計		発電能力(10 ³ kW)				787.0	787.0	740.9	754.0	758.0	759.0	780.0	780.0	757.0		
		補修期間における月別減少出力(10 ³ kW)	△ 850.0	△ 850.0	△ 708.6	△ 643.0		△ 19.4	△ 104.0	△ 106.0	△ 34.0					
		供給電力(10 ³ kWh) <送電端>	106.0	104.0	32.3	94.0	787.0	721.5	650.0	650.0	724.2	760.0	760.0	757.0		
内訳		豊洲火力発電所1号	120	106.0	104.0	32.3	94.0	94.0	77.5	0.0	0.0	73.2	108.0	108.0	108.0	
		新豊洲火力1号	880	0.0	0.0	0.0	0.0	643.0	644.0	650.0	650.0	651.0	652.0	652.0	651.0	
		新豊洲火力1号	700	0.0	0.0					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		供給電力量(10 ³ MWh) <送電端> (下段: バイオマス混焼供給電力量 <別掲>)	70.0	70.0	20.0	60.0	500.0	500.0	450.0	450.0	500.0	540.0	500.0	540.0	4,200.0	
							[1.0]	[1.0]	[1.0]	[1.0]	[1.0]	[1.0]	[1.0]	[1.0]	8.0	

開始日から終了日を横線で示し、
 下行に開始終了日、上行に日数を記載

小数点第一位で入力

- 本表は、主たる燃料が化石燃料である発電機(火力発電機)について記載する。主たる燃料が化石燃料以外の発電機(例えば、バイオマス発電機等)の場合は、化石燃料を混焼していたとしてもその分は記載しない(35－2表、35－3表も同様)。
- 火力発電に使用する燃料で、間違いやすいものを以下に記載する。
 - 天然ガス液・・・天然ガス田や油田から産出するガスから分離・回収して取り出すことのできる天然ガス系の液体成分で、主にC3～C8からなる炭化水素の混合物
 - 液化石油ガス・・・輸入又は石油精製により得られるC3、C4を主成分とする炭化水素ガス
 - 液化天然ガス・・・海外から輸入した液化天然ガス(LNG)をガス化したもの
 - 都市ガス・・・液化天然ガス、液化石油ガス等を混合し、市中に供給するために成分を整えたガス
 - 天然ガス・・・ガス田から産出した天然ガスで、一度も液化していないガス
 - その他ガス・・・上記以外のガス状の燃料(副生ガス等)
- 上記の「液化天然ガス」「都市ガス」「天然ガス」は、32－1表、32－2表の「LNG」に対応させる。
- 石油コークスは基本的に歴青質混合物に分類するが、事業者判断で石油に分類することもできる。


- ひとつの発電所内に複数の燃料を使う発電機がある場合は列を分けて記載する。
(例)A発電所に以下の4種の火力発電がある場合は、4列にわけて記載する。
 - 石炭火力×2台……燃焼方式「石炭火力」欄の1列に2台分まとめて記載する
 - 重油火力×3台……燃焼方式「石油火力(重原油および重油火力)」欄の1列に3台分まとめて記載する
 - 液化天然ガス火力×4台……燃焼方式「LNG火力」欄の1列に4台分まとめて記載する
 - 石炭と重油の混焼火力×5台……支配的な燃料側の燃焼方式欄の1列に5台分まとめて記載する。
- 長期停止している発電機がある場合も記載する(該当燃料欄等に0を記載する)。
- 内燃力(エンジン)発電機がある場合は「内燃力等」の列に全発電所分の内燃力発電機をまとめて記載する。
- 構内で自家消費のある火力発電所については、発電した電気を系統送電分と自家消費分に按分し、系統送電分に対応する燃料及び供給電力量(発電端)を当該表に記載する。利用率については、系統への最大送電電力(契約値)に対する系統送電電力量分を利用率として記載する。構内に複数の発電機がある場合は、発電容量で按分して記載を行う。
- バイオマス混焼する発電設備の熱効率、総合重油換算量、重油換算消費率を求める場合、バイオマス分を含まないもので計算する。つまり、計算に使用する「供給電力量(発電端)」にはバイオマス燃料相当から発生される電力量は含まず、「燃料発熱量」にもバイオマス燃料分の発熱量を含まない。
- バイオマス混焼する発電設備の利用率は、バイオマス分を含んだ発電設備全体の「設備容量」と「供給電力量」から求める。
- 「平均発熱量」「湿分率」「利用率」「熱効率」「重油換算消費率」の小計や合計の列は、各発電所(各列)の加重平均で求めなければならないことに注意すること。

- 各燃料を輸入する国毎に、輸入計画量(契約済分)を記載する。
- 「その他」欄には、輸入国がわからないもの(ポートフォリオ契約等により、どの国から輸入するかがわからないもの)を記載する。
- 契約が未締結の数量については、「未定」欄に記載する







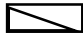
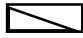








- 記載年度は前年度と前々年度とする。
- 配電事業者
- 周波数維持業務を一送に委託している場合は本表の記載を省略し、備考欄に委託している旨を記載する。

備考欄の記載例：一般送配電事業者〇〇に委託

- 会社間連系線の概要の「送電容量(MW)」欄には、送電線の回線数分の熱容量合計値を記載する。
- 系統図は以下のルールで記載する。以下のルールに規定のないものを記載する場合は別途、広域機関へ相談すること。
 - 送電線は、電圧に応じて太さを変えて表示する(以下の電圧に該当しないものは、自由とする)。また、自者送電線は実線で、他者送電線は点線で記載する。なお、下表の太さは記載用紙がA3の場合を想定しており、用紙の大きさがA3と異なる場合は用紙の大きさに応じた太さへ変更すること。

電圧の種類	自者設備	他者設備
500kVおよび直流送電線	6PT 	
275kV	4PT 	
220kV、187kV、132kV	2PT 	

- 送電線の回線数は考慮せず、1本の線で示す。
- 各設備は、以下の記号を使用する。


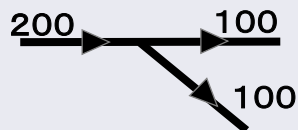
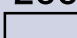

設備の種類	自者設備	他者設備
水力発電所		
火力発電所		
原子力発電所		
風力・太陽光発電所、蓄電所		
変電所		
開閉所		
交直変換所		
FC		

※発電所の種類は「系統情報の公表の考え方」に準じて公表時は非開示とします。

- ▶ 初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載する方法として、1枚の系統図に使用開始時期に応じて、以下の色分けをして記載することを基本とする。

使用開始時期	自者／他者設備
前年度末までの系統	黒色
第1年度末までに運転開始	赤色
第5年度末までに運転開始	緑色
第10年度末までに運転開始	青色
使用開始が未定のもの (第11年度以降に運転開始を 予定しているものも含む)	ピンク色
廃止予定の設備	黄色

- 初年度と第五年度の最大需要電力発生時における電力潮流の状況を記載する。
- 本表は、【記載要領】の別紙「供給電力等の記載断面について」の2. ①年度計画の指定月時に指定する記載断面毎に作成する。
- 当図に使用するシンボルは、38表(電力系統の状況)に記載したシンボルとする。ただし、使用開始時期による色分けは不要とする。
- 送電線の潮流等を記載する単位はMWとする。
- 変電所から本図には記載しない下位の電圧階級へ流れる電力は、原則、変電所記号の○内部に数値を記載する。ただし、○内部に数値を記載すると小さくて見え難い場合は、矢印による○の外への数値記載も可能とする。
- 送電線に流れる潮流は、送電線の横にMW単位で記載する。送電線がT分岐等で別れる場合は、分配された後のそれぞれの送電線の潮流値も記載する。このとき、流れる向きがわかるように記載をする。
- 発電所から系統へ流入する電力は、原則、発電所の記号の近傍に記載する。
- 複数の送電線が、合流していないにもかかわらず、紙面上で交差する部分は、合流していないことがわかるように記載する。

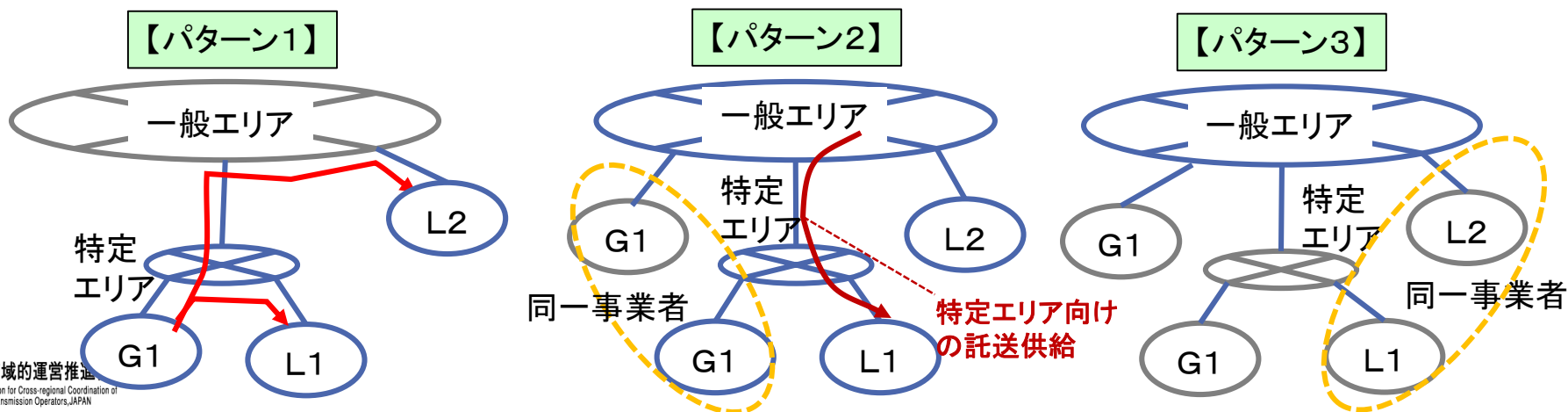
記載パターン	記載例
変電所から下位電圧系統へ流れる電力の記載	 広域変電所
送電線の潮流記載	
発電所から流入する出力の記載	200  広域発電所
実合流はしないが、紙面上で交差する送電線の記載	

- 本表は、【記載要領】の別紙「供給電力等の記載断面について」の2. ①年度計画の指定月、時に指定する記載断面毎に作成する。ただし、各年度の複数断面において、記載する内容が同じ場合はその年度の記載は1断面とすることができる。
- 「送電容量」欄には、送電線の回線数分の熱容量合計値を記載する。
- 受給電力は、広域機関が指定する値を記載する。
(受給電力は、送電になるときは【送電分】、受電になるときは【受電分】と付して記載すること。)

- 一般送配電エリア(一般送配電事業者の供給エリア内で特定エリアを除く部分)と特定エリアの双方で事業を行う小売電気事業者や発電事業者は、一般エリア分と特定エリア分の計画を合算して供給計画を記載するため、以下の点を考慮する必要がある。
- 当面考えられる事業パターン
 - 【パターン1】特定エリアで事業を行っていた発電事業者が一般エリアにも電気を売る場合
 - 【パターン2】特定エリアの発電事業者と一般エリアの発電事業者が同一事業者となる場合
- 将来(特定エリアの小売解禁後)考えられる事業パターン
 - 【パターン3】一般エリアで小売を行っていた小売電気事業者が特定エリアでも小売を開始する場合【当面このパターンがないため今回は本ケースは考えない】
- 特定エリアの需給バランスは、登録特定送配電事業者の供給力確保状況により確認する(特段、発電余力の管理はしない)。
- 一般送配電事業者は一般エリアのみの需給バランスを考える。特定エリア向けに一般エリアから託送供給しているものがあれば、それを含めるが、それ以外の特定エリア需要は含めない。よって、それに対応する供給力は以下の式となる。

供給力 = 一般エリア小売の供給力 + 一般送配電の供給力 + 一般エリアの発電余力 × + 特定エリア向け託送供給分

※一般エリアと特定エリアの双方に電気を販売する発電事業者の発電余力をどの程度一般エリア側に計上するかは、託送供給等契約の状況等を勘案して、発電事業者が決定する。



送電事業者、特定送配電事業者は、送配電事業を行うため、以下の記載方法に従って記載すること。

- 32-6表、38表(電力系統の状況)は送配電事業者と同じ欄を記載する(【記載要領】の「送」に○があるところ)。
 - その場合、【記載要領】の最上位電圧は、特定エリアの最上位電圧と読み替える。
 - 38表(電力系統の状況)で「会社間連系線の概要」は記載不要。

登録特定送配電事業者は、送配電事業と小売電気事業の双方を行うため、以下の記載方法に従って記載すること。

- 32-1表～32-4表、33の3-1、33の3-2表は小売電気事業者と同じ欄を記載する(【記載要領】の「小」に○があるところ)。
 - 同社にて発電事業者ライセンスを取得している場合は、ライセンス保有電源は発電事業者側の供給計画で記載するため、それ以外の自者保有電源のみを記載する。
- 32-6表、38表(電力系統の状況)は送配電事業者と同じ欄を記載する(【記載要領】の「送」に○があるところ)。
 - その場合、【記載要領】の最上位電圧は、特定エリアの最上位電圧と読み替える。
 - 38表(電力系統の状況)で「会社間連系線の概要」は記載不要。
- 32-8表、36表は小売電事業者と同じ欄を記載する(【記載要領】の「小」に○があるところ)。

●電力(電力量)記載方法

- 発電端: 発電機の発生電力
- 送電端: 発電端電力から発電所所内電力を差し引いたもので、発電所から送配電系統へ流入する電力
- 需要端: 使用端電力に変電所所内電力を加えたもの
- 使用端: 需要家が受け取る電力

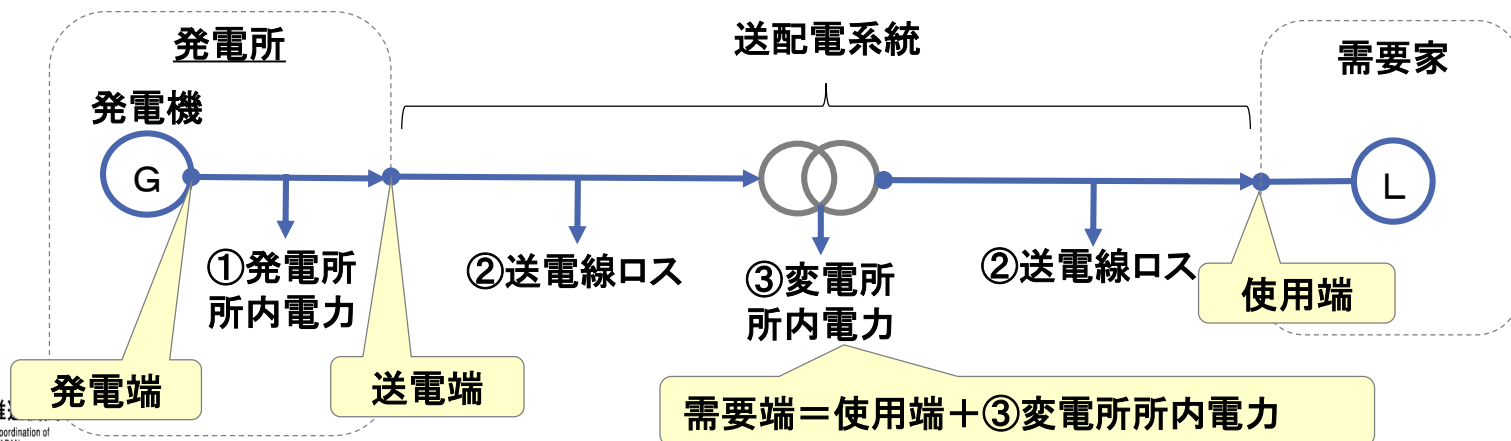
●関係式(下図の記号参照)

- 発電端 = 送電端 + ① = 送電端 / (1 - 発電所所内率※1) (※1) 発電所所内率 = ① / 発電端
- 送電端 = 発電端 - ① = 需要端 + ② = 使用端 + ② + ③ = 使用端 / (1 - 損失率※2)
- ※2: 損失率 = (② + ③) / 送電端 …損失率は一般送配電事業者の託送供給等約款を参照(次々頁参照)
- 需要端 = 使用端 + ③ = 送電端 - ②
- 使用端 = 送電端 × (1 - 損失率) = 需要端 - ③

●計算例(使用端から送電端を計算する場合)

使用端で低圧: 1000kw, 高圧: 2000kw, 特別高圧: 4000kw, 損失率(低圧): 7% 損失率(高圧): 4% 損失率(特別高圧): 3%のとき

$$\text{送電端} = 1000 / (1 - 0.07) + 2000 / (1 - 0.04) + 4000 / (1 - 0.03) = 7282\text{kw}$$



●電力(電力量)記載方法

- 発電端: 発電機で発生した電力の一部を構内で自家消費する場合、簡易的に系統送電分Sを発電端とする。
- 送電端: 発電機で発生した電力の一部を構内で自家消費する場合、系統送電分Sを送電端(=発電端)とする。
- 需要端: 使用端電力に変電所所内電力を加えたもの
- 使用端: 需要家が受け取る電力

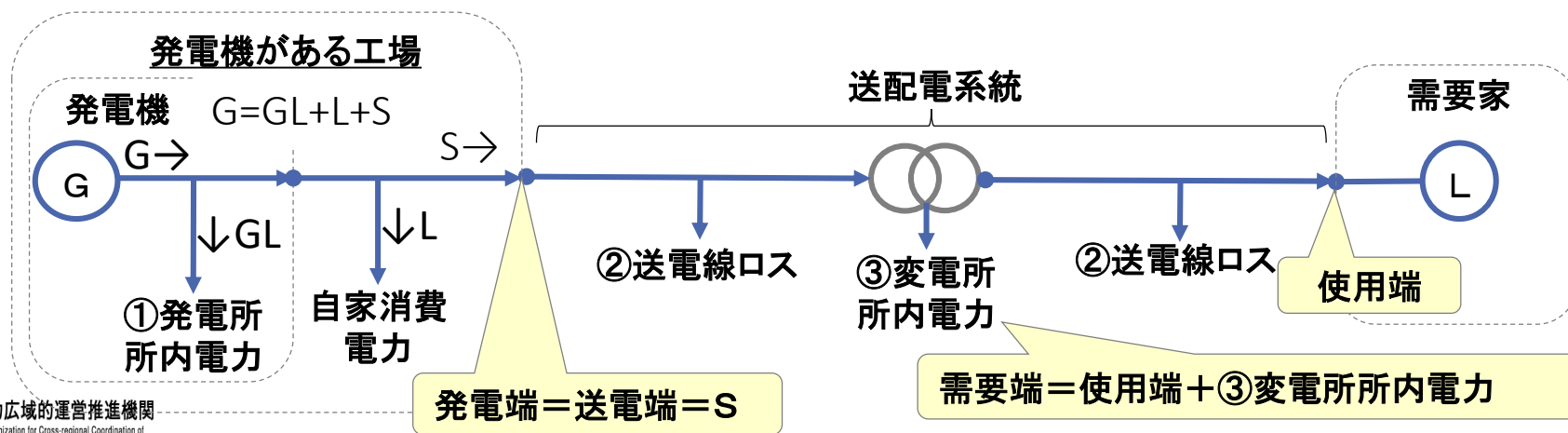
●関係式(下図の記号参照)

- 発電端 = 送電端 = S = 需要端 + ② = 使用端 + ② + ③ = 使用端 / (1 - 損失率^{※2})
 ※2: 損失率 = (② + ③) / 送電端 ……損失率は一般送配電事業者の託送供給等約款を参照(次頁参照)
- 需要端 = 使用端 + ③ = 送電端 - ②
- 使用端 = 送電端 × (1 - 損失率) = 需要端 - ③

●計算例(使用端から送電端を計算する場合)

使用端で低圧: 1000kw, 高圧: 2000kw, 特別高圧: 4000kw, 損失率(低圧): 7% 損失率(高圧): 4% 損失率(特別高圧): 3%のとき

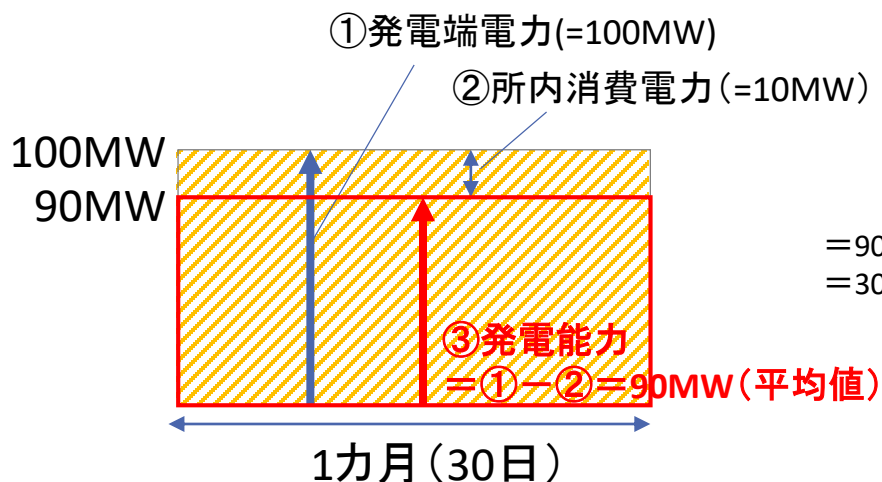
$$\text{送電端} = 1000 / (1 - 0.07) + 2000 / (1 - 0.04) + 4000 / (1 - 0.03) = 7282\text{kw}$$



- 発電機の供給力は、供給力を記載する断面(〇月15時等)において、計画補修がないとした場合に安定的に出力できる「③発電能力(①発電端電力-②所内消費電力)」から④計画補修等による停止電力」を差し引いたものとする。
- ここで、「④計画補修等による停止電力」を差し引く方法として、記載断面における平均値の考え方を基本とする。記載断面が「月間」の場合は月平均値、「月の前半」や「月の後半」の場合は半月の平均値とする。
- 平均値の考え方とは、「④計画補修等による停止電力」の影響で、月内の供給力が日々増減するが、それを月平均値にならして算定するものである。
- なお、「④計画補修等による停止電力」における計画補修等とは、定期的に行う定期点検を指し、日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な補修による停止は、通常、停止電力としては見込まない。

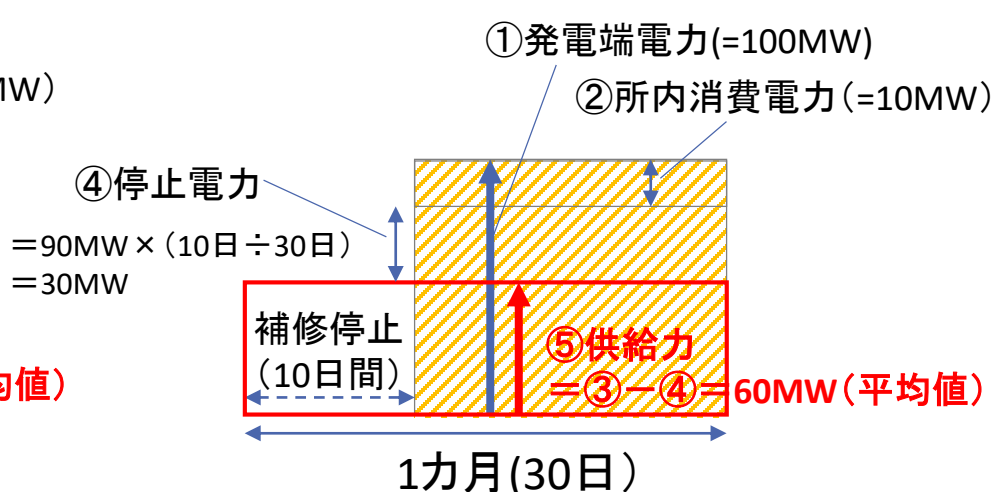
計画補修等による停止電力がない場合の例

・記載断面が「月間」で、その月の日数が30日の場合。当月に計画補修による停止がない場合



計画補修等による停止電力がある場合の例

・記載断面が「月間」で、その月の日数が30日の場合。月初めの10日間に計画補修による停止がある場合。

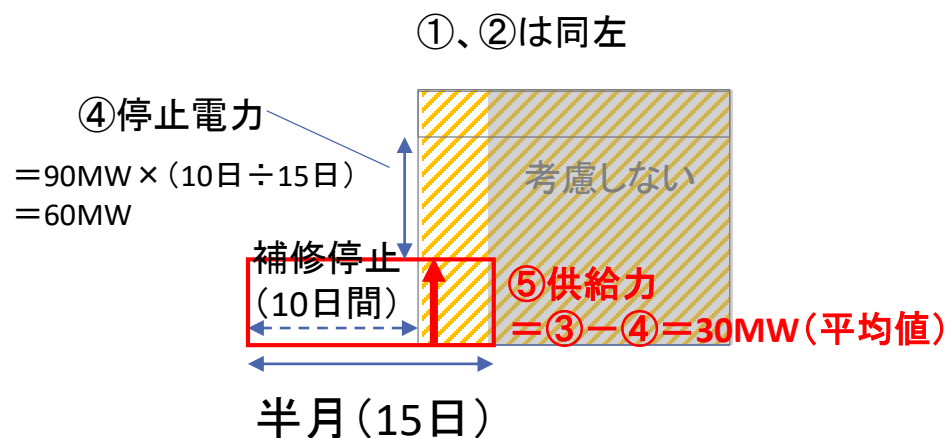
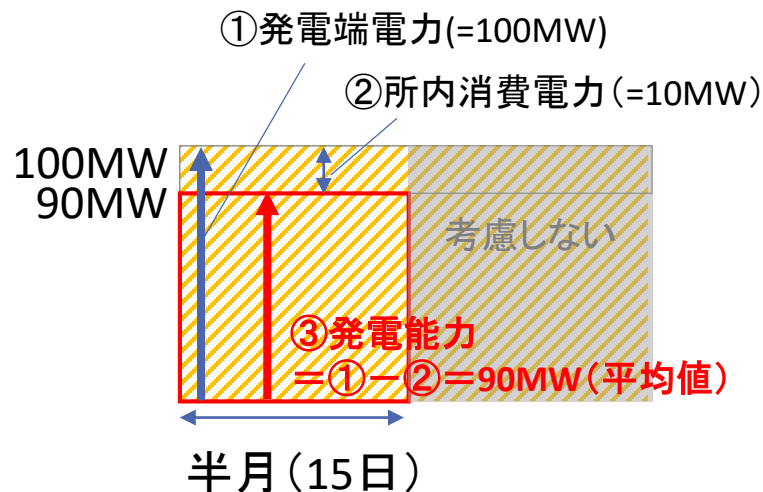


- 前ページでは、記載断面が「月間」の例を記載。このページでは、記載断面が「前半」、「後半※」の具体例を記載。(記載断面以外の条件は前ページと同様) ※月間が31日の場合、後半は16日～31日となる。

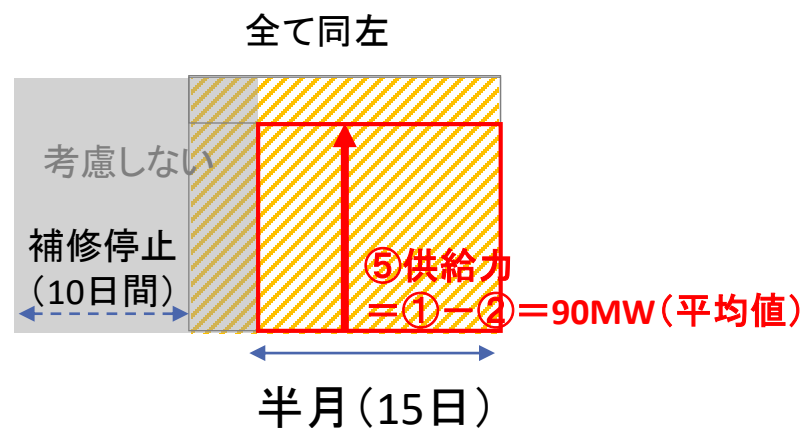
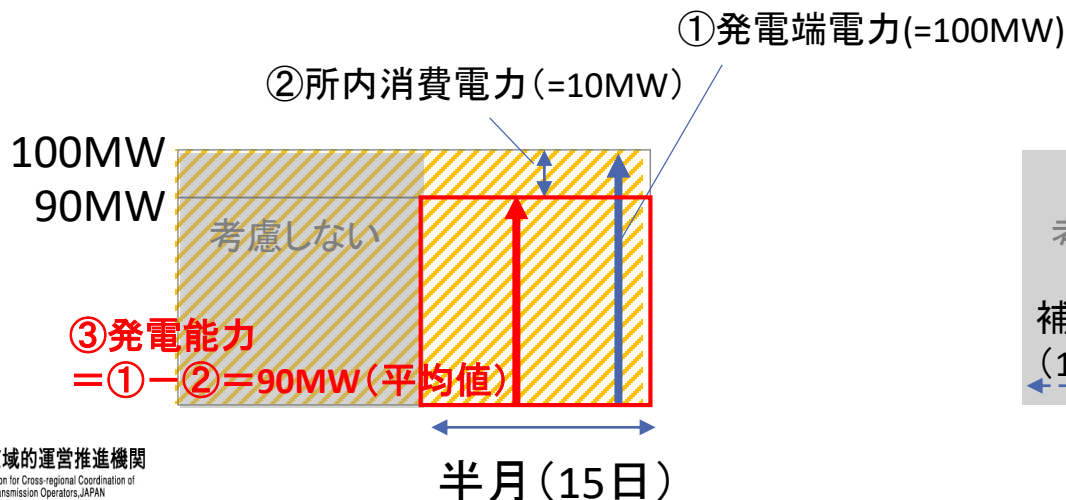
計画補修等による停止電力がない場合の例

計画補修等による停止電力がある場合の例

前半



後半



- 小売電気事業者が一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給(特定もしくは任意)を契約している場合の記載方法は以下のとおりとすること。
- 特に、購入・販売相手先の区分について、「**一般送配電事業者**」を選択しないこと。

●再生可能エネルギー電気**特定**卸供給の場合

(1) 特定の発電設備の発電者が、**発電事業者**の場合

- ・小売電気事業者は、購入相手先の区分について、「**発電事業者**」を選択
(事業者名は該当する発電事業者を選択)
- ・発電事業者は、販売相手先の区分について、「**小売電気事業者**」を選択
(事業者名は該当する小売電気事業者を選択)

(2) 特定の発電設備の発電者が、**発電事業者でない**場合

- ・小売電気事業者は、購入相手先の区分について、「**その他事業者**」を選択
(事業者名は該当する種別を選択)

●再生可能エネルギー電気**任意**卸供給の場合

「**調達先未定一下段:その他**」欄に記載

- 特定地域立地電源とは、特定の地域に立地していることが系統安定化上重要である特定の機能を有した電源である。
- 特定地域立地電源を供給計画に記載する場合は、記載方法が複雑となる可能性があり、送受電の整合性に留意する必要があることから、広域機関の供給計画担当に問い合わせること。
- なお、ブラックスタート機能については、別頁に記載の記載方法に従うこと。

特定地域立地電源とは

6

- 調整電源等の中には、一般的な調整力とは別に、特定の地域に立地していることが系統安定化上重要である特定の機能を有した電源も存在する。これらを「特定地域立地電源」という。
- 具体的には、以下の4種類のいずれかの機能を持つ電源をいう。
 - ①ブラックスタート機能 : 広範囲の停電が起こった際に、外部から電源供給なしに発電を開始できる機能
 - ②電圧調整機能 : 近隣地域の電圧調整に特に大きな役割を果たす機能
 - ③潮流調整機能 : 送電線・変圧器など流通設備における過負荷の防止、送電損失の軽減などの目的で、電力潮流を調整する機能
 - ④系統保安ポンプ機能 : 系統や台風等の天候状況を勘案して、電源脱落や連系線事故等が発生した場合に大規模停電を回避するために行う揚水ポンプを行う機能

【出典】第8回「需給調整市場検討小委員会(2019.1.24)」資料3

改定後のREV番号	改定	改定の概要
0	2023.12	2024年度供給計画版として新規発行